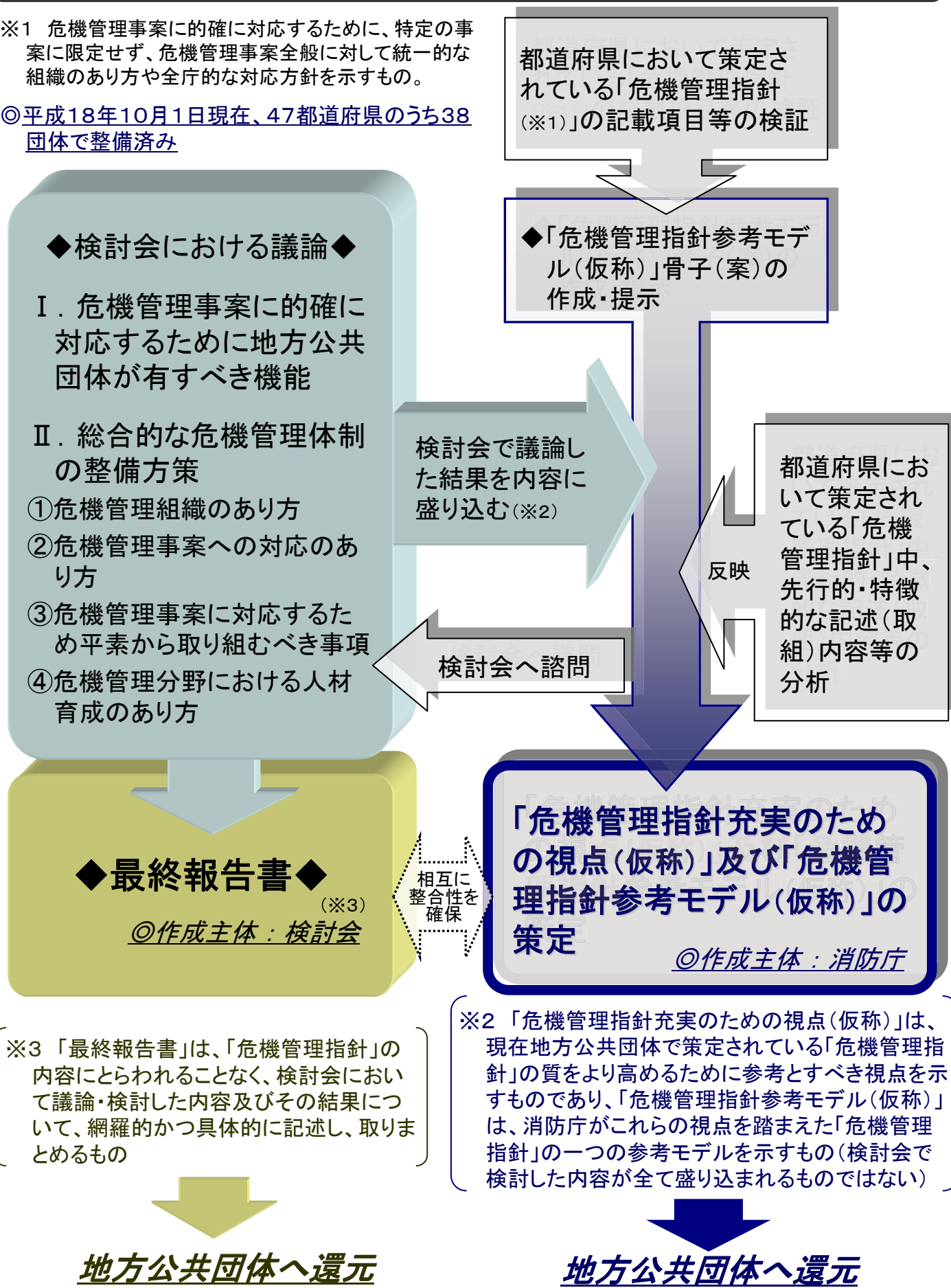


「最終報告書」と「危機管理指針充実のための視点(仮称)」及び「危機管理指針参考モデル(仮称)」の関係について(イメージ)

※1 危機管理事案に的確に対応するために、特定の事案に限定せず、危機管理事案全般に対して統一的な組織のあり方や全庁的な対応方針を示すもの。

◎平成18年10月1日現在、47都道府県のうち38団体で整備済み



地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会
【平成 19 年度 スケジュール（案）】

5 月 24 日 第 7 回 会議

- 議題：○検討会の検討結果等について
○平成 19 年度検討会のスケジュール
○「最終報告書」骨子（案）
○危機管理事案に的確に対応するために地方公共団体が有すべき機能

7 月中旬 第 8 回 会議

- 議題：○危機管理事案に対応するために平素から取り組むべき事項（「危機管理指針参考モデル（仮称）」の骨子（案）についての議論を含む）
○危機管理分野における人材育成のあり方

9 月上旬 第 9 回 会議

- 議題：○危機管理事案への対応のあり方

10 月下旬 第 10 回 会議

- 議題：○危機管理組織のあり方
○「最終報告書」（素案）
○「危機管理指針充実のための視点（仮称）」及び「危機管理指針参考モデル（仮称）」（素案）

12 月中旬 第 11 回 会議

- 議題：○「最終報告書」（案）
○「危機管理指針充実のための視点（仮称）」及び「危機管理指針参考モデル（仮称）」（案）

- 1 月中旬 「最終報告書」公表
「危機管理指針充実のための視点（仮称）」及び「危機管理指針参考モデル（仮称）」公表

地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会
【 最終報告書 スケルトン（案） 】

1. はじめに

2. 危機管理事案に的確に対応するために地方公共団体が有すべき機能

3. 地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備方策

① 危機管理組織のあり方

- 平素から存在する危機管理組織（ex. 危機管理課）
 - ・ 権限、所掌事務
 - ・ 危機管理専門幹部の配置とその権限、所掌事務
- 臨時的に設置される危機管理組織（ex. 危機対策本部）
 - ・ 権限、所掌事務
 - ・ 対策本部長等の意思決定のメカニズム
 - ・ 危機対応が長期化した場合の体制確保

② 危機管理事案への対応のあり方

- 初動体制の確保
- 情報に関する事項
 - ・ 被害情報等の収集・整理
 - ・ 団体内部での情報共有
 - ・ 住民への情報提供、問い合わせへの対応
 - ・ マスコミへの情報提供、問い合わせへの対応
- 関係機関との連携
 - ・ 国との連携
 - ・ 市町村との連携
 - ・ その他関係機関との連携

③ 危機管理事案に対応するため平素から取り組むべき事項

- 危機管理に係る基本指針の整備
- ハード面の整備（ex. 危機管理センター等）

④ 危機管理分野における人材育成のあり方

- 団体における人材育成・職員配置の方策
- 外部の専門家集団の知見の活用方策

4. 「危機管理指針充実のための視点（仮称）」及び「危機管理指針参考モデル（仮称）」について

5. 参考資料

新潟県危機管理対応方針

平成15年 3月24日制定

平成16年 4月 1日改正

平成16年10月21日改正

平成17年 4月 1日改正

平成18年 9月29日改正

1 趣旨

この方針は、危機の発生に備え、法令等に定められた事項を除き、県の危機管理対応の基本について必要な事項を定める。

2 対象機関

この方針の対象機関は、知事部局、病院局、企業局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び教育庁のそれぞれ本庁（以下「本庁」という。）及び地域機関等とする。

地域機関等とは、新潟県行政組織規則の地域機関、新潟県病院局組織規程の施設、新潟県企業局組織規程の事業所、新潟県教育委員会組織規則の出先機関等及び新潟県立学校条例の高等学校等をいう。

3 危機の定義

県が危機管理の対象とする「危機」は、県民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態で、次に掲げるものとする。

(1) 災害

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害

(2) 武力攻撃事態

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「武力攻撃事態対処法」という。）第1条に規定する武力攻撃事態等及び武力攻撃事態対処法第25条に規定する緊急対処事態

(3) その他の危機

(1)及び(2)以外の事件、事故又はこれに類する事態

4 危機管理の対象とする危機

(1) 個別の危機及び所管部局

危機管理の対象とする個別の危機及びその危機を所管する本庁の部局（以下「部局」という。）及び地域機関等は別紙1-1及び1-2のとおりであるが、ここに掲げたもの以外についても、前記3に該当する事態が生じた場合は、危機管理の対象とす

る。

(2) 所管が不明な危機への対応

所管部局が不明な危機については、知事の指示に基づき危機管理監が所管部局を指定する。

5 危機管理の基本的な考え方

様々な危機の発生に備え、次の各号に掲げる事項を推進し、発生した危機に対し迅速かつ的確な対応を行う体制を確立し、「安全で安心な新潟県」の実現を目指す。

また、これに向けて、重大かつ広汎な被害の発生が想定される大規模な地震災害への即応体制及び機能の整備を重点的に進め、他の様々な危機対応に応用することによって、県の総体的な危機対応力の向上を図る。

(1) 総合的な危機管理の実施

ア 全庁的な危機管理体制の確立

(ア) 危機管理の総括者

危機管理監は、全庁的な危機管理の実務を総括する。

(イ) 情報を一元的に収集・管理する機能の整備

危機情報を一元的に収集・管理する機能を整備する。

(ウ) 組織横断的体制の整備

様々な危機に即応し、関係部局及び地域機関等が連携して対応できる危機管理体制を整備する。

イ 関係機関との連携強化

危機発生時に円滑な協力関係が構築できるよう、関係機関との一層の連携強化を図る。

関係機関とは、自衛隊、警察及び消防を始めとする防災関係機関等をいう。

(2) 迅速かつ的確な危機対応の実現

ア 初動対応マニュアルの整備

想定される危機に係る初動対応マニュアルを全庁的に整備し、危機発生時には有効に活用する。

イ 危機管理訓練の実施

想定される危機に対する図上訓練、機能別訓練等を積極的に実施し、職員の危機対応力の向上を図る。なお、必要に応じて関係機関の参加を求める。

ウ 職員の危機管理意識の高揚

職員の危機管理訓練、危機管理研修等を通して、職員の危機管理意識の一層の高揚を図る。

エ 危機管理の専門的な人材の育成

危機に即応できる専門的な人材を積極的に育成する。

(3) 迅速かつ分かりやすい情報の提供

県民の安全・安心を確保するため、被害状況、応急対策の実施状況等について、迅速かつ分かりやすい情報を提供する。

6 危機管理体制の整備

(1) 危機管理組織

ア 危機管理推進者等の設置

危機管理体制の整備・強化を図るため、各部局及び地域振興局に次の者を置く。

(ア) 本 庁

危機管理推進者	各部局主管課長
副危機管理推進者	各部局主管課課長補佐
危機管理推進員	危機管理推進者が指定する者

(イ) 地域振興局

地域危機管理推進者	地域振興局企画振興部長
副地域危機管理推進者	地域振興局企画振興部副部長
地域危機管理推進員	地域危機管理推進者が指定する者

イ 危機管理推進会議等の設置

(ア) 会議の種類

危機管理に関する情報交換を行うとともに、危機管理体制の整備・強化を図るため、次の会議を設置する。

- a 危機管理推進会議
- b 地域危機管理推進者会議
- c 地域危機管理推進会議

(イ) 会議の主宰者及び構成員等

各会議の主宰者及び構成員は、次のとおりとする。

各会議の主宰者は、必要に応じて関係機関の職員の出席を求めることができる。

会 議 名	主宰者	構成員
a 危機管理推進会議	危機管理監	危機管理監、副危機管理監、危機管理推進者、危機管理防災課長、消防課長、原子力安全対策課長、広報広聴課長、管財課長
b 地域危機管理推進者会議	危機管理監	危機管理監、副危機管理監、危機管理防災課長、地域危機管理推進者
c 地域危機管理推進会議	地域危機管理推進者	地域危機管理推進者、地域振興局の副部長及びこれに準じる者

(ウ) 会議の開催

各会議の主宰者は、必要に応じて会議を開催し、情報連絡及び対策の協議等を行う。

ウ 対策本部、警戒本部等の設置

(ア) 危機の規模別本部体制

県は、法令に基づく災害対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）のほかに、発生した危機の内容と規模に応じ、この方針による対策本部又は警戒本部（以下「危機管理本部等」という。）を、別紙２により設置する。

(イ) 危機管理本部等の設置者

この方針による複数部局で対応すべき危機事案に対する危機管理本部等の設置は、次の者が行う。

対策本部 知事又は危機管理監

警戒本部 危機管理監又は主たる対応部局長

(ウ) 部局単独の危機管理本部等

この方針による部局単独の危機管理本部等の設置は、所管の部局長が行う。なお、危機管理本部等を設置した場合は、部局長は、速やかに危機管理監に報告する。

(エ) 連絡室の設置

危機管理本部等の設置に至らない場合であっても、危機管理監は、防災局及び関係部局からなる連絡室を設置することができる。

(オ) 関係機関との連携

部局単独の危機管理本部等を設置する場合であっても、所管部局長は、必要に応じて関係機関に対し、協力を求めることができる。

(2) 部局と地域機関等の役割

ア 危機発生時の役割

(ア) 所管業務への対応

部局及び地域機関等は、危機発生時、所管する業務について第一義的な責任をもって対応し、被害の発生及び拡大の防止のために万全の措置を講じる。

(イ) 迅速な情報収集及び報告・連絡

地域機関等は、迅速に危機情報を収集し、部局に報告する。

部局は、迅速に危機情報を収集し、知事、危機管理監及び関係省庁へ報告するとともに、関係部局、関係機関及び危機管理防災課に連絡する。

(ウ) 応急対策の実施

部局及び地域機関等は、迅速に危機発生時の初動体制を確立するとともに、関係機関と連携して的確な応急対策を実施する。

(エ) 災害対策本部等及び危機管理本部等の設置の要請

部局長は、災害対策本部等又は複数部局で対応する危機管理本部等を設置する必要があると認めるときは、危機管理監に対し、知事に設置の意見具申を行うよう要請する。

イ 平常時の役割

(7) 情報連絡体制の整備

部局及び地域機関等は、危機発生時、迅速に情報伝達できるよう、連絡体制を整備する。

(イ) 初動対応マニュアルの整備

部局は、地域機関等と協議して、所管業務に係る初動対応マニュアルを整備する。

(ウ) 訓練・研修の実施

部局及び地域機関等は、職員の危機管理訓練、危機管理研修等を実施し、危機対応力の向上を図る。

(3) 危機管理監の役割

ア 基本的な役割

(7) 実務の総括

危機管理監は、危機発生時、被害の発生又は拡大防止のために万全の措置を講じるなど前記4に掲げる危機管理に係る実務を総括する。

(イ) 知事への意見具申

危機管理監は、危機管理の専門的な立場から、必要に応じて知事に意見の具申を行う。

(ウ) 応急対策の総合調整

複数部局で対応する必要がある場合は、知事に直属して、県の対応が一体的かつ効果的に実施されるよう、応急対策の総合調整を行う。

イ 危機発生時の役割

(7) 情報の一元管理

危機管理監は、この方針による危機が発生した場合、被害状況や応急対策その他関係情報を一元的に収集・管理するとともに、関係部局及び関係地域振興局に提供し、情報の共有化を図る。

また、県民及び報道機関へ提供された情報は、危機管理監が一元的に把握する。

(イ) 災害対策本部等又は危機管理本部等の設置・廃止についての意見具申

危機管理監は、部局長から設置要請があった場合又は危機の規模が拡大する等、全庁で連携して対応することが必要と判断される場合は、災害対策本部等又は危機管理本部等の設置について、知事に意見の具申を行う。また、廃止についても同様とする。

(ウ) 災害対策本部等又は危機管理本部等の設置時の任務

危機管理監は、災害対策本部等又は危機管理本部等が設置された場合、応急対策の総合調整を行なう。

(エ) 知事未到着時の対応

危機管理監は、知事を本部長とする災害対策本部等又は危機管理本部等の設置後で、知事が未到着の場合において本部会議を開催する必要があるときは、知

事に代わって会議を主宰する。

ウ 平常時の役割

危機管理監は、危機管理体制の整備、全庁的又は複数部局を対象とする危機管理訓練・危機管理研修の実施その他県の危機対応力を高めるための事務を処理する。

(4) 副危機管理監の役割

副危機管理監は、平常時から危機管理監を補佐し、危機管理監に事故があるときはその職務を代理する。

7 危機情報の伝達及び提供

(1) 情報の伝達

ア 知事への報告

(ア) 事象発生報告等

危機発生時、危機管理監又は所管の部局長若しくは主たる対応部局長は、事象発生報告又は被害状況等を速やかに、知事へ報告する。また、当該部局長は、知事等への報告にあわせて、危機管理監（夜間休日時にあっては、危機管理防災課宿日直職員）へ報告する。

(イ) 応急対策等の詳報

危機の詳細及び応急対策の詳報については、原則として所管の部局長又は主たる対応部局長が知事に報告し、必要に応じて危機管理監、当該部局長又は関係部局が同席する。

イ 知事の指示事項の伝達

危機管理監は、知事からの指示事項を速やかに関係部局長に伝達し、伝達を受けた関係部局長は速やかに関係地域機関等に伝達する。

また、部局長が知事から指示事項を受けた場合は、速やかに危機管理監に報告し、危機管理監は関係部局長に伝達する。なお、伝達を受けた関係部局長は速やかに関係地域機関等に伝達する。

(2) 危機情報の連絡系統

危機が発生した場合の情報連絡は、別紙３の連絡系統図により行う。

(3) 報道機関への情報提供

危機発生時の報道機関に対する情報提供は、次により行う。

ア 重要事項の発表

被害が甚大な場合の被害状況、応急対策等の重要な事項についての発表は、知事が行う。

イ 全庁的又は複数部局の対応を要する場合の発表

全庁的又は複数部局の対応を要する場合の被害状況、応急対策等の発表は、危機管理監又は主たる対応部局長が行う。

ただし、危機管理監又は主たる対応部局長が行うことができない場合は、危機管理監又は主たる対応部局長が指定する者が行う。なお、主たる対応部局長が行った発

表については、発表後、速やかに危機管理監へ報告する。

ウ 単独部局が対応する場合の発表

単独部局で対応する場合の被害状況、対策等についての発表は、所管の部局長が行い、発表後、速やかに危機管理監へ報告する。

8 平常時における危機管理機能の強化

(1) 初動対応マニュアルの整備

危機管理推進者は、部局内の初動対応マニュアルの作成を危機の所管課に行わせる。

地域危機管理推進者は、地域機関等相互の情報連絡体制等を定めた初動対応マニュアルを作成する。

危機管理推進者及び地域危機管理推進者は、初動対応マニュアルを作成、又は改正したときは、速やかに危機管理監に報告する。

危機管理監は、部局及び地域機関等の初動対応マニュアル作成の支援を行う。

(2) 関係機関との協力体制の構築

危機管理監、危機管理推進者及び地域危機管理推進者は、関係機関と危機管理に関する情報交換・連絡を行い、危機発生時における協力体制の構築を図る。

9 危機管理に関する他のマニュアル等との整合

既存の危機管理に関するマニュアル等については、常にこの方針との整合を図るため、必要な見直しを行う。

10 その他

この方針の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この方針は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この方針は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この方針は、平成16年10月21日から施行する。

付 則

この方針は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この方針は、平成18年10月1日から施行する。

「京都府総合的危機管理指針」

平成19年 3月

京 都 府

目 次

I 総 則

1	目 的	1
2	定 義	1
3	対象機関	1
4	危機管理の基本方針	2
5	個別の危機事象に対する計画等との関係	2
6	安心・安全を総括する副知事の責務	2
7	危機管理監の責務	2
8	各部局等の長の責務	2
9	職員の心構え	2
10	京都府危機管理調整会議の設置	3
11	危機管理責任者等	3
12	専門家等の活用	4
13	危機発生時の体制	4

II 事 前 対 策

14	未然防止対策	5
15	事業継続対策	5
16	情報連絡体制の整備	5
17	初動体制の確立	5
18	情報の収集・分析	6
19	職員の危機管理能力の向上	6
20	府民への啓発	6
21	訓練の実施と体制の点検	6
22	資機材等の確保	7
23	関係機関等との連携強化	7
24	個別計画等の作成	7

III 応 急 対 策

25	情報の収集・伝達と管理	8
26	広報活動	9
27	応急対策の実施	9

28 応急対策の記録 1 0

IV 事後対策

29 安全性の確認・終息宣言 1 1

30 被災者等への支援 1 1

31 再発防止策の検討・実施及び対処の検証 1 1

I 総 則

1 目 的

この指針は、京都府の危機管理の基本的な考え方を定め、危機管理体制を強化するとともに、総合的な危機管理対策を推進することにより、安心・安全な京都府づくりに資することを目的とする。

2 定 義

(1) 危 機

本指針における「危機」とは、以下のいずれかに該当する案件とする。

①府民の生命、身体、財産に重大な被害を及ぼす災害・事件・事故

（例：自然災害、重大事故、重大事件、武力攻撃事態等、テロなど）

②府民の安心・安全な生活に重大な影響を及ぼす事案

（例：感染症の蔓延、重大な環境汚染、個人情報流出、子供を対象とした事件など）

③府民の安心・安全に重大な影響を及ぼすおそれがあり、府として情報収集又は対応が必要な事案で、知事が特に必要と認めるもの

(2) 危機管理

本指針における「危機管理」とは、危機の予測・予知、危機の未然防止・回避や被害の軽減などの「事前対策」「危機発生時の対応」「再発防止・復旧対策」までを含めた一連の活動をいう。

(3) 関係機関

本指針における「関係機関」とは、国、他の都道府県、市町村、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、ライフライン事業者、交通事業者、業界団体など、府が適切に危機管理を行うため、連携協力する必要がある機関・団体をいう。

3 対象機関

(1) この指針の対象となる機関は、本庁各部局、各広域振興局、議会事務局、教育庁、人事委員会事務局、監査委員事務局（以下「各部局等」という。）とする。

(2) 府警察本部については、危機の発生時の状況、対応などの情報の共有等必要に応じて協力を求める。

(3) 広域振興局管内に所在する地域機関については、所属する部局及び広域振興局と連携し、危機管理を行う。

4 危機管理の基本方針

府は、以下の方針をもとに、危機管理を推進する。

- (1) 府民の生命、身体、財産を守ることを最優先に対応する。
- (2) 危機の兆候を的確に察知し、迅速に情報を報告・連絡し、的確な対応を実施する。
- (3) 府民、関係機関と連携・協力し、全庁（関係部局等）をあげて対応する。

5 個別の危機事象に対する計画等との関係

本指針は、危機管理に関する基本となる事項を定めたものであり、個別の危機事象に対する計画、マニュアル等（以下「個別計画等」という。）が定められた危機事象が発生した場合、それら個別計画等に基づき対応する。

なお、個別計画等が定められていない危機事象が発生した場合や個別計画等の対応では十分な対応が困難な場合、本指針に基づき、対応する。

6 安心・安全を総括する副知事の責務

安心・安全を総括する副知事（以下「安心・安全総括副知事」という）は、知事の指示に基づき、危機管理監及び関係部局長等を指揮して、府の危機管理を推進する。

7 危機管理監の責務

危機管理監は、知事の下に府全体の危機管理を総括し、平素から、全庁的な危機管理体制の充実強化に努めるとともに、所管部局が不明な危機や全庁的な対応が必要な危機が発生した場合には、関係部局や関係機関と連携して必要な対策を実施する。

8 各部局等の長の責務

各部局等の長は、所管業務に関係する危機に備え、平素から危機管理体制の構築に努めるとともに、所管業務に関する危機事象が発生した場合、危機管理監及び関係部局、関係機関と連携し、必要な対策を実施する。

9 職員の心構え

職員は、平素から起こりうる危機の洗い出し、その未然防止策や対応策の検討を行うなど危機管理の視点をもって業務を行うものとする。

また、危機の情報を入手した際は、速やかに上司へ報告を行い、組織としての情報共有に努める。

10 京都府危機管理調整会議の設置

府の全庁的な危機管理を推進するとともに、危機管理に関する総合的な連絡及び調整を図るため、危機管理監を委員長とし、各部局等の次長等を委員とする京都府危機管理調整会議（以下「危機管理調整会議」という）を設置する。

危機管理調整会議には、各部局の総務主幹等を幹事とする幹事会において、危機管理に関する連絡調整等を行う。

▶ 危機管理調整会議の主な役割

平常時の役割

- ▷ 情報収集
- ▷ 情報伝達・連絡体制の整備の推進
- ▷ 所管業務に関する危機に対する個別計画等の作成・点検等の推進
- ▷ 部局等内における訓練、研修等の実施の推進

緊急時の役割

- ▷ 情報収集及び情報の管理、提供
- ▷ 危機管理監及び部局との連絡、調整
- ▷ 部局内職員の動員（個別計画等が無い場合等）
- ▷ 初動対応の調整（体制構築の調整等）

11 危機管理責任者等

（１）危機管理責任者

各部局等に、危機管理責任者（危機管理調整会議の委員）及び部局危機管理推進者（危機管理調整会議の幹事）を置き、各部局等における危機管理体制の強化に取り組むものとする。

（２）所属危機管理推進者等

各所属に、所属危機管理推進者（各所属長）及び所属危機管理担当者（副室長、係長から所属長が指名）を置き、各所属における危機管理体制の強化に取り組むものとする。

12 専門家等の活用

各部局等は、必要に応じ、関係機関や専門家等からなる委員会等を設置し、危機の未然防止策や対応策、応急対策、再発防止策の検討や検証・評価にあたり、専門的な視点に立った意見を聴取する。

13 危機発生時の体制

(1) 対策本部等体制

危機が発生した場合、その特性及び被害状況に応じ、下記の体制をとる。

なお、全庁的な体制をとる場合、危機管理監、関係部局等の長が安心・安全総括副知事と調整した意見を元に、知事が決定する。

体 制	責任者	対応	対 応 案 件
対策本部等体制	知 事	全庁対応	被害、社会的影響が特に大きい案件、又は、被害等が広域に拡大するおそれのある案件
警戒本部体制	知 事 副知事	関係部局 対応	大きな被害の発生又は拡大のおそれのある案件
対策会議体制	副知事 危機管理監	関係部局 対応	被害、社会的影響が大きい案件、又は、被害等が広域に拡大するおそれのある案件（所管が不明な事案を含む）
部局等対策会議体制	部局長	特定部局 対応	所管部局による対応で終息が可能な案件
地方対策本部体制	広域振興局 長	広域振興 局対応	被害地域も限定され、広域振興局による対応で終息が可能な案件
情報連絡体制	危機管理監	関係課対 応	今後の推移によって大きな被害等が発生するおそれがあり、府として情報の収集、関係機関との連絡調整を行うべき案件

(2) 対策支部等

対策本部等の地方組織として、被災地において応急対策等を実施する必要があるときは、広域振興局長を支部長とする対策支部を設置する。

対策支部の設置・閉鎖については、本部長の指示によるほか、広域振興局長の判断により、本部長の承認を得て決定する。

(3) 現地対策本部

被災地と対策本部等との連絡調整及び機動的かつ迅速に応急対策等を実施するため、特に必要があるときは、現地対策本部を設置する。

(4) 対策本部等事務局体制

対策本部等を設置した場合、危機管理監付、消防・防災室職員、非常時専任職員及び各部局対策本部事務局要員等で構成する事務局体制を確立し、総括班、広報班等の必要な班を設け、円滑な対応を行うものとする。

Ⅱ 事前対策

14 未然防止対策

危機管理において、危機の発生を未然に防止することが何より重要である。このため、各部局等は、所管業務に係る危機について、平素から注意を払い、必要に応じて情報収集に努めるとともに、府外等で発生した危機についても府への派生や府での発生など最悪の事態を想定し必要な対策を講じておくものとする。

また、各部局等は、所管する事務事業の執行方法等について、危機管理の観点から、見直し・改善を行い、危機を発生させない行政システムの確立に努めるものとする。

15 事業継続対策

危機が発生した場合、府は全庁をあげて危機対応にあたることとなるが、府の行う事務事業には、府民生活の安定から中断することができないものもある。こうしたことから、各部局等は、平素から所管する事務事業について、継続するもの、中断できるものの整理を行い、危機の状況に応じ継続すべき業務の優先順位を定め、府民生活に支障が生じないように努めるものとする。

16 情報連絡体制の整備

(1) 危機管理緊急連絡網

危機管理監は、各部局等の危機管理担当職員等の電話番号、メールアドレス等を記載した危機管理緊急連絡網を作成・配布するとともに、休日・夜間等にも対応できる全庁及び関係機関との情報連絡・収集体制を整備する。

(2) 各部局等緊急連絡網

各部局等は、地域機関も含めた主要職員の危機管理緊急連絡網を作成・配布するとともに、休日・夜間にも対応できる部局内及び関係部局、関係機関との情報連絡体制を整備する。

また、知事、副知事及び危機管理監等への報告方法をあらかじめ定めておくものとする。

17 初動体制の確立

(1) 危機管理監等の緊急体制

危機管理監、防災監及び危機管理監付、消防室、防災室の管理職員は、迅速な初動対応を実施するため、直ちに府庁に参集できる体制を確保するとともに、危機管理監付、消防室、防災室の職員は、常に連絡が取れる体制をとる。

(2) 休日・夜間の宿日直体制

危機管理監付、消防室、防災室の職員及び総務部の係長級以上の職員並びに本庁各部局の管理職員は、休日・夜間における危機情報の収集・連絡を行うため、宿日直を行う。

(3) 緊急時指定職員

危機発生時における初動対応の要員として、本部又は支部が設置される庁舎の近隣に居住する職員を緊急時指定職員として指定するとともに、これら職員が、速やかに業務に対応できるよう、訓練・研修等を通じて、連絡、参集、業務体制の整備を図る。

(4) 各部局等における初動体制

各部局等は、所管業務に関係する危機に対し、あらかじめ、緊急時指定職員以外の職員を緊急参集職員として定めるなど速やかな初動対応が可能な要員を確保しておくものとする。

18 情報の収集・分析・共有

各部局等は、平素から、想定される危機に関する情報の収集及び分析に努めるとともに、危機に発展するおそれがある情報を入手した場合は、直ちに危機管理監及び安心・安全総括副知事に報告する。

特に、危機の兆候段階においては、危機に至るかどうかわからず、報告すべきか判断に迷うことも想定されるが、そういう場合は、迷わず報告するものとする。

19 職員の危機管理能力の向上

危機管理監は、職員研修担当部局及び各部局等と連携して、危機管理に関する研修等を実施する。

また、各部局等は、個別計画等の実効性を高めるため、個別の危機に応じた研修等を実施し、職員の危機管理意識の向上に努める。

20 府民に対する啓発

危機管理監及び各部局等は、講演会、研修会、出前語らい、訓練等を活用し、様々な危機に対する注意喚起を行うなど府民の意識啓発に努める。

21 訓練の実施と体制の点検

危機管理監及び各部局等は、関係機関と協力して、個別計画等に即した行動がとれるよう実践的な訓練を継続して実施する。

また、訓練の実施結果等を踏まえて、危機管理体制の点検を行い、改善を要する点があれば、本指針や個別計画等の見直しを行う。

22 資機材等の確保

各部局等は、所管業務に関する危機の対応に必要な資機材及び物資（以下「資機材等」という。）の備蓄、管理に努める。

また、備蓄に適さない資機材等については、関係機関との協定を締結するなど調達体制の整備に努める。

23 関係機関等との連携強化

各部局等は、平素から危機管理に関する情報交換、連絡会議の開催や訓練等を通じて、関係機関との連携の強化に努めるとともに、必要に応じ、協力体制の構築に努める。

24 個別計画等の作成

(1) 各部局等は、所管する業務に係る危機に的確かつ迅速に対処するため、想定される危機について、担当窓口、連絡体制、初動体制、事前対策、応急対策及び事後対策等について具体的に定めた個別計画等の作成に努める。

(2) 個別計画等については、危機の特性等を反映したものとし、この指針の趣旨を踏まえたものであれば、必ずしもこの指針にとらわれるものではない。

また、既に個別計画等を作成している場合は、必要に応じ、見直し等を行う。

(3) 個別計画等の作成又は見直しに当たっては、関係部局、関係機関等と十分に協議調整することとし、作成又は見直し後は、速やかに危機管理監に報告する。

(4) 個別計画等の作成又は見直しに当たっては、危機管理における広報の重要性に鑑み、「危機事象発生時の広報対応マニュアル」との整合性に留意し、広報課と調整を行う。

Ⅲ 応 急 対 策

25 情報の収集・伝達・共有

(1) 基本的考え方

危機発生時には、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止する上で極めて重要であるため、第一報をできる限り速やかに報告する。

この場合、情報が断片的であっても速やかに報告し、詳細は追加情報として続報で報告することとし、第一報の報告を受ける職員は、この点に十分に留意する。

また、各部局等は、危機発生時の情報を速やかに部局長等に報告する情報連絡体制を構築する。

(2) 情報の伝達

各部局等は、危機情報を速やかに危機管理監及び安心・安全総括副知事に報告するとともに、知事に報告する。

また、何らかの事由により担当者に連絡が取れず、あらかじめ定めた情報伝達収集体制により難しい場合、上位の者に連絡を取るなど臨機応変に対応する。

(3) 情報の内容

危機発生時には、第一報をできる限り速やかに伝達することが極めて重要である。概ね次の事項を中心に情報を収集し、報告する。

- ア 危機事案の概要（時間、場所、内容等）
- イ 被害の発生状況及び被害の拡大に関する予測
- ウ 府、関係機関等が実施した応急措置の状況
- エ 危機の発生原因
- オ その他特に留意すべき事項

(4) 情報の共有

危機発生直後は、特に情報が錯綜し、混乱するおそれがあるので、各部局等において危機管理調整会議の委員、幹事などを中心として情報の整理、分析や関係部局等との情報共有を図る。

(5) 現地での情報収集

各部局等は、必要に応じて、職員を現地に派遣し、情報収集や現地対応を行う。

(6) 情報連絡、情報共有の手段

情報の収集伝達・提供に当たっては、防災行政無線等の既存の通信設備を最大限活用する。

また、対策本部会議等の内容が速やかに各部局等において共有できるよう、衛星通信系防災情報システム等の活用を図る。

26 広報活動

(1) 府民への情報提供

- ① 危機の発生等による社会的混乱を防止し、安心・安全な府民生活を確保するため、対策本部会議等は原則として公開とするほか、危機の状況や応急対策の実施状況等について、様々な手段を活用して的確かつ迅速に府民に情報を提供する。
- ② 安否確認など府民からの多数の問い合わせが予想される場合は、必要に応じ、一元的な対応ができる窓口の設置に努めるとともに、個人情報の保護に最大限留意するものとする。

(2) 報道機関への情報提供

危機管理監及び各部局等は、提供する情報の内容、発表時期及び方法等について、広報課と緊密に連携して、的確かつ迅速に記者発表又は資料提供を行うとともに、報道機関からの問い合わせ等には、予め担当者を決めておき、対応窓口の一元化を図る。

また、危機発生時の広報活動については、「危機事象発生時の広報対応マニュアル」に留意し、効果的な報道対応及び広報活動を行う。

27 応急対策の実施

- (1) 対策本部等は、必要に応じ専門家の参加のもと、対処方針、応急対策について検討を行い、その内容を決定する。応急対策は、関係機関と連携・協力し、人命救助を最優先に的確かつ迅速に実施する。

なお、応急対策の実施に当たっては、必要な情報の提供を行い、また関係機関等との連携を密にすること等により、従事する者の安全の確保に十分配慮する

① 救急救助・医療救護活動

対策本部等は、被害等の状況を把握し、救急救助や医療救護活動が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整や活動への必要な支援を行う。

② 避難・救援活動

対策本部等は、危機の内容に応じ、被害の発生や拡大を防止するために避難の必要があると認められる場合には、関係機関と連携して、的確に避難誘導を行うとともに、被災者への物資の確保等、必要な支援を行う。

③ 応援要請

対策本部等は、各種対応について、市町村からの要請等により必要と認められる場合、自衛隊や緊急消防援助隊の派遣要請及び他府県への応援要請等を行う。

④ ボランティア活動への支援

対策本部等は、ボランティアが円滑に活動できるよう、府災害ボランティアセ

ンターをはじめ、市町村、関係機関と連携を図り、ボランティア受入等の支援を行う。

- (2) 危機対応に当たっては、基本的人権を尊重するとともに、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者及び国内外からの観光客の安全確保等が図れるよう、広報活動はじめ応急対策等の実施に当たっては、十分に配慮を行う。

28 応急対策の記録

危機対応については、発生から終息にいたるまで、可能な限り詳細に記録にとどめるよう留意する。

Ⅳ 事後対策

29 安全性の確認・終息宣言

- (1) 対策本部等は、危機が終息に向かっている時点で、必要に応じ、関係機関や専門家と協力し、危機発生現場や周辺地域等の安全の確認を実施するとともに、応急対策等により設けた立入制限等の各種制限措置の解除等を行う。
- (2) 安全を確認した時は、記者発表等により終息宣言を行うとともに、府民に周知する。

30 被災者等への支援

(1) 心身の健康相談体制の整備

対策本部等は、市町村や関係機関と連携して、府民等からの心身の健康に関する相談に応えるなど、ケアできる体制を整備する。

(2) 環境対策の実施

対策本部等は、危機の発生が周辺環境に影響を与える可能性がある場合は、市町村や関係機関と連携して、周辺地域の大気、水質、土壌等について分析し、必要に応じて周辺地域の環境対策を実施する。

(3) 地域経済対策の実施

対策本部等は、危機の発生が地域産業や雇用など地域経済に大きな影響を及ぼすおそれがある場合は、その影響等について実態把握に努め、関係機関と連携して、必要な支援措置を講ずる。

(4) 風評被害の防止・軽減

対策本部等は、観光をはじめ各種産業への風評被害を防止又は最小限に止めるため、府内外へ広報活動等を行う。

31 再発防止策の検討・実施及び対処の検証

(1) 再発防止策の検討・実施

各部局等は、危機発生の原因の究明・分析、課題の整理などを行い、再発防止策を検討し、実施する。

(2) 対処の検証

各部局等は、危機への対処に関する記録をもとに、初動対応や応急対策等について検証及び評価を行い、課題等を抽出し、改善策を検討・実施する

(3) 個別計画等の見直し

各部局等は、検証等の結果を踏まえ、必要に応じ、本指針や個別計画等の見直しを行う。

京都府総合的危機管理指針の構成

総 則		京都府総合的危機管理指針の構成														
目 的		危機管理の基本的な考え方を定め、府の危機管理体制の強化、総合的な危機管理対策の推進により、安心・安全な京都府づくりに資する。														
危 機 の 範 囲		① 府民の生命、身体、財産に重大な被害を及ぼす災害・事件・事故 ② 府民の安心・安全な生活に重大な影響を及ぼす事案 ③ 府民の安心・安全に重大な影響を及ぼすおそれがあり、府として情報収集又は対応が必要な事案で、知事が特に必要と認めるもの														
対 象 機 関		○本庁各部局、各広域振興局、議会事務局、教育庁、人事委員会事務局、監査委員事務局を対象（府警本部へは、情報の共有等必要に応じて協力を求める。）														
基 本 方 針		○府民の生命、身体、財産を守ることを最優先に対応 ○危機の兆候を的確に察知し、迅速に情報を報告・連絡し、的確な対応を実施 ○府民、関係機関と連携・協力し、全庁（関係部局等）をあげて対応する。														
責 任	安心・安全統括副知事	○知事の指示に基づき、危機管理監及び関係部局長等を指揮し、府の危機管理を推進														
	危機管理監	○平常時における全庁的な危機管理体制の充実・強化 ○所管が不明確な危機、全庁的な対応が必要な危機が発生した場合、知事に速やかに報告するとともに、関係部局と連携し必要な対策を実施														
	各 部 局	○所管する危機に備え、平常時における危機管理体制の充実・強化 ○所管する危機が発生した場合、速やかに危機管理監、知事等へ報告するとともに、関係部局と連携し必要な対策を実施														
危 機 管 理 体 制	平 常 時	○府危機管理連絡調整会議・幹事会の設置（全庁） ○各部局、各所属に危機管理責任者等を設置														
	緊 急 時	危機のレベルに応じ、以下の6段階の体制 <table><tr><td>体 制（責任者）</td><td>対 応 案 件</td></tr><tr><td>対策本部等体制（知事）</td><td>全庁対応が必要な案件、重大案件（知事が決定）</td></tr><tr><td>対策会議体制（副知事・危機管理監）</td><td>関係部局での対応案件</td></tr><tr><td>対策会議体制（部局長）</td><td>特定部局の対応案件、所管不明確案件</td></tr><tr><td>地方対策本部体制（広域振興局長）</td><td>広域振興局による対応で終息が可能な案件</td></tr><tr><td>警戒本部体制（知事・副知事）</td><td>被害発生に備えた案件</td></tr><tr><td>情報連絡体制（危機管理監）</td><td>情報の収集及び関係機関との連絡調整</td></tr></table>		体 制（責任者）	対 応 案 件	対策本部等体制（知事）	全庁対応が必要な案件、重大案件（知事が決定）	対策会議体制（副知事・危機管理監）	関係部局での対応案件	対策会議体制（部局長）	特定部局の対応案件、所管不明確案件	地方対策本部体制（広域振興局長）	広域振興局による対応で終息が可能な案件	警戒本部体制（知事・副知事）	被害発生に備えた案件	情報連絡体制（危機管理監）
体 制（責任者）	対 応 案 件															
対策本部等体制（知事）	全庁対応が必要な案件、重大案件（知事が決定）															
対策会議体制（副知事・危機管理監）	関係部局での対応案件															
対策会議体制（部局長）	特定部局の対応案件、所管不明確案件															
地方対策本部体制（広域振興局長）	広域振興局による対応で終息が可能な案件															
警戒本部体制（知事・副知事）	被害発生に備えた案件															
情報連絡体制（危機管理監）	情報の収集及び関係機関との連絡調整															
事 前 対 策		未然防止対策、事業継続対策、情報連絡体制の整備、初動体制の確立、情報の収集・分析、職員の危機管理能力の向上、府民への啓発、訓練の実施と体制の点検、資機材等の確保、関係機関等との連携強化、個別計画等の作成														
応 急 対 策		情報の収集・伝達と管理、広報活動、応急対策の実施、対策の記録														
事 後 対 策		安全性の確認・終息宣言、被災者等への支援、再発防止策の検討・実施及び対処の検証														

兵庫県危機管理基本指針

平成19年3月

兵庫県企画管理部防災企画局防災計画課

兵庫県危機管理基本指針 目次

第1章 総則

1 趣 旨	1
2 想定される危機の種類	2

第2章 予防対策

1 危機の事前防止	6
2 危機管理意識の向上	6
3 危機管理体制の整備	6
4 危機管理マニュアルの作成	7
5 関係機関との連携	7
6 広域応援体制の確立	8
7 対策拠点の施設・設備の充実	8
8 資機材等の整備	8
9 訓練の実施	8

第3章 応急対策

1 情報の収集・伝達	9
2 応急活動体制の確立	11
3 応急対策の実施	21
4 広報・相談の実施	22
5 県地域防災計画の準用	23

第4章 復旧・復興対策

1 復旧・復興の推進	24
------------------	----

第5章 再発防止

1 再発防止策の検討・実施	25
2 対応の評価と対応マニュアルの見直し等	25

1 趣 旨

(1) 目 的

この指針は、兵庫県域において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、県としての危機管理の基本的枠組みを定め、県民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(2) 定 義

危機とは、県民及び滞在者の生命、身体又は財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態をいう。

危機管理とは、これら緊急の事態への対処をいう。

(3) 性格と役割

この指針は、県としての危機管理の基本的な枠組みを定めるものであり、これを踏まえ、各部局において想定される危機ごとの具体的な対応マニュアルを作成する。

対応マニュアルが未作成の事案、想定にない事案が発生した場合には、必要に応じ、本指針の規定を根拠として対処する。

ただし、次に掲げる事案については、本指針の適用を除外する。

① 県地域防災計画に定める災害

- ・ 風水害等対策計画：風水害、雪害、大規模火災、危険物等の事故
- ・ 地震災害対策計画：地震災害、津波災害
- ・ 海上災害対策計画：海難による人身事故、重油等流出事故
- ・ 原子力等防災計画：事業所外運搬災害、放射性同位元素取扱事業所災害、不法廃棄等事案、県外原子力災害等事案
- ・ 大規模事故災害対策計画：航空災害、鉄道災害、道路災害、雑踏事故

② 県石油コンビナート等防災計画に定める災害

石油コンビナート等特別防災区域に係る火事、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害

③ 県国民保護計画に定める武力攻撃災害等

- ・ 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- ・ 緊急処理事態（武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態）における攻撃による災害

④ 事象の性格等から、当該対応マニュアルの適用がなじまないと考えられるもの 概ね次のようなケースが考えられるが、該当の有無については、防災監が判断

する。

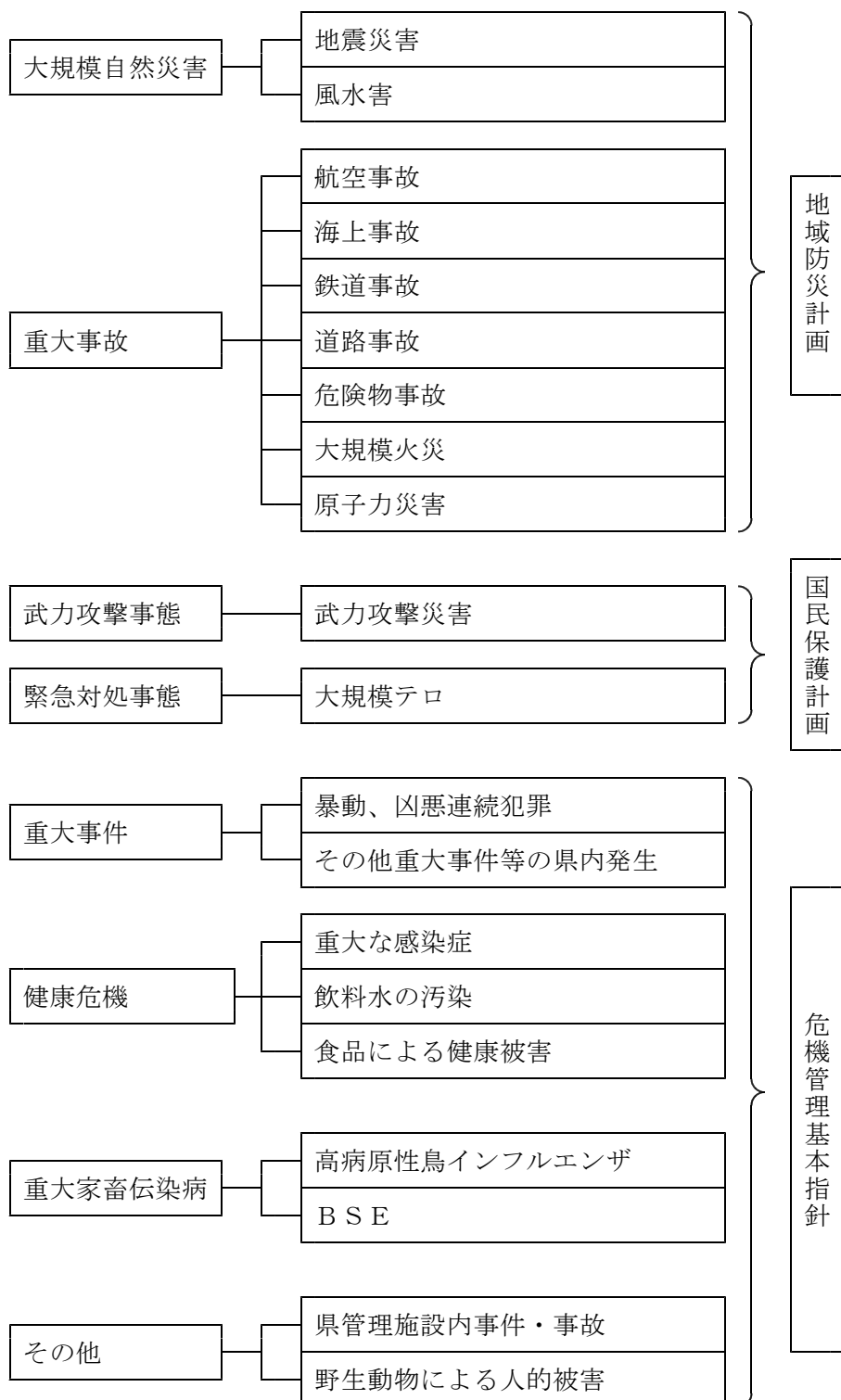
○ 県民等への被害が直接的でない事象

- ・ 財政危機、経済危機（企業倒産、大量失業） 等

○ 既に発生した事態への事後対策が中心となる事象

- ・ アスベスト問題、建築物耐震偽装問題 等

2 想定される危機の種類（主なもの）



＜想定される危機の例＞

区 分		事 象 例	既存対応計画等	担当課
「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に定める周辺事態			・国からの協力要請（依頼）に対する県の対応及び事務処理の流れ	防災計画課
重大事件等		・テロ（緊急処理事態を除く） ・騒乱、暴動、パニック等 ・ハイジャック、シージャック ・不審船の領海侵犯等 ・大量難民等の流入 ・県内観光施設等における大規模事件 ・不特定多数の県民に被害が及ぶおそれのある事件、事故（凶悪連続犯罪、公園遊具事故等）	・テロ対策連絡会議設置要綱	
健康危機	全般		・健康危機管理基本指針 ・健康危機管理基本要領 ・健康危機管理基本マニュアル ・健康環境科学研究センター危機管理マニュアル	医務課 医務課 医務課 健康生活部総務課
	重大な感染症の発生	・SARS、O-157、新型インフルエンザ、西ナイル熱、大規模な食中毒等	・感染症マニュアル ・O-157等対策要領 ・SARS対応マニュアル ・食中毒処理要領 ・食中毒処理マニュアル ・高病原性鳥インフルエンザ対策要領 ・新型インフルエンザ対策行動計画・同実施計画	疾病対策課 疾病対策課 疾病対策課 生活衛生課 生活衛生課 疾病対策課 疾病対策課
	飲料水の汚染		・飲料水危機管理対策マニュアル	生活衛生課
		・水質汚濁等	・水質事故等対応マニュアル	水質課
	食品による健康被害	・食品への有害物質混入	・食品衛生監視指導計画	生活衛生課
		・無登録農薬の販売・使用等	・農薬問題対応マニュアル	普及教育課
		・貝毒	・貝毒策事務取扱要領	水産課
	健康食品等による健康被害		・健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領	生活衛生課 薬務課

区 分		事 象 例	既存対応計画等	担当課
健康危機	その他	・ 大気汚染による健康被害	(健康被害は市町対応) ・ 大気汚染緊急時対策実施要綱 ・ 硫黄酸化物緊急時対策実施要領 ・ 光化学スモッグ緊急時対策実施要領	大気課 (予防対策のみ)
		・ 農林水産関係公害	・ 農林畜水産業関係公害対策事務処理要領	普及教育課
		・ 漁業公害（流出油事故、魚の大量へい死、赤潮等）	・ 漁業公害調査指導事業実施要領 ・ 赤潮被害防止対策事務取扱要領 ・ ヘテロカプサ赤潮対策マニュアル	水産課
重大家畜伝染病		・ B S E（牛海綿状脳症）、鳥インフルエンザ、炭そ、狂犬病、口蹄疫等	・ 鳥インフルエンザ防疫マニュアル ・ 食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ危機管理マニュアル ・ 炭そ処理要領 ・ 狂犬病発生時対応マニュアル ・ B S E 危機管理マニュアル ・ B S E 防疫対策マニュアル ・ 動物取扱業対策マニュアル ・ 口蹄疫防疫対策マニュアル ・ コイヘルペスウイルス発生対処マニュアル	畜産課 生活衛生課 生活衛生課 生活衛生課 生活衛生課 畜産課 生活衛生課 畜産課 水産課
県関係事件・事故	県管理施設における事件・事故			施設所管課室
		・ 庁舎内事件・事故	・ 庁舎管理規則 ・ 不審郵便物の対応について	管財課 文書課
		・ 施設内事件・事故	・ 県立都市公園維持管理要領	公園緑地課
		・ 院内感染等	・ 院内感染防止標準マニュアル（県立病院） ・ 看護学生の臨地実習に伴う感染対策マニュアル ・ 健康福祉事務所での針刺し等の事故による感染防止マニュアル ・ ケースワーク活動における感染症対応指針	病院局企画課 厚生専門学院 疾病対策課 疾病対策課

区 分		事 象 例	既存対応計画等	担当課
県関係事 件・事故	県管理施 設内事件 ・事故	・医療事故	・医療事故防止標準マニュアル ・臨地実習指導要領	病院局企画課 厚生専門学院
		・教育委員会所管学校内 事件・事故	・兵庫県立高等学校の管理運 営に関する規則・同施行細則 ・学校危機管理ガイドライン	教育委員会内 所管課室 教育企画課長
	主催イベントにおける事故			主務課室
	個人情報の流出		・個人情報の保護に関する条例 ・文書管理規程 ・情報セキュリティ対策指針	所管課室 県民情報室 自治情報課
	コンピュ ータシス テムの障 害	・住民基本台帳ネットワー クシステム	・緊急時対応計画書	市町振興課
		・統計情報システム	・広域統計情報ネットワーク システム運用管理規程 ・新世代統計システム運用管 理規程 ・毎月勤労統計調査オンライ ンシステム運用管理規程	統計課
		・県庁W A N	・緊急時対応計画	自治情報課
		・財務会計システム	・運用管理規定	会計課
		・給与オンラインシステム	・事務処理要領	管理課
		・旅費システム	・運用管理要領 ・端末機旅費システム運用管 理要領	
その他県民の安全・ 安心に係る事案	・山の遭難		・山の遭難対策協議会会則	体育保健課
	・野生動物による人的被害 等（クマ、サメ等）		・鳥獣保護事業計画 ・ツキノワグマ保護管理計画	豊かな森づく り課 水産課 観光交流課

1 危機の事前防止

各部局は、他府県、民間企業等で発生した危機事例についての情報を収集し、その原因、県内での発生可能性、対応策等を分析する。

また、資料提供等により部局内及び防災企画局との間で情報を共有し、当該危機事例の発生に備える。

2 危機管理意識の向上

(1) 職員の心構え

職員は、常に最悪の事態を想定し、最善を尽くすよう心がけるなど、平時から危機管理意識の向上に努める。

(2) 職員研修の実施

防災企画局は、自治研修所とも連携を図りながら、職員の危機管理意識の向上を図るための研修を実施する。

庁内各部局及び県民局は、危機管理に関するマニュアル等を習熟させるため、随時研修等の実施に努める。

(3) 県民に対する啓発

各部局は、所管する危機の発生防止、被害軽減、風評被害の防止等を図るため、関係部局・関係機関と連携し、県民に対して、具体的な事案発生を想定した場合の対応について普及・啓発を行う。

3 危機管理体制の整備

(1) 県の危機管理体制

- ① 防災監は、危機管理に関する事務を統理し、これらの事務を処理する各部局の職員を指揮監督する。
- ② 各部局は、所管業務に係る危機管理を行う。
- ③ 防災企画局は、各部局が実施する初動対応、応急対策等の総合調整を行うとともに、所管部局が不明確な危機や、複数部局の所管にまたがる危機のうち、全庁的な対応が必要な危機について、関係部局と連携して必要な対策を実施する。
- ④ 次の職にある者を企画管理部又は防災計画課兼務として、全庁的な危機管理体制を強化する。

県民政策部	広報課長、広聴課長、参画協働課長
健康生活部	総務課長、医務課長、疾病対策課長、食品安全官、社会援護課長
農林水産部	総務課長、農村環境課長、家畜安全官、治山課長
県土整備部	総務課長、道路保全課長、河川整備課長、砂防課長、港湾課長、 公園緑地課長、建築指導課長、復興支援課長
企業庁	水道課長
病院局	企画課長
教育委員会	教育企画課長

⑤ 危機管理情報共有会議の開催

危機の発生に備え、平時から庁内での情報を共有するため、上記の職にある者等で構成する危機管理情報共有会議を開催する。

ア 危機管理情報共有会議は、必要に応じて開催し、全庁的な情報共有を図る。

イ 危機管理情報共有会議の事務局は、防災計画課が務める。

ウ その他、危機管理情報共有会議の運営等については、別途定める。

(2) 緊急連絡体制の整備

各部局は、迅速な初動対応を行うため、夜間・休日も含めた緊急連絡名簿を整備し、第一報の伝達、職員の非常参集等に備える。

また、緊急連絡名簿は、人事異動等を踏まえ、適宜時点修正を行う。

(3) 外部専門人材の活用

各部局は、危機の発生に備え、平時から事案ごとに有識者をリストアップし、危機発生時に、必要に応じてアドバイスを得るための体制を整備する。

4 危機管理マニュアルの作成

各部局は、所管する危機に関する予防対策、応急対策及び事後対策を迅速かつ的確に実施するため、本基本指針に基づき、事案ごとに対応対策、情報の収集・伝達、応急対策の手順等を記載した対応マニュアルを作成する。

また、実際の事案対応や訓練の実施結果等を検証し、適宜マニュアルの見直しを図る。

5 関係機関等との連携

各部局は、危機管理に係る他部局及び関係機関（国、他府県、市町、警察、消防機関、医療機関、検査機関、関係団体等）の連絡窓口（担当者氏名、電話・FAX番号等）を事前に確認するとともに、平素から情報交換等円滑な関係の構築に努める。

6 広域応援体制の確立

防災企画局は、府県間の相互応援の枠組みを定めた協定の締結等、広域応援体制の確立に努める。

7 対策拠点の施設・設備の充実

防災企画局は、効率的に対策を実施するため、十分な執務スペースと情報通信設備の確保に努める。

8 資機材等の整備

各部局は、所管する危機の対応に必要な資機材、医薬品等を整備することとする。備蓄に適さない資機材等については、事前に関係業者等と協定を締結しておくなど、危機が発生した場合に円滑に調達できる体制の構築に努める。

9 訓練の実施

各部局は、危機管理対応マニュアルに即した行動がとれるよう関係部局及び関係機関等と協力し、危機に係る訓練（情報伝達訓練、図上訓練、実地訓練等）を実施する。

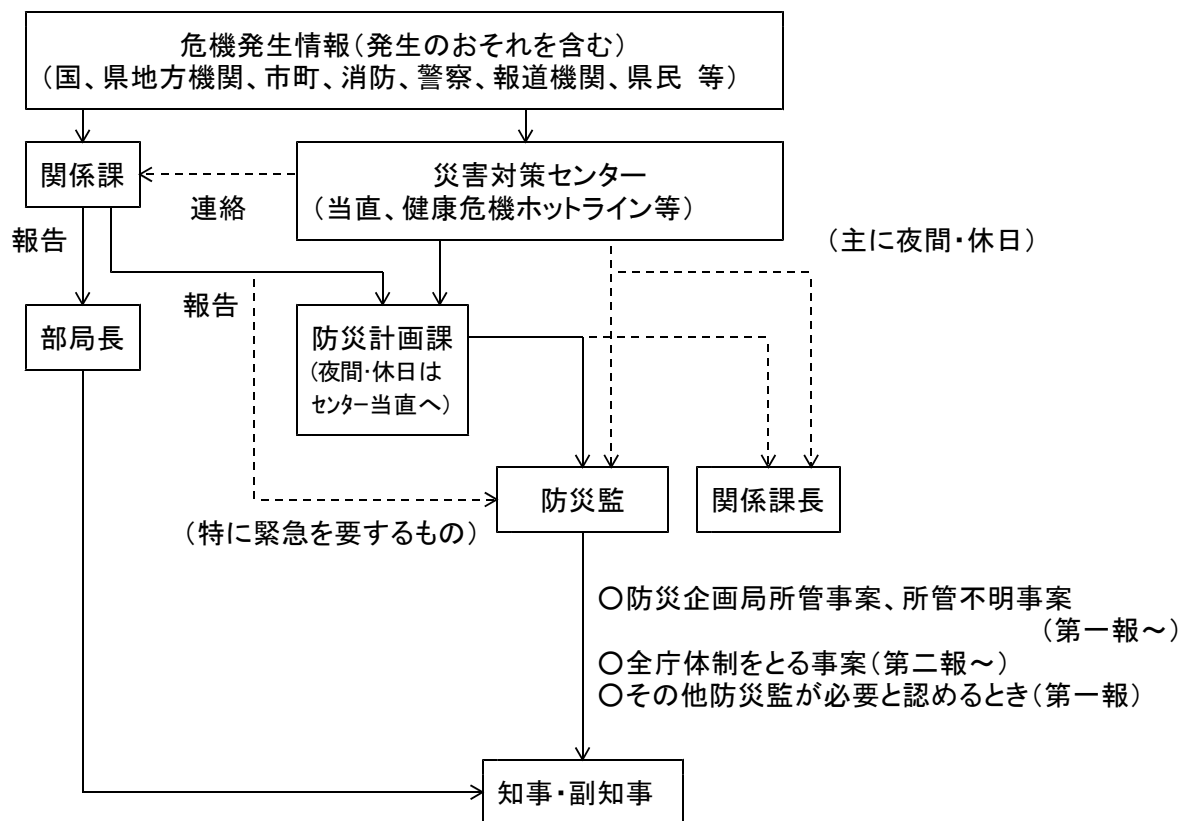
なお、訓練終了後は、評価を行い、必要に応じてマニュアル等の充実に努める。

1 情報の収集・伝達

(1) 迅速な情報収集・伝達

- ① 危機が発生し、又は発生するおそれがある場合、その情報を入手した課は、直ちに部局長に報告するとともに、防災企画局を経由して（特に緊急を要するものについては直接）防災監に報告する。
- ② 所管業務に係る危機発生に関する情報を入手した部局長は、直ちに知事、副知事に報告する。
- ③ 防災企画局が危機に関する情報を入手した場合は、直ちに防災監に報告するとともに、関係所属長に連絡する。
- ④ 防災企画局が所管する事案や所管不明の事案については、防災監から知事、副知事に報告する。
- ⑤ 部局を超えて全庁的に対応する必要がある事案については、原則として防災監が対策方針について知事、副知事に協議・報告する。
- ⑥ 関係部局は、情報収集・伝達を速やかに行い、被害状況の早期把握、原因解明に努めるとともに、状況に応じ、市町、警察、消防機関、医療機関等とも密接に連携し、情報収集を行う。

<情報伝達ルート>



※実線が優先ルート

＜防災企画局への連絡先＞

○勤務時間内

防災企画局防災計画課危機管理係 内線3157、3145 直通 362－9833

○夜間・休日

災害対策センター（当直対応） 内線5361 直通 362－9900

＜既存の主な県民からの通報窓口等＞

○災害対策センター当直

設置場所：災害対策センター

受付時間：24時間対応

（夜間・休日は、本庁代表電話の自動メッセージにより番号紹介）

○健康危機管理ホットライン（医務課）

設置場所：各健康福祉事務所（平日）、災害対策センター（夜間・休日）

受付時間：24時間対応

（夜間・休日は、各健康福祉事務所から災害対策センターへ自動転送）

○食の安全・安心相談室（消費生活室）

設置場所：生活創造センター等

受付時間：平日9:00～17:15

(2) 収集する主な情報

各部局は、危機発生直後においては、危機の具体的状況とともに、被害規模を推定するための概括的情報を迅速に収集・伝達するよう努める。

＜収集する主な情報＞

- ① 危機の発生状況（危機の具体的内容、発生日時、場所、通報者）
- ② 被害の発生状況及び被害の拡大に関する予測
- ③ 県及び関係機関の応急措置の状況
- ④ 地域住民の状況（混乱の有無、避難状況等）

(3) 情報の集約・分析・共有

各部局は、地理情報システムや地図等を有効に活用しながら、情報を集約・分析し、応急対策を立案する。

原因不明の危機に際しては、専門家や専門機関の支援を得るとともに、早急に原因を特定し、対処方法を究明する。

収集した情報は、フェニックス防災システムなどにより、対策に従事する職員や関係機関との共有を図る。

2 応急活動体制の確立

危機が発生若しくは発生するおそれがある場合、又は危機の発生につながるおそれのある事象が生じた場合、状況に応じて概ね以下の組織を設置して対処する。

(1) 初動・対応チームの編成

所管の不明確な危機や発生原因・内容が十分把握できない危機が発生した場合の初動対応を迅速に行うため、防災監は必要に応じ、関係課室長等による初動・対応チームの編成を指示する。

① 設置者

防災監

② 構成員

防災監、防災企画局長、災害対策局長、防災計画課長、災害対策課長、災害対策課防災訓練参事、消防課長、医務課長、疾病対策課長、生活衛生課長、食品安全官、家畜安全官、広報課長など、事案に応じて防災監が指名する者

③ 事務局

防災計画課が担当し、関係課室が補佐する。

④ 設置場所

災害対策センター

⑤ 設置基準

- ・ 発生原因や内容が十分把握できないとき。
- ・ 所管が不明確なとき。
- ・ その他防災監が必要と認めるとき。

⑥ 業 務

- ・ 初動時における情報収集
- ・ 当面の応急措置の決定、指示
- ・ 対応方針の検討
- ・ 対策本部等、今後の組織体制の検討 等

⑦ 参集方法

- ・ 防災監の指示を受け、防災計画課から構成員に連絡する。
- ・ 参集場所は、原則として、災害対策センターとする。

(2) 県連絡会議の設置

被害の発生や危機の発生につながるおそれのある事象の拡大に備えて、全庁的に情報収集・共有や警戒体制を強化する必要があると判断される場合、防災監の指示により、連絡会議を設置する。

① 名 称

兵庫県〇〇〇〇（事案の名称）連絡会議

② 設置者

防災監

③ 組 織

会 長：防災監

副会長：主管部長、防災企画局長

構成員：防災計画課、主管課及び庁内関係課室の長

事務局：防災計画課が担当し、主管課が補佐する。

※事案によっては関係局長級以上で構成することがある。

④ 設置場所

災害対策センター

⑤ 設置基準

ア 被害の発生や事案の拡大に備えて全庁的に情報収集・共有や警戒体制を強化する必要があるとき。

イ 全庁的に対処する必要がある被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

ウ その他防災監が必要と認めるとき。

⑥ 廃止基準

ア 県対策本部が設置されたとき。

イ 応急対策が概ね終了したとき。

ウ 危機発生のおそれが解消したと認めるとき。

⑦ 業 務

危機発生に対する警戒

危機に対する応急対策及び被害の発生・拡大防止 等

⑧ 参集方法等

- ・ 防災監の指示を受け、主管課及び防災計画課は、各部局総務担当課を通じて、構成員等を招集することとする。

時間外で緊急を要する場合、直接本人に連絡し、その旨総務担当課長にも連絡する。

- ・ 参集場所は、原則として、災害対策センター（災害対策本部室）とする。

(3) 県対策本部の設置

想定される被害又は社会的影響が極めて大きく、全庁的な対応が必要と判断される場合、知事の指示により、全庁的な対策本部を設置し、県を挙げての対応に当たる。

① 名 称

兵庫県〇〇〇〇（事案の名称）対策本部

② 設置者

知事

③ 組 織

本 部 長：知事

副本部長：副知事、防災監

本 部 員：会計管理者、関係部長等

事 務 局：17ページに記載の体制を基本とする。

④ 設置場所

災害対策センター

⑤ 設置基準

全庁的に対処する必要がある大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあり、知事が必要と認めるとき。

⑥ 廃止基準

ア 応急対策が概ね終了したとき。

イ 危機発生のおそれが解消したと認めるとき。

⑦ 業 務

危機に対する応急対策及び被害の拡大防止 等

⑧ 参集方法

- ・ 知事の指示を受け、事務局は、原則として総務担当課を通じて本部員等を招集する。

時間外で緊急を要する場合、直接本人に連絡し、その旨総務担当課長にも連絡する。

- ・ 参集場所は、原則として、災害対策センター（災害対策本部室）とする。

(4) 各部対策本部等の設置

危機の内容が特定部局が中心となって対応できると判断される場合、当該部局において危機の規模や影響等を勘案のうえ、所要の体制をとることとする。

【部局初動・対応チーム】

突発的な事案等に即応するため、部局長は部局の担当者等による部局初動・対応チームを編成することがある。

【部連絡会議・対策会議】

① 名 称

〇〇〇〇部〇〇〇〇（事案の名称）連絡会議・対策会議

② 設置者

各部長

③ 組 織

会 長：所管部長

構 成 員：関係局長、関係課室の長 等

④ 設置場所

会長が定める。

⑤ 設置基準

ア 当該部局が中心となって対処する必要がある被害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

イ その他主管部長が必要と認めるとき。

⑥ 廃止基準

ア 部対策本部が設置されたとき。

イ 応急対策が概ね終了したとき。

ウ 危機発生のおそれが解消したと認めるとき。

⑦ 業 務

危機に対する応急対策及び被害の発生・拡大防止 等

【部対策本部】

① 名 称

〇〇〇〇部〇〇〇〇（事案の名称）対策本部

② 設置者

各部長

③ 組 織

本 部 長：所管部長

副本部長：関係局長

本 部 員：関係課室の長 等

事 務 局：主管課または総務担当課

④ 設置場所

本部長が定める。

⑤ 設置基準

ア 当該部局が中心となって対処する必要がある被害が発生し、その程度が大きな場合又は拡大のおそれのあるとき。

イ その他主管部長が必要と認めるとき。

⑥ 廃止基準

ア 県対策本部が設置されたとき。

イ 応急対策が概ね終了したとき。

ウ 危機発生のおそれが解消したと認めるとき。

⑦ 業 務

危機に対する応急対策及び被害の発生・拡大防止 等

⑧ 参集方法等

- ・ 所管部長等の指示により、主管課又は総務担当課から、あらかじめ定めた連絡名簿により、本部員に連絡する。
- ・ 参集場所はあらかじめ定めておくこととする。

⑨ 知事等への報告

各部対策本部は、事案の内容や各部対策本部での協議事項等、必要な情報を適宜、知事、副知事、防災監に報告する。

< 対策本部等設置の概要 >

○ 県対策本部等

区分	県連絡会議	県対策本部
設置基準	・ 被害の発生や危機発生に備えて全庁的に情報収集・共有や警戒体制を強化する必要があるとき。 ・ 全庁的に対処する必要がある被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 ・ その他防災監が必要と認めるとき。	全庁的に対処する必要がある大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあり、知事が必要と認めるとき。
本部長等	防災監	知事
構成員	防災企画局長、災害対策局長、庁内関係課室の長等※	副知事、会計管理者、防災監、理事、各部長等
事務局	防災計画課	県対策本部事務局

※事案によっては関係局長級以上で構成することがある。

○ 部対策本部等

区分	部連絡会議・対策会議	部対策本部
設置基準	・ 当該部局が中心となって対処する必要がある被害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。 ・ その他主管部長が必要と認めるとき。	・ 当該部局が中心となって対処する必要がある被害が発生し、その程度が大きな場合又は拡大のおそれがあるとき。 ・ その他主管部長が必要と認めるとき。
本部長等	所管部長	所管部長
構成員	関係局長、関係課室の長	関係部長、関係課室の長

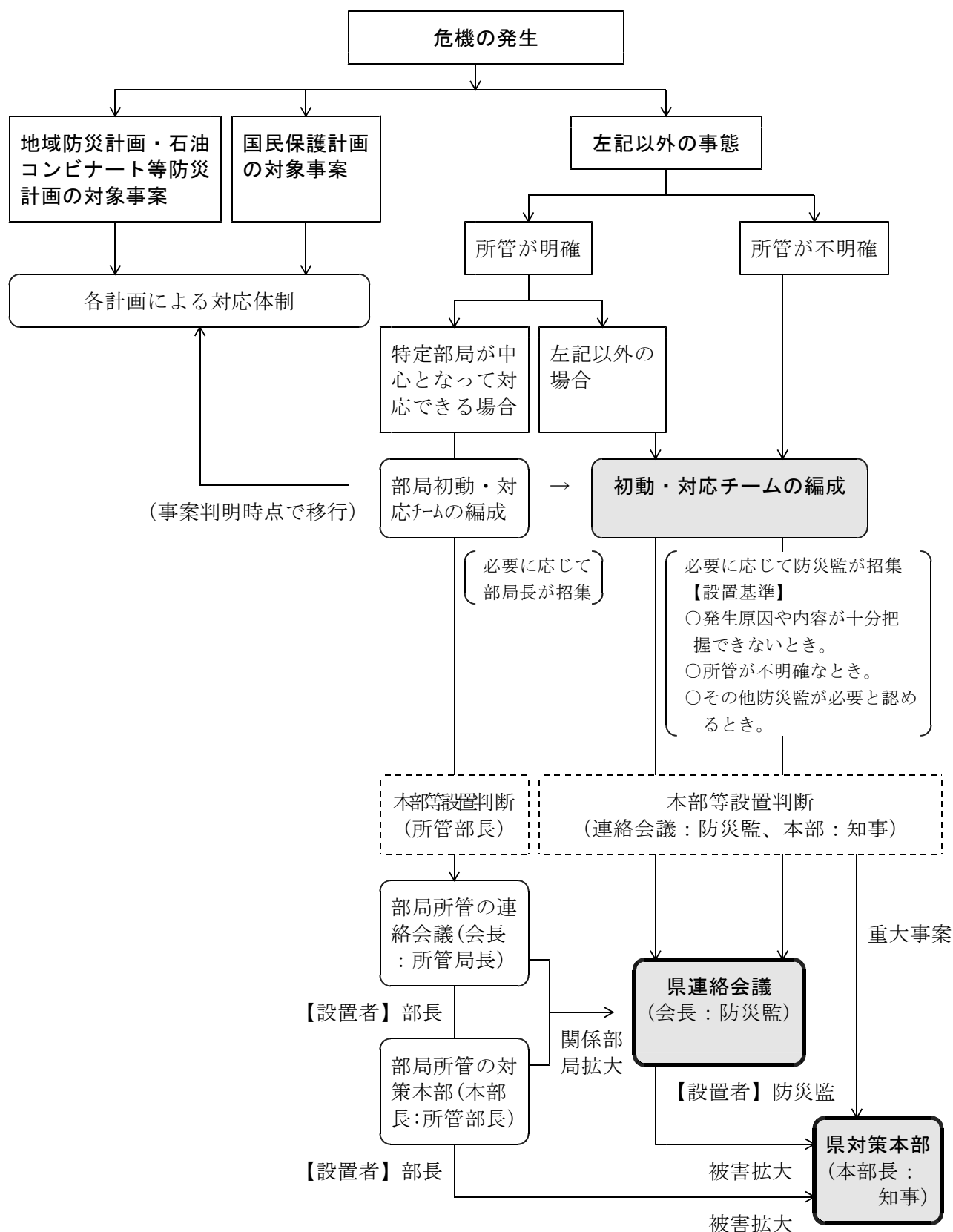
(5) 対策地方本部等の設置

- ① 各地域において被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、県民局長の判断により、当該県民局に連絡地方会議を設置する。
- ② 県対策本部設置時において、管内に被害が発生し、又は発生するおそれのあるとき、知事の指示又は県民局長の判断により当該県民局に対策地方本部を設置する。
- ③ 原則として地方本部長（会長）は県民局長とし、構成員及び事務局は、危機の内容に応じて県民局長が定める。
- ④ 地方本部（連絡会議）は危機に対し、主に次の事項について協議する。
 - ア 地方本部（連絡会議）組織の役割分担
 - イ 被害状況の把握と拡大予想
 - ウ 被害の拡大防止及び不安の解消策
 - エ 管内市町への情報提供、支援及び連携
 - オ 管内関係機関との連絡調整
 - カ 県民等に対する広報・相談活動
 - キ 原因究明のための現地調査及び検査
 - ク 被害者に対する適切な保健医療の確保
 - ケ その他必要な事項
- ⑤ 本庁の対策本部は、必要に応じて、各対策地方本部の関係者を招集して、対策地方本部連絡会議を開催し、本庁及び各地方対策本部の情報共有に努める。
- ⑥ 地方本部長（会長）は、危機が沈静化したと判断したときは、地方本部（連絡会議）を廃止する。また、県対策本部が廃止されたときは、地方本部を廃止する。

＜危機発生時の体制（基本スキーム）＞

危機発生時の基本的な枠組みは次のとおりとするが、危機の態様に応じて柔軟に対応する。

なお、事態の程度によっては、この手順で示した段階を経ることなく、対策本部等で対応することができる。



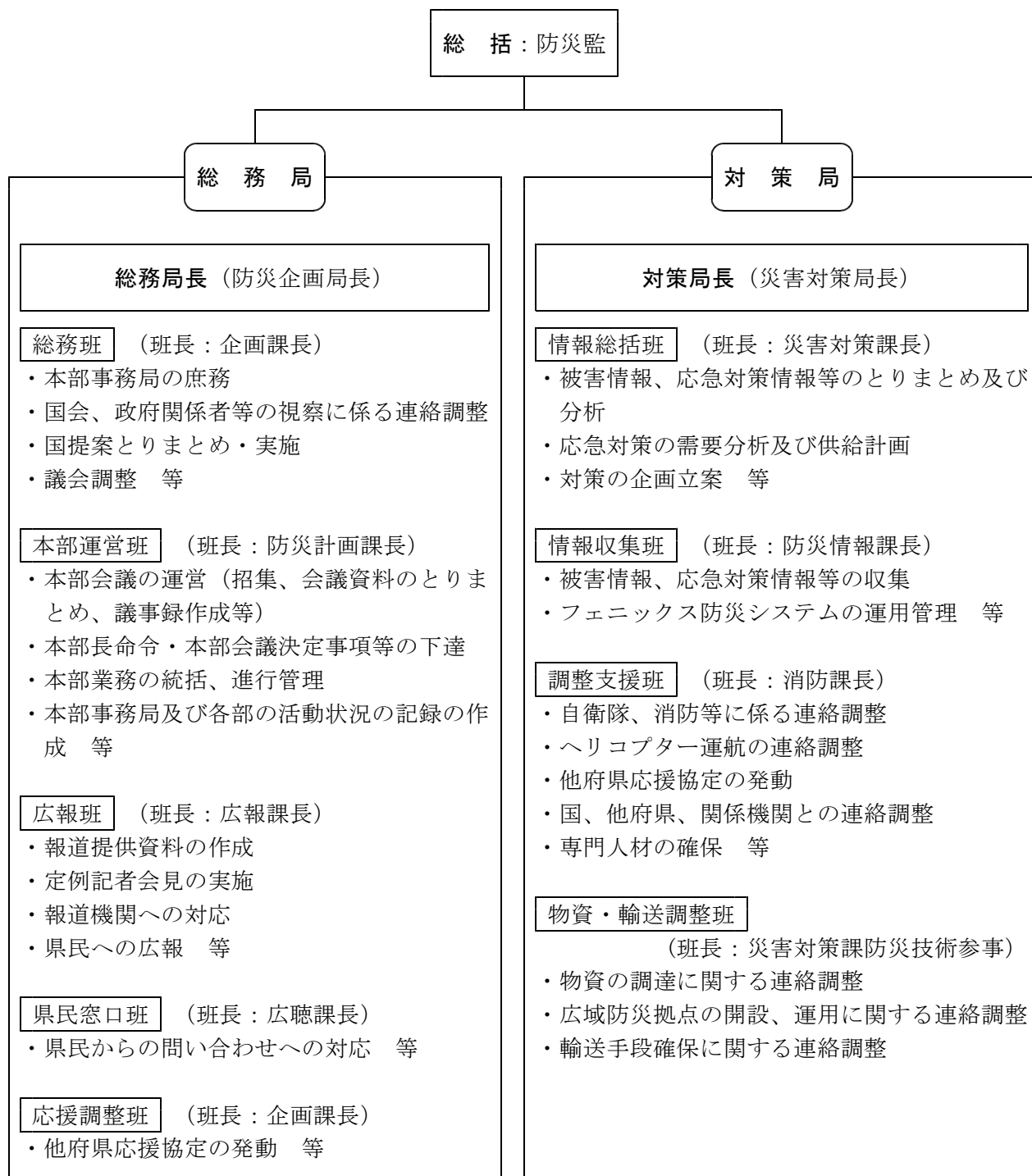
(6) 県対策本部の事務局体制

県対策本部の事務局体制については、原則として下記の分担に従い、防災監の指揮のもと、関係部局職員が一体となって共同で事務局を運営する。

関係部局職員による事務局体制については次のとおりとし、事案によって柔軟に対応することとする。

① 防災部局が所管する事案

テロ、重大事件等、防災部局が所管する事案については、災害対策本部事務局に準じた体制をとる。



② その他の事案

高病原性鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等、他部局が主管する分野の事案については、原則として、次の体制を基本に事務局を組織する。

対策局の班長については、事案に応じて別に定める。



(7) 動員の実施

- ① 各部局は、危機管理対応マニュアルにおいて、関係職員の動員基準、連絡方法等を定めておく。
- ② 危機の対応が長期にわたる場合には、必要に応じて、応援職員を動員することとし、事務局（総務班）においてローテーション表を作成するなど、職員の健康や通常業務の実施等に配慮した体制の確保に努める。
- ③ 勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のために配備につくことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡する。
- ④ 居住地の周辺あるいは通勤途上に当該危機に伴う人命救助活動等の現場に遭遇したときは、危険のない限りにおいてこれに参加し、その旨を所属長に連絡する。
ただし、対策本部員、防災担当指定要員、部局指定要員、対策（地方）本部事務局要員、局長、課室長、本部連絡員等については、この限りではない。

(8) 円滑な業務の推進

- ① 各班長は、定時の班長会議を開催するなど情報共有に努めるとともに、各班の進捗状況、懸案事項等情報共有に努め、対策本部等の意思決定の支援を行う。
- ② 事務局機能を効果的に発揮させるため、事務局（総務班）は執務スペースの配置についても配慮する。

（効果的なスペース利用の例）

- ・各班の業務内容を考慮した机等の配置
- ・効率的な動線を確保したコピー機、パソコン機器等の設置
- ・事務局職員が情報を共有するための資料及び図表の掲示、ホワイトボードの活用
- ・事務局職員以外の立入禁止区域の設定
- ・十分な休憩スペースの確保

(9) 要員、資機材等の調整

各部局は、応急活動に必要な要員、資機材等が不足し、当該部局で手当てが困難な場合には、事務局に支援を要請する。

事務局は、支援要請を受け、全庁的な調整を行うなど、要員、資機材等の迅速な確保に努める。

3 応急対策の実施

(1) 被害者への対応

被害及び救助活動の状況に応じ、関係機関との調整や応援要請等を行う。

(2) 被害の拡大防止

① 避難の支援

危機の内容に応じ、有効な避難の場所・方法等について、市町に対して情報提供等の支援を行う。

② 危険性の除去

所管部局は、危険が継続している場合には、侵入防止柵を設け、立入禁止にするなどの応急措置を取り、早急な原因の除去を図る。

③ 二次災害の防止

所管部局は、二次災害を防止するため、対策要員の安全性の確保に留意する。

④ 新たな被害発生の防止

所管部局は、被害が発生したケースと同種の機器、施設等についての安全確認を行い、危険性がある場合には、速やかに使用禁止等、必要な措置を講じる。

⑤ 対処方法の周知

所管部局は、発生した危機管理事案の被害が拡大するおそれがあり、被害防止の対処方法が明確な場合は、住民や関係機関に対し速やかにその対処方法を周知する。

(3) 風評被害の防止

所管部局は、危機による風評被害を未然に防止又は軽減するため、危険性に関する正確で迅速な広報を心がけ、住民の不安の緩和を図るほか、風評被害が発生した場合には、広報、キャンペーン等による積極的な情報提供により、その早期解消を図る。

(4) 関係機関との情報共有

① 現地での情報共有

各部局又は県民局は、現地の情報を収集するため、関係機関との情報共有に努めるとともに、必要に応じて、主管課室又は県民局の職員を現地へ派遣する。

② 確認すべき連携事項

各部局は、連携が必要な事項、共有すべき情報とその管理のあり方、指揮命令系統の明確化など、具体的に必要な事項をマニュアルに記載する。

(5) 健康相談等の実施

県民が大きな被害を受けた場合は、生活環境の変化等から生じる県民の健康不安、体調の変化等の問題を早期に発見するため、健康生活部は市町等と協力して、医師、

保健師等による巡回健康相談を実施する。

心的外傷後ストレス障害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、健康生活部は、心の健康に関する相談窓口を設置する。

(6) その他の措置

危機の内容に応じ、関係機関等と連携し、緊急輸送、医療救護、飲料水・飲食物の摂取制限等の措置を実施する。

4 広報・相談の実施

(1) 広報体制の構築

広報課は、危機の規模や特性に応じて次のとおり広報体制を構築することとする。
なお、危機の程度や被害状況によっては、より上位の体制を編成して対応する。

① 単一部内で対応が完結するもの

危機への対応が部局内複数課にまたがるため、広報課、総務課、担当課の広報担当による危機対策広報チームを構成し、部内の取材対応を集約する。

② 複数部局にまたがる庁内横断的なもの

対策本部に広報班（班長：広報課長）を設置し、報道機関や県民など、外部への情報発信は事務局（広報班）が一元的に行う。

(2) 報道機関への情報提供

① 広報責任者の設置

危機に際しては、所管する部局長を広報責任者とする。

全庁的な対応を要する事案については、防災監を広報責任者とする。

② 取材対応の一元化

広報責任者は、危機発生時には、報道機関などの外部と接触する担当者を決め、広報窓口を集約する。

対策本部の設置と同時に、報道機関等外部への対応窓口を一元化するため、広報班内に取材対応グループを置く。

また、専用電話を配備し、そのことを報道機関へ周知する。

③ タイムリーな情報提供の実施

広報責任者又はその指名する者は、対策会議終了直後などに定期的に記者発表を行う。

(3) 県広報媒体による情報発信

広報責任者は、記者発表以外に、ホームページ、携帯電話を含む県広報媒体を活用して県民への直接的な情報提供を図る。

(4) 相談窓口の設置

広報責任者は、県民等からの相談に対する質疑応答マニュアルを作成し、県の既存の相談窓口に常備するほか、必要に応じて当該事案の専用窓口(ホットライン)を開設し、相談体制の一元化を図る。

(5) 広報マニュアルの作成

広報課は、この指針に定めるもののほか、別途広報マニュアルを整備する。

5 県地域防災計画の準用

避難、救急救助・医療、輸送、ボランティアの受け入れ等この指針に定めのない応急対策については、県地域防災計画の規定を準用するほか、必要に応じ、事案ごとに所管部局でマニュアルを作成する。

1 復旧・復興の推進

(1) 生活再建と産業活動の再建

所管部局は、県民生活や地域の社会経済活動等への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な生活再建、産業活動の再建、施設復旧等を図る。

(2) 安全性の確認と県民への周知

- ① 所管部局は、応急対策が概ね完了したとき、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。
- ② 安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供を行うとともに、広報紙やインターネットなど各種広報媒体を活用して、県民への周知を図る。
- ③ 必要に応じて、知事等による安全宣言を行うほか、安全性をPRするための行事を開催するなど、風評被害の防止に努める。

(3) 国への提案

復旧・復興に際し、必要に応じて国に対して予算措置、制度改善等の提案を行う。

1 再発防止策の検討・実施

所管部局は、危機の発生原因を究明し、課題を整理したうえで、再発防止策を検討・実施するとともに、必要に応じ、県民向けに予防策や再発時の対応策等を広報する。

2 対応評価と対応マニュアルの見直し等

(1) 対応の評価

所管部局は、当該危機への対応が収束した時点で、それまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、防災企画局、関係部局及び関係機関等に対し、事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方を見直しを促進するとともに、一連の結果を防災監に報告する。

(2) 対応マニュアルの見直し

各部局は、本指針や関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、所管する対応マニュアルの見直しを行う。

マニュアルの見直しを行った場合は、速やかに防災監、防災企画局、関係部局及び関係機関に通知する。

(3) 対応マニュアルの逐次更新

各部局は、人事異動等による担当職員の変更があった場合は、速やかに緊急連絡体制を更新するなど、常に最新の対応マニュアルを整備するよう努める。

兵庫県危機管理基本指針の策定

1 目 的

この指針は、兵庫県域において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、県としての危機対応の基本的枠組みを定め、県民等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

2 指針の性格と役割

- (1) S A R S、高病原性鳥インフルエンザ等、本県が経験した事案への対応を踏まえ、危機発生時における初動チームや対策本部などの設置手順、広報のあり方、再発防止に向けた事後の課題整理など、予防、応急、復旧・復興、再発防止に関する実践的な対策を盛り込んだ危機管理の基本的な指針とする。
- (2) 地域防災計画や国民保護計画など、個別の法定計画等により対応する事案を除き、様々な危機への対応の基本となる汎用性の高い指針とする。
- (3) 県としての危機管理対応の基本的枠組みを明示することにより、危機管理に係る個別事案のマニュアル作成にあたっての指針となるものとする。

3 指針の対象範囲

県民並びに滞在者の生命、身体又は財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態を対象とする。

ただし、地域防災計画や国民保護計画の法定計画により別途全庁的な体制が定められている事案等は除く。

【想定される危機の類型（主なもの）】

危 機 の 類 型	
重大事件	暴動、凶悪連続犯罪、その他重大事件の県内発生 等
健康危機	重大な感染症、飲料水の汚染、食品による健康被害 等
重大家畜伝染病	高病原性鳥インフルエンザ、B S E 等
その他	県管理施設内事件・事故、野生動物による人的被害 等

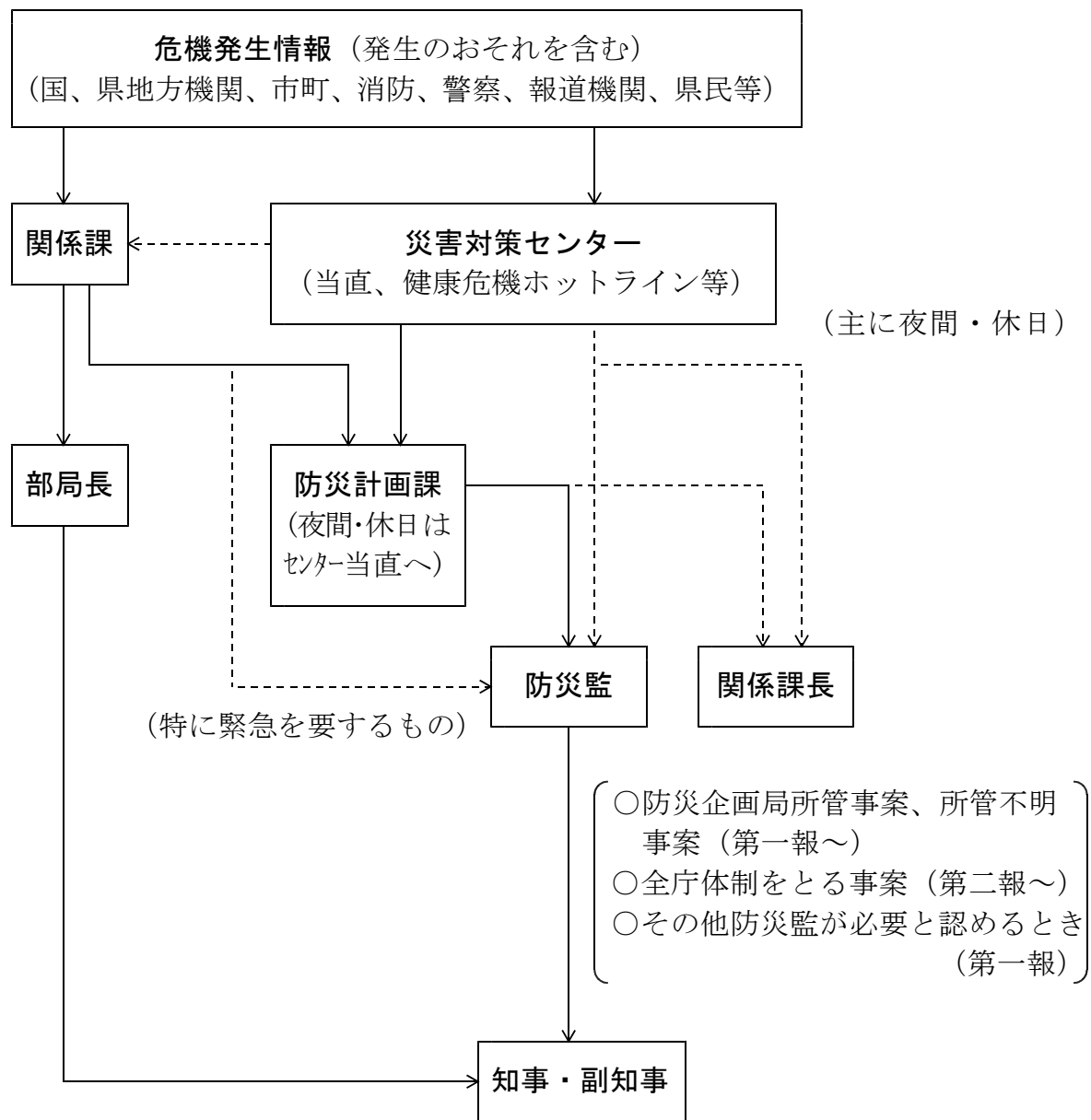
4 指針の構成 . . . 別添 1 のとおり

5 危機発生時の体制・情報伝達ルート . . . 別添 2 のとおり

【指針の構成】

章	大項目	主 な 内 容
第 1 章 総 則	1 趣 旨	・ 目的 ・ 定義 ・ 性格と役割
	2 想定される危機の種類	
第 2 章 予防対策	1 危機の事前防止	・ 危機事例の情報収集
	2 危機管理意識の向上	・ 職員の心構え ・ 職員研修の実施 ・ 県民に対する啓発
	3 危機管理体制の整備	・ 県の危機管理体制 ・ 緊急連絡体制の整備 ・ 外部専門人材の活用
	4 危機管理マニュアルの作成	・ 事案ごとの対応マニュアルの作成
	5 関係機関等との連携	・ 連絡窓口の確認、情報交換
	6 広域応援体制の確立	・ 協定締結等
	7 対策拠点の施設・設備の充実	・ 執務スペース ・ 情報通信設備
	8 資機材等の整備	・ 資機材、医薬品等の備蓄
	9 訓練の実施	・ 情報伝達訓練 ・ 図上訓練
第 3 章 応急対策	1 情報の収集・伝達	・ 迅速な情報収集・伝達 ・ 収集する主な情報 ・ 情報の集約・分析・共有
	2 応急活動体制の確立	・ 初動対応チーム ・ 各部対策本部 ・ 対策会議 ・ 県対策本部 ・ 地方対策本部 ・ 動員の実施 ・ 円滑な業務の推進・要員、資機材等の調整
	3 応急対策の実施	・ 被害者への対応 ・ 被害の拡大防止 ・ 風評被害の防止 ・ 関係機関との情報共有 ・ 健康相談等の実施
	4 広報・相談の実施	・ 広報体制の構築 ・ 報道機関への情報提供 ・ 県広報媒体による情報発信 ・ 相談窓口の設置 ・ 広報マニュアルの作成
	5 県地域防災計画の準用	・ 県地域防災計画の準用
第 4 章 復旧・復興対策	復旧・復興の推進	・ 生活再建と産業活動の再建 ・ 安全性の確認と県民への周知 ・ 国への提案
第 5 章 再発防止	1 再発防止策の検討・実施	・ 再発防止策の検討・実施、広報
	2 対応評価と対応マニュアルの見直し等	・ 対応の評価 ・ 対応マニュアルの見直し・逐次更新

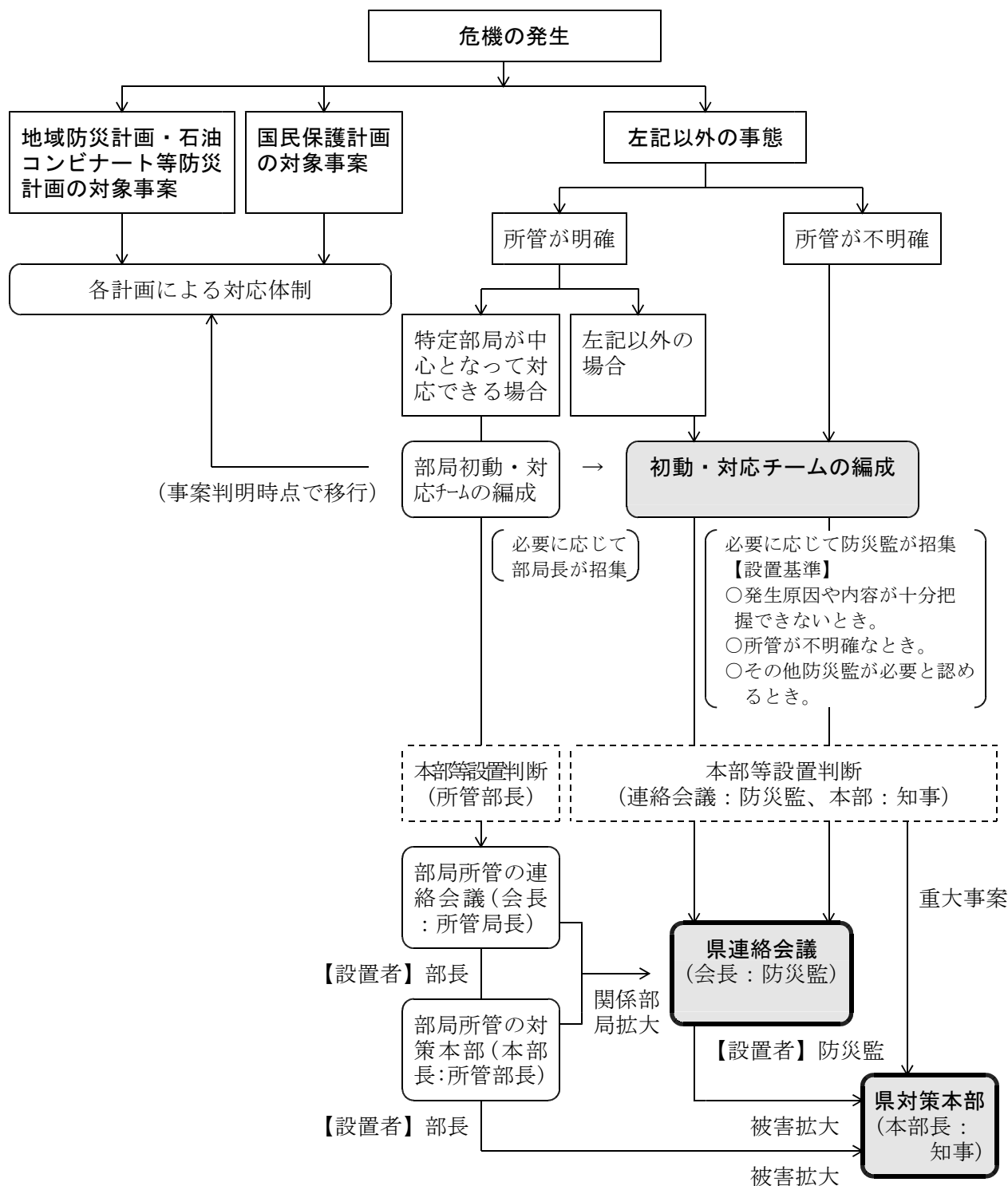
<情報伝達ルート>



※実線が優先ルート

＜危機発生時の体制（基本スキーム）＞

危機発生時の基本的な枠組みは次のとおりとするが、危機の態様等に応じて柔軟に対応する。
 なお、事態の程度によっては、この手順で示した段階を経ることなく、対策本部等で対応することができる。



※ 危機発生のおそれがある場合

- ・ 危機発生のおそれがある場合についても、この基本スキームに準じて対応する。

※ 県民局の体制

- ・ 各地域において被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、県民局長の判断により対策地方会議を設置する。
- ・ 県対策本部設置時において、管内に被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、知事の指示又は県民局長の判断により対策地方本部を設置する。

<想定される危機の例>

区 分		事 象 例	既存対応計画等	担当課
「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に定める周辺事態			・国からの協力要請（依頼）に対する県の対応及び事務処理の流れ	防災計画課
重大事件等		・テロ（緊急対処事態を除く） ・騒乱、暴動、パニック等 ・ハイジャック、シージャック ・不審船の領海侵犯等 ・大量難民等の流入 ・県内観光施設等における大規模事件 ・不特定多数の県民に被害が及ぶおそれのある事件、事故（凶悪連続犯罪、公園遊具事故等）	・テロ対策連絡会議設置要綱	
健康危機	全般		・健康危機管理基本指針 ・健康危機管理基本要領 ・健康危機管理基本マニュアル ・健康環境科学研究センター危機管理マニュアル	医務課 医務課 医務課 健康生活部総務課
	重大な感染症の発生	・SARS、O-157、新型インフルエンザ、西ナイル熱、大規模な食中毒等	・感染症マニュアル ・O-157等対策要領 ・SARS対応マニュアル ・食中毒処理要領 ・食中毒処理マニュアル ・高病原性鳥インフルエンザ対策要領 ・新型インフルエンザ対策行動計画・同実施計画	疾病対策課 疾病対策課 疾病対策課 生活衛生課 生活衛生課 疾病対策課 疾病対策課
	飲料水の汚染		・飲料水危機管理対策マニュアル	生活衛生課
		・水質汚濁等	・水質事故等対応マニュアル	水質課
	食品による健康被害	・食品への有害物質混入	・食品衛生監視指導計画	生活衛生課
		・無登録農薬の販売・使用等	・農薬問題対応マニュアル	普及教育課
		・貝毒	・貝毒策事務取扱要領	水産課
	健康食品等による健康被害		・健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領	生活衛生課 薬務課

区 分		事 象 例	既存対応計画等	担当課
健康危機	その他	・ 大気汚染による健康被害	(健康被害は市町対応) ・ 大気汚染緊急時対策実施要綱 ・ 硫黄酸化物緊急時対策実施要領 ・ 光化学スモッグ緊急時対策実施要領	大気課 (予防対策のみ)
		・ 農林水産関係公害	・ 農林畜水産業関係公害対策事務処理要領	普及教育課
		・ 漁業公害（流出油事故、魚の大量へい死、赤潮等）	・ 漁業公害調査指導事業実施要領 ・ 赤潮被害防止対策事務取扱要領 ・ ヘテロカプサ赤潮対策マニュアル	水産課
重大家畜伝染病		・ B S E（牛海綿状脳症）、鳥インフルエンザ、炭そ、狂犬病、口蹄疫等	・ 鳥インフルエンザ防疫マニュアル ・ 食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザ危機管理マニュアル ・ 炭そ処理要領 ・ 狂犬病発生時対応マニュアル ・ B S E 危機管理マニュアル ・ B S E 防疫対策マニュアル ・ 動物取扱業対策マニュアル ・ 口蹄疫防疫対策マニュアル ・ コイヘルペスウイルス発生対処マニュアル	畜産課 生活衛生課 生活衛生課 生活衛生課 生活衛生課 畜産課 生活衛生課 畜産課 水産課
県関係事件・事故	県管理施設における事件・事故			施設所管課室
		・ 庁舎内事件・事故	・ 庁舎管理規則 ・ 不審郵便物の対応について	管財課 文書課
		・ 施設内事件・事故	・ 県立都市公園維持管理要領	公園緑地課
		・ 院内感染等	・ 院内感染防止標準マニュアル（県立病院） ・ 看護学生の臨地実習に伴う感染対策マニュアル ・ 健康福祉事務所での針刺し等の事故による感染防止マニュアル ・ ケースワーク活動における感染症対応指針	病院局企画課 厚生専門学院 疾病対策課 疾病対策課

区 分		事 象 例	既存対応計画等	担当課
県関係事件・事故	県管理施設内事件・事故	・医療事故	・医療事故防止標準マニュアル ・臨地実習指導要領	病院局企画課 厚生専門学院
		・教育委員会所管学校内事件・事故	・兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則・同施行細則 ・学校危機管理ガイドライン	教育委員会内所管課室 教育企画課長
	主催イベントにおける事故			主務課室
	個人情報の流出		・個人情報の保護に関する条例 ・文書管理規程 ・情報セキュリティ対策指針	所管課室 県民情報室 自治情報課
	コンピュータシステムの障害	・住民基本台帳ネットワークシステム	・緊急時対応計画書	市町振興課
		・統計情報システム	・広域統計情報ネットワークシステム運用管理規程 ・新世代統計システム運用管理規程 ・毎月勤労統計調査オンラインシステム運用管理規程	統計課
		・県庁W A N	・緊急時対応計画	自治情報課
		・財務会計システム	・運用管理規定	会計課
		・給与オンラインシステム	・事務処理要領	管理課
		・旅費システム	・運用管理要領 ・端末機旅費システム運用管理要領	
その他県民の安全・安心に係る事案	・山の遭難		・山の遭難対策協議会会則	体育保健課
	・野生動物による人的被害等（クマ、サメ等）		・鳥獣保護事業計画 ・ツキノワグマ保護管理計画	豊かな森づくり課 水産課 観光交流課

「福知山線列車事故(平成17年4月25日)」【兵庫県】クロノロジー

資料5-1

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
4月 25日 (月)	09:18 頃		◆ 事故発生	
	09:19	県警	○ 事故認知(110番受理)	
	09:22	尼崎消防	○ 消防局覚知(災害現場西側マンションの女性から)、集団救助救急第1出動	
	09:24	尼崎消防	○ 先着隊現場到着	
	09:25	JR	○ JR西日本本社に社長を本部長とする対策本部を設置	
	09:25	県	○ 覚知((JR宝塚線で脱線事故、けが人多数との連絡)県警本部から)	①-1 危機の覚知(危機が発生した情報の入手) ①-2 危機覚知者による情報収集
	09:25	県警	○ 兵庫県警察突発重大事案対策連絡室設置(室長:警備部長)	
	09:25	県警	○ 警察庁・管区警察局に報告、県に連絡	
	09:26 頃	JR	○ 車掌から指令へ携帯電話で報告	
	09:27	市	○ 医療機関の手配を実施	
	09:30	市	○ 尼崎消防より第1報	
	09:30	JR	○ JR西日本大阪支社に大阪支社業務担当次長を本部長とする対策本部を实	
	09:30	JR	○ 尼崎駅長を現地における暫定本部長とする暫定現地対策本部設置	
	09:30	県警	○ 尼崎東警察署突発重大事案対策本部設置(本部長:尼崎東警察署長)	
	09:33	尼崎消防	○ 消防局、公道上に現場指揮所設置(16時頃に応急救護所用エアートント内に移設)	
	09:34 頃	県	○ 県幹部会議中に職員からメモが入る。(知事覚知)	①-3 首長、危機管理専門幹部等への第一報 ②-2 組織内での情報共有
	09:35	市	○ 災害医療センターへ医師派遣要請	
	09:35	JR	○ 本社安全推進部から国土交通省へ事故の報告	
	09:35	県災害医療センター	○ 尼崎市消防局より連絡受	③-7 医療機関(民間)との連携
	09:38	尼崎消防	○ 集団救助救急第2出動	
	09:38	県災害医療センター	○ ドクターカー1回目出動(医師、看護師、救急救命士各2名)	③-7 医療機関(民間)との連携
	09:40	尼崎消防	○ 尼崎市消防部対策本部設置(尼崎市防災センター3階)	
	09:40	尼崎消防	○ 尼崎市消防局が県広域災害・救急医療情報システムに災害状況を入力	
	09:40	国(内閣府)	○ 内閣府情報対策室設置	
	09:40	国(消防庁)	○ 消防庁災害対策本部設置(2次応急体制、28日20時解除)	
	09:40	国	○ 福知山線事故対策本部設置(本部長:近畿運輸局長)	
	09:40	県災害医療センター	○ 緊急搬送モード開始(神戸、阪神南、阪神北地域対象)、受入可能医療機	③-7 医療機関(民間)との連携
	09:42	JR	○ 大阪支社安全推進室から近畿運輸局へ事故の報告	
	09:45	国(国交省)	○ 官邸連絡室設置	
	09:45	国(国交省)	○ 福知山線事故対策本部設置(本部長:国土交通大臣)	
	09:45	県警	○ ヘリテレ映像を警察庁・管区警察局・官邸・内閣府及び県へ配信	
	09:46	尼崎消防	○ 伊丹市、西宮市消防へ応援要請	③-1 消防との連携(緊急消防援助隊を除く)
	09:49	県	○ 県警本部から死者10人程度の可能性との連絡	①-2 危機覚知者による情報収集
	09:50	県警	○ 兵庫県警察突発重大事案対策本部設置(本部長:警察本部長)	

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
4月 25日 (月)	09:50	県警	○近畿管区警察局を通じ、広域緊急援助隊の派遣要請	
	09:50 頃	尼崎消防	○線路西側の公道上に尼崎市のエアーテントを設営、トリアージ	
	09:50	尼崎消防	○大阪市消防局に応援要請(大阪市自主判断)、大阪市消防局からの大阪府下の三次救急の照会回答 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援要請(神戸市自主判断)	③-1 消防との連携(緊急消防援助隊を除く)
	09:56	県	○消防防災ヘリ出動	②-4a 消防防災ヘリの出動
	10:00	市	○国、県に「火災・災害等速報要領」に基づき救急・救助第一報	
	10:00	市	○総務課長、報道機関に対し状況発表	④-1 マスコミへの情報提供
	10:00	県本庁	○兵庫県事故対策本部(本部長:防災監)	②-1a 情報連絡室(※知事以外をトップ)の設置
	10:00	県	○消防防災ヘリが神戸市消防局、総務省消防庁への映像転送開始	②-5b 被害の全体像の把握 ②-6 被害情報等の国等への報告
	10:00 頃	県	○事故発生当初から報道機関に本部会議の結果を発表、ホームページに記載。	②-2 組織内での情報共有 ④-1 マスコミへの情報提供 ④-2 マスコミからの問い合わせへの対応 ④-5 ホームページへの関連情報の掲載
	10:01	県災害医療センター	○県災害医療センターのスタッフが現場に到着、トリアージ、応急処置開始、他の応援医療機関を含め、現場での医療活動全体を指揮	③-7 医療機関(民間)との連携
	10:03	県	○消防課職員を現地に派遣(11時頃現地着、ヘリにて)。情報収集を行うとともに、緊急消防援助隊との活動調整をおこなうため、延べ19名を派遣	②-5d 現地への職員派遣
	10:03	県	○阪神南県民局及び阪神北県民局についても、事故発生当初から情報収集のため、尼崎市災害対策本部や事故現場等に職員を派遣	②-5d 現地への職員派遣
	10:10	JR	○大阪支社施設課長を本部長とする現地対策本部を設置	
	10:11	県	○フェニックス防災で事故の第1報を周辺市町に連絡	②-5a 被災地との通信手段の確保
	10:20	県本庁	○兵庫県JR福知山線列車事故対策支援本部を設置(本部長:知事)(これまでに10回)	②-1b 対策本部(※知事をトップ)の設置
	10:20	県民局	○兵庫県JR福知山線列車事故対策阪神南県民局支援本部を設置(本部長:阪神南県民局長)	②-1a 情報連絡室(※知事以外をトップ)の設置
	10:30	県警	○現地対策本部設置(本部長:阪神方面本部長)	
	10:30	尼崎市	○尼崎市災害対策本部設置	
	10:35	国	○消防庁職員1名、消防大学校職員1名、消防研究所職員1名、計3名を現地へ派遣	
	10:39	県災害医療センター	○県医療情報システム、災害モードを始動、近隣府県受入可能医療機関29(4府県)	③-7 医療機関(民間)との連携
	10:40	県	○消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動要請	③-6 緊急消防援助隊の出動要請
	10:40	国	○大阪府に対し、緊急消防援助隊の出動要請	③-6 緊急消防援助隊の出動要請
	10:40	県警	○周辺道路交通規制完了	
	10:50	市	○市がエアーテントを増設、処置ポストの拡大	
4月 25日 (月)	10:56	県災害医療センター	○県消防防災ヘリコプター、県災害医療センターで医師、看護師各1名をピックアップし、現場へ搬送	③-7 医療機関(民間)との連携

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
	11:00 頃	県	○ 現地調整本部設置	②-5e 現地調整所の設置、現地調整所への参加
	11:00	市	○ 記念公園体育館から安否情報収集開始	
	11:04	県	○ 陸上自衛隊派遣要請(17時撤収要請)	③-5 自衛隊の出動要請
	11:05	国	○ 京都府に対し緊急消防援助隊の出動要請	③-6 緊急消防援助隊の出動要請
	11:05	県災害医療センター	○ 1回目ヘリコプター搬送による傷病者受入要請(11時14分センターに到着)	③-7 医療機関(民間)との連携
	11:15	県災害医療センター	○ 2回目ヘリコプター搬送による傷病者受入要請(11時37分センターに到着)	③-7 医療機関(民間)との連携
	11:20	国	○ 官邸に消防庁職員3名	
	11:30	県警本部	○ 安否確認等に対応するため、行方不明者相談所を開設(～28日)	③-2 警察との連携
	11:40	県	○ 警察と協議し、県道3交差点にガードマンを配置(13時30分まで)	③-2 警察との連携
	11:47	県	○ 国土交通省近畿地方整備局から事故第1報の連絡	②-5c 当該危機に関する的確な情報収集
	11:55	県災害医療センター	○ 3回目ヘリコプター搬送による傷病者受入要請(12時03分センターに到着神戸日赤へ)	③-7 医療機関(民間)との連携
	12:10	県警本部	○ 遺体安置所設(～29日12時閉鎖)	③-2 警察との連携
	12:00	国	○ 官邸連絡室から官邸対策室に切り替え	
	12時 過ぎ 頃	県	○ 知事、現場調査	②-5d 現地への職員派遣
	12:20	市	○ 現地での広報	④-3 住民への情報提供 ④-4 住民からの問い合わせへの対応
	13時 頃	県	○ 県教育委員会が、被災マンションの校区である小学校と、救急車等の待機場所となった中学校及び高等学校に指導主事及び学校サポートチームを	③-8 その他関係機関との連携
	不明	県災害医療センター	○ 4回目ヘリコプター搬送による傷病者受入要請(14時25分センターに到着)	③-7 医療機関(民間)との連携
	14:30	県警本部	○ 遺体安置所において安否情報を提供	③-2 警察との連携
	16:30	市町村	○ 総務課長が消防局3階の多目的ホールで記者発表	
	17:40	県災害医療センター	○ ドクターカー2回目出動(医師、看護師、救急救命士各1名)	③-7 医療機関(民間)との連携
	18:00	県警	○ 署長交通規制(警察署長の権限で行う交通規制)開始(～29日9時解除)	
	18:04	県災害医療センター	○ ドクターカー現場到着、がれきの下の治療を実施	③-7 医療機関(民間)との連携
		県警	○ 遺体の検視及び身元確認等の実施	③-2 警察との連携
		県警	○ 「なんでも相談電話」における家族等からの問い合わせに対応	③-2 警察との連携 ④-4 住民からの問い合わせへの対応
4月 26日(火)	08:00	国	○ 消防庁長官他1名が現地消防機関の活動状況を確認	
			○ 県立川西北陵高校がキャンパスカウンセラーを中心に必要に応じて被災生徒のカウンセリングを実施	③-10 ボランティア等との連携
4月 27日(水)		県	○ 心のケア特別相談の実施	②-3 部局間の役割の調整(保健部局等)
			○ JR西日本への申し入れ	
			○ 県立川西北陵高等学校生徒集会	
4月 28日(木)	17:00	国	○ 緊急消防援助隊の応援要請解除。県内応援隊の活動も終了し、以後は尼崎市消防局で対応。	
	17:10	国	○ 消防庁職員1名、消防大学校職員1名、消防研究所職員1名、計3名現地派遣解除)	

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
	19:15	国	○官邸への消防庁職員3名派遣解除	
5月 2日 (月)		県、市	○被災マンションの安全確認について、県・尼崎市職員が再確認(4月27日、被災マンションの安全性について国の専門家が調査)	③-9 外部の専門家集団の知見活用

「高病原性鳥インフルエンザ発生事案(平成16年2月)」【京都府】クロノロジー

資料5-2

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
2月 26日 (木)	19:30	府	○園部保健所へ匿名電話	①-1 危機の覚知
	20:00	府	○南丹家保へ匿名電話	①-1 危機の覚知
	20:00	府	○知事に第一報	①-3 首長、危機管理専門幹部等への第一報
	20:30	府	○現地(A社)到着	②-5b 被害の把握 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集 ②-5d 現地への職員派遣
	23:15	府	○A社責任者と連絡が取れる	①-2 危機覚知者による情報収集
2月 27日 (金)	01:15	府	●A社立入検査開始	(防疫措置)
	05:00		◆南丹家保で簡易キット陽性	
	05:00	府	○関係部長による連絡会議開催	①-5 職員の緊急参集 ②-1a 情報連絡室の設置 ②-2 組織内での情報共有 ②-3 部局間の役割の調整
	06:30	府	○高病原性鳥インフルエンザ疑い事例発生の記者発表	④-1 マスコミ等への情報提供
	09:00		◆中央家保で簡易キット陽性	
	09:00	府	○対策本部・現地对策本部設置	②-1b 対策本部の設置
	09:00	府	○対策本部会議(全26回をマスコミに全面公開)	②-2 組織内での情報共有 ②-3 部局間の役割の調整 ④-1 マスコミ等への情報提供 ④-2 マスコミからの問い合わせの対応
		府	●初期防疫措置発令(立入制限、30km圏内移動制限自粛要請)	(防疫措置)
		府	●区域内食鳥処理施設・動物取扱業者に対し、異常鶏、従事者健康調査	②-5b 被害の把握 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集 ②-5d 現地への職員派遣
		府	○警察官による現場付近での通行制限(~3/22)	③-2 警察との連携
		府	○府立学校、市町村教委へ対応の徹底、情報把握	③-3 管内市町村との連携
		府	●従業者に対して防疫のオリエンテーション実施	④-3 住民への情報提供
		府	○インターネットによる情報発信開始	④-5 ホームページへの関連情報の掲載
		府	○FM京都により広報(~4/30)	④-1 マスコミ等への情報提供
		府	○携帯サイト「自治体情報」・日本文字放送で情報発信(~4/30)	④-1 マスコミ等への情報提供
		国	○厚労省が高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について(第3報)を通知	
		府	○主要チェーンストア本社へ府内産鶏肉・鶏卵の利用依頼訪問(~3/1)	③-8 その他関係機関との連携
		府	○府内鶏肉・鶏卵販売店へ協力依頼訪問(~3/4)	③-8 その他関係機関との連携
		府	○府内経済団体へ利用依頼	③-8 その他関係機関との連携
		府	○国・他府県・国会議員等連絡	②-6 被害情報等の国等への報告
2月 28日 (土)		知事	○山田知事現地視察 専門家会議の設置を表明	②-4 対応方針、対処措置等の意思決定 ③-9 外部の専門家集団の知見活用

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
		府	○KBSラジオにより広報(～5/5)	④-1 マスコミ等への情報提供
		府	○相談電話設置から400件近くとなる	④-4 住民からの問い合わせ等への対応
		府	○農水省に患畜処分の専門家派遣要請	③-8 その他関係機関との連携 ③-9 外部の専門家集団の知見活用
			◆A社が兵庫県に出荷した鶏が陽性	
		府	○農林水産部、保健福祉部の防疫資材保有部署及び関係機関から資材調達	③-5 その他関係機関との連携
		府	●周辺農家調査の開始	②-5b 被害の把握 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集 ②-5d 現地への職員派遣
		府	●鶏肉流通調査の開始	②-5c 当該危機に関する的確な情報収集
		府	●府立高校の鶏舎等を消毒	(防疫措置)
2月 29日 (日)			◆鳥インフルエンザウイルスH5亜型と確定	
		府	●家伝法17条殺処分命令、32条移動制限発動	(防疫措置)
		園部町・府	○現場本部設置(丹波町役場・副知事・農水部長派遣)	②-4b 現地対策本部の設置 ②-5d 現地への職員派遣 ②-7 被害情報等の市町村長への伝達 ③-3 他の地方公共団体との連携
		府等	●殺処分開始(～3/5)	(防疫措置)
		府	○衛生管理マニュアル作成	②-2 組織内での情報共有
		府	○京都新聞記事下広告「冷静な対応」呼びかけ	④-1 マスコミ等への情報提供
		府	○防疫作業等職員動員計画の庁内調整	②-3 部局間の役割の調整
		府	●移動制限区域内の学校飼育鳥の常時監視を指示	(防疫措置)
3月 1日 (月)			◆H5N1型と確認	
		府等	●幹線道路の通行車両消毒(～4/13)	(防疫措置)
		府	●鶏卵流通調査の開始	②-5c 当該危機に関する的確な情報収集
		府	●特別経営相談窓口を設置	(被災者支援)
		府議会	○府議会で決議・意見書採択	
		府	○専門家会議を設置、委員が現地調査を実施	②-5c 当該危機に関する的確な情報収集 ③-9 外部の専門家集団の知見活用
		府	○農水省、中企庁に要望	②-6 被害情報等の国等への報告 ③-5 その他関係機関との連携
		府	○府内経済団体へ利用依頼訪問	③-8 その他関係機関との連携
		府	○京都府食鳥肉販売業生活衛生同業組合の緊急集会で府の対応状況等を報告	③-8 その他関係機関との連携 ④-3 住民への情報提供
		府	○京都府医薬品卸共同組合、京都府医療機器協会等を通じて緊急に防疫資材を調達	③-8 その他関係機関との連携
		府	○埋却地等に関する住民説明会を実施	④-3 住民等への情報提供
3月 2日 (火)		国	○亀井農水大臣が来庁(状況説明)	②-6 被害情報等の国等への報告
		府	○亀井農水大臣に緊急要望	②-6 被害情報等の国等への報告

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
		府	○移動制限区域内の市町等に対し、鶏卵の処分に係る留意事項、焼却処分可能量の把握等を依頼	③-3 管内市町村との連携
		府	○家伝法庁内説明会	②-2 組織内での情報共有
		府	○出荷された鶏卵の流通状況を発表	④-1 マスコミ等への情報提供
		府	○府警機動隊に出動要請	③-2 警察との連携
3月 3日 (水)		国	○亀井農水大臣が現地視察	②-6 被害情報等の国等への報告
	21:20		◆B社簡易キットで陽性	
		府	●B社の流通状況調査	②-5c 当該危機に関する的確な情報収集
	23:00	府	○ウイルスの確定を待たずに防疫措置をとることを指示	(防疫措置)
		府	○高病原性鳥インフルエンザ疑い事例発生の記者発表	④-1 マスコミ等への情報提供
		府・近隣市町	○2市8町の市・町長会議開催	③-3 管内市町村との連携
		近隣市町	○近隣13市町から、鶏舎内処理作業について協力申出	③-3 管内市町村との連携
		府	○自衛隊防疫事業委託申請	③-3 自衛隊の出動要請
		町村会	○府町村会から要望書の提出	(政治対応)
3月 4日 (木)	15:10	府	●B社に関し家伝法17条殺処分命令、殺処分開始、32条移動制限区域は変更せず	(防疫措置)
		府	●区域内食鳥処理施設・動物取扱業者に対し、異常鶏、従事者健康調査	②-5b 被害の把握 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集 ②-5d 現地への職員派遣
		府	●丹波自然運動公園閉鎖(～3/27)	(防疫措置)
		府	○報道機関に取材ヘリコプターの自粛を要請	③-8 その他関係機関との連携
		府	○入試や教育環境への影響を考慮し、各報道機関に対し、「取材ヘリコプターの自粛及び取材時の配慮について(要請)」発出	③-8 その他関係機関との連携
		国	○民主党菅代表が来庁(状況説明)	②-6 被害情報等の国等への報告
		近隣府県	○近隣府県から応援	③-4 他の都道府県との連携
		京都市・近隣市町	○京都市職員及び近隣13市町等職員が防疫作業等の応援(～3/6)	③-3 管内市町村との連携
		府	○関係市町村に、車両消毒作業について協力要請	③-3 管内市町村との連携
		京都市	○京都市から医師・保健師等28名派遣	③-3 管内市町村との連携
		府	○京都市に対し、鶏卵の焼却処分への協力を打診	③-3 管内市町村との連携
		府	○消費者団体への情報提供・協力依頼	③-8 その他関係機関との連携
		府・自衛隊	○自衛隊災害派遣要請(掘削作業)	③-5 自衛隊の出動要請
		府・自衛隊	○自衛隊と防疫作業実施に関する協定締結	③-5 自衛隊の出動要請
		府	○自衛隊から要請のあった資材等の調達	③-5 自衛隊の出動要請
3月 5日 (金)			◆(B社)鳥インフルエンザウイルスH5亜型と確定	
		府	●A社本社で、鶏卵の出荷及び回収状況調査	②-5c 当該危機に関する的確な情報収集 ②-5d 現地への職員派遣
		府	○京都新聞記事下広告「さらなる理解と協力」呼びかけ	④-1 マスコミ等への情報提供

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
		府	○報道機関に取材ヘリコプターの自粛を要請	③-8 その他関係機関との連携
		中部消防	○京都中部広域消防組合から、鶏舎内処理作業について協力申出	③-1 消防との連携
		京都市	○京都市から医師・保健師等66名派遣	③-3 管内市町村との連携
		府	○食品産業等関係団体に「鶏インフルエンザQ&A」を送付	③-8 その他関係機関との連携
		府	○臨床心理士を丹波町に派遣し、児童生徒の心のケアを実施	④-3 住民への情報提供
		府	○臨床心理士を丹波町に派遣し、児童生徒の心のケアを実施	③-9 外部の専門家集団の知見活用
3月 6日 (土)		府・中部消防	○京都中部広域消防組合からの応援受入	③-1 消防との連携
		京都市	○京都市から医師・保健師等66名派遣保健師等54名派遣	③-3 管内市町村との連携
		府・自衛隊	○自衛隊災害派遣要請(鶏の処理)	③-3 自衛隊の出動要請
		府・自衛隊	○自衛隊と災害派遣(鶏の処理)に関する協定締結	③-3 自衛隊の出動要請
		府・自衛隊	○自衛隊から要請のあったインフルエンザワクチン800人分を国へ調達依頼 ／同日納品	③-3 自衛隊の出動要請
3月 7日 (日)		府	○府民だより3月号で「冷静な対応」告知文	④-1 マスコミ等への情報提供
		国	○厚労省が防疫対策指導等のため専門家を派遣(～3/19)	③-8 その他関係機関との連携
		国	○厚労省が防疫対策指導等のため専門家を派遣(～3/19)	③-9 外部の専門家集団の知見活用
3月 8日 (月)			◆(B社)H5N1型と確認	
		府	○KBSテレビ「府政ほっと情報」で広報(～3/13)	④-1 マスコミ等への情報提供
		府	○報道機関に対し取材ヘリコプターの自粛を要請	③-8 その他関係機関との連携
		府・近隣府県	○2府7県議会議長による緊急要望	②-6 被害情報等の国等への報告
		府等	●作業人数最高1,171人	(防疫措置)
3月 9日 (火)		国	○国が関係省庁連名で「国民の皆様へ」呼びかけ	
		国	○国が高病原性鳥インフルエンザに関する周知徹底を発出	
3月 10日 (水)		府・近隣府県	○近畿ブロック知事会並びに京都府が国に緊急要望	②-6 被害情報等の国等への報告
		府	○厚労省、中企庁に影響を受けた飲食店等への融資制度の発動等を要望	②-6 被害情報等の国等への報告
			◆大阪府茨木市の死亡カラスからA型インフルエンザウイルス分離	
		府・市町・府警	○死亡野鳥に関する問い合わせ殺到;府、市町、110番	④-4 住民からの問い合わせへの対応
3月 11日 (木)		府	●防疫措置を完了(B社)	(防疫措置)
		府・近隣市町	○移動制限区域内の市町等との会議を開催し、鶏卵の焼却処分への協力を依頼	③-3 管内市町村との連携
3月 12日 (金)		府	○総額8億円の鳥インフルエンザ緊急対策を含む補正予算案を府議会に提出	
		府	○鶏肉鶏卵に係る風評被害対策会議開催	③-5 その他関係機関との連携
		府	○啓発ポスターの作成・配布	④-2 住民等への情報提供
3月 13日 (土)		府	●鶏卵一時保管場所を確保	(防疫措置)
		府	●鶏糞処理作業開始(～3/22)※地域住民が参加	③-8 その他関係機関との連携
		府	●鶏糞処理作業開始(～3/22)※地域住民が参加	③-10 NGO、ボランティアとの連携

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
3月 15日 (月)		府	○KBSテレビ「府政ほっと情報」で広報(～3/20)	④-1 マスコミ等への情報提供
		知事会	○全国知事会が国に要望	
		府	○食品関係業者向け高病原性鳥インフルエンザ緊急融資の実施	(被災者支援)
3月 16日 (火)		国	○鳥インフルエンザウイルス緊急総合対策を閣議決定	
		府議会	○府議会で補正予算案を可決	(財政措置)
		府議会	○府議会議員団が丹波町現地を激励	(政治対応)
		府	○生産者向け緊急対策説明会を開催	③-8 その他関係機関との連携 ④-3 住民への情報提供
		府	●生産者向け高病原性鳥インフルエンザ緊急融資を開始	(被災者支援)
3月 17日 (水)		府	●第1回農場消毒(B社)	(防疫措置)
		府・日赤	○第1日赤、第2日赤から医師、看護師を派遣(～3/22)	③-7 医療機関(民間)との連携
3月 22日 (月)		府	●防疫措置を完了(A社)	(防疫措置)
		府	○KBSお知らせ放送(～3/30)	④-1 マスコミ等への情報提供
		国	○内閣府が食のリスクコミュニケーション講演会を開催	
3月 23日 (火)		府	●第1回農場消毒開始(A社)	(防疫措置)
		国	○中小企業庁が食鳥処理加工業ほか4業種をセーフティネット保障対象に指定	
3月 25日 (木)		府	●第2回農場消毒開始(B社)	(防疫措置)
		府	○「きょうと府民だより」号外を発行し、支援を呼びかけ	④-3 住民への情報提供
		国	○厚生労働省が衛生環境激変対策特別融資制度を発動	
3月 26日 (金)		府	●第2回農場消毒終了(B社)	(防疫措置)
		府	○京都市及び30km圏内市町等に対し、保管卵の焼却処分への協力について文書依頼	③-3 管内市町村との連携
		府	●無利子の「鳥インフルエンザ対策経営安定支援資金」の申込受付を開始	(被災者支援)
		府	●丹波自然運動公園一部再開	(防疫措置)
3月 27日 (土)		府	●第1回農場消毒終了(A社)	(防疫措置)
3月 29日 (月)		府	●第2回農場消毒開始(A社)	(防疫措置)
3月 30日 (火)		府	●第3回農場消毒開始(B社)	(防疫措置)
		国	○中小企業庁が食堂・レストランほか3業種をセーフティネット保障対象に指定	
3月 31日 (水)		府	○A社及び同社社長を刑事告発	
		府	●第2回農場消毒終了(A社)	(防疫措置)
4月 1日 (木)		府	●区域内食鳥処理施設・動物取扱業者に対し、異常鶏、従事者健康調査	②-5b 被害の把握 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集 ②-5d 現地への職員派遣
		府	●丹波自然運動公園全面供用再開	
4月 2日 (金)		府	●第2回農場消毒終了(A社)	(防疫措置)
4月 4日 (日)		府	○府民だより4月号で安全啓発	④-3 住民への情報提供
4月 5日 (月)		府	●第3回農場消毒開始(A社)	(防疫措置)

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
		府	○移動制限区域内の周辺市町等との会議を開催し、移動制限解除後の鶏肉の処分への協力を依頼	③-3 管内市町村との連携
4月 6日 (火)		府	○周辺市町等に対し、保管鶏卵の焼却処分への協力について文書依頼	③-3 管内市町村との連携
4月 8日 (木)		府議会	○農林商工常任委員会の現地調査	(政治対応)
4月 9日 (金)		府	●第3回農場消毒終了(A社)	(防疫措置)
4月 11日 (日)		府	○相談件数1,673件を数え終了	④-4 住民からの問い合わせへの対応
		府	●区域内食鳥処理施設・動物取扱業者に対し、異常鶏、従事者健康調査	②-5b 被害の把握 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集 ②-5d 現地への職員派遣
4月 12日 (月)		府	○京都市に対し、焼却処分量の増量について文書依頼	③-3 管内市町村との連携
		府	○感謝状贈呈について知事調整	
4月 13日 (火)		府	◆終息宣言	
		府	○「きょうと府民だより」号外を発行し、終息宣言	④-3 住民への情報提供
		府	○周辺市町等においても焼却処分を開始	③-3 管内市町村との連携
		府	○主要チェーンストア本社、府内鶏肉・鶏卵販売店、府内経済団体へ終息宣言説明および府内産鶏肉・鶏卵の利用依頼訪問	③-8 その他関係機関との連携
		知事	○知事各方面へ御礼(自衛隊への感謝状を含む)	
4月 16日 (金)		府	○αステーション広報「鶏肉・卵の安全性について」	④-1 マスコミ等への情報提供
		府	○知事御礼送付	
4月 18日 (日)		府	●鴨川河川敷「とり・たまごフェア」	(被災者支援)
4月 23日 (金)		府	○KBS京都テレビ「とり・たまごフェア」お知らせ	④-1 マスコミ等への情報提供
5月 2日 (日)		府	○府民だより5月号で「とり・たまごフェア」お知らせ	④-3 住民への情報提供
5月 5日 (水)		丹波町	●丹波町「とり・たまごフェア」	(被災者支援)
		丹波町	○丹波町関係者等に感謝状贈呈	
5月 18日 (火)		府・近隣市町	●保管卵の処分が全て完了	(防疫措置)
5月 20日 (木)		府	○KBS京都テレビ「とり・たまごフェア(丹波町での知事の和い合いミーティング)」放送	④-1 マスコミ等への情報提供
5月 28日 (金)		府	○職員表彰等について知事調整	
6月 2日 (水)		府	○京都府職員表彰選考委員会の開催	
6月 18日 (金)		府	○開庁記念日記念式典において職員表彰等、協力団体等に感謝状贈呈	

「新潟県中越地震(平成16年10月)」【新潟県】クロノロジー

資料5-3

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
10月 23日 (土)	17:56		◆震災発生(川口町震度7)	①-1 危機発生の覚知
	17:56	県	○ 県災害対策本部自動設置。連絡指令室設置(室長:危機管理監、総務、対策、広報の3班50人体制)	①-2 危機覚知者による情報収集 ①-7 庁舎内の安全確保 ②-1a 情報連絡室の設置 ②-1b 対策本部の設置
	17:56	知事	○ 公舎引越作業中、公舎詰め秘書へ危機管理監への連絡を指示。マイカーで県庁向かいのマンションに到着と同時に、登庁の連絡を受ける。	①-3 首長、危機管理専門幹部等への第一報
		県警	○ 災害救助等の緊急展開部隊である機動隊を参集した隊員から順次緊急出	③-2 警察との連携
		消防	○ 県内各消防隊は応援出動	③-1 消防との連携
	18:11		◆余震発生(小千谷市震度6強)	
	18:34		◆余震発生(川口町、十日町市、小国町震度6強)	
		県	○ 消防庁へ被害の情報報告(以後、随時連絡)	②-6 被害情報・安否情報の国等への報告
	19:00	県	○ 第1回県災害対策本部員会議開催(以降37回開催)	②-2 組織内での情報共有 ②-7 被害情報・安否情報の市町村等への伝達
	19:20	県	○ 総務省消防庁長官に緊急消防援助隊の応援要請	④-2 マスコミからの問い合わせへの対応
	19:30	消防庁	○ 1都11県に対し、緊急援助隊の出動応援を要請	③-6 緊急消防援助隊の出動要請
	19:30	自衛隊等	○ 陸上自衛隊、航空自衛隊新潟救難隊は偵察部隊を長岡市、十日町市に派遣。連絡員を県災害対策本部へ派遣	③-5 自衛隊との連携
	19:30	県	○ 商業振興課は市町村等からの食糧支援要請がないが、県内の食品スーパーに支援準備の要請を始め、運送会社への手配を依頼	③-8 その他関係機関との連携
	19:40		◆余震発生(小千谷市震度6弱)	
	20:15	警察庁等	○ 広域緊急援助隊に派遣指示	③-2 警察との連携
	21:00	県	○ 災害関連情報ホームページ開設	④-5 ホームページへの関連情報の掲載 ④-3 住民への情報提供 ④-4 住民からの問い合わせへの対応
	21:05	県	○ 陸上自衛隊第12旅団長に災害派遣要請(発災直後から情報交換)	③-5 自衛隊との連携
	21:40	緊急消防援助隊	○ 仙台市消防局の緊急消防援助隊指揮支援部隊県庁到着	③-6 緊急消防援助隊の出動要請
	21:55	自衛隊等	○ 自衛隊、第9管区海上保安本部、消防での合同会議	③-5 自衛隊との連携
	23:00	国	○ 現地連絡調整室設置	③-8 その他関係機関との連携
	23:30		◆避難者数14,752人、避難所数265カ所	
	18:30 頃	県	○ 登庁した課は78%	①-5 職員の緊急参集
	19:00 頃	県	○ 福祉保健課、各地域機関に対し、関連施設、福祉施設の被災状況を電話	②-5b 被害情報の的確な収集
		県	○ 情報収集活動(市町村に問い合わせても不通のところがあり、他の手段で連絡を取ろうと心がけた)	②-5a 被災地との通信手段の確保 ②-5d 現場への職員派遣
		県	○ 被災市町村からの応援要請への対応	③-3 管内市町村との連携
		県	○ 高齢福祉保健課は、高齢者の入所施設の被害状況を電話で確認 25日にはデイサービスセンターの被害状況も調査	②-5b 被害情報の的確な収集

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
10月 23日 (土)		県	○健康対策課は精神障害者社会復帰施設、精神障害者グループホーム、精神障害者通所作業所の避難状況等を確認	②-5b 被害情報の的確な収集
		県	○県教育委員会は、市町村教育委員会などを通じて児童生徒の安否確認	②-5b 被害情報の的確な収集
		県	○生活衛生課が、市町村水道施設の把握	②-5b 被害情報の的確な収集
		県	県が関与している県費留学生、JICA研修生などの安否確認 ○県国際交流協会が10月28日から相談員を派遣し、被災外国人の相談に乗った。10月24日は、県ホームページの英語サイトに被災外国人の呼びかけ文を掲示。通訳体制も整えた。	②-5b 被害情報の的確な収集
		県	○商工業対策、25日から県工業技術総合研究所、各地域技術支援センター職員が中心となり訪問調査	②-5b 被害情報の的確な収集
		県	○障害福祉課、電話により障害福祉施設の被害状況、利用者の安否確認を	②-5b 被害情報の的確な収集
		県	○ダム・ため池の緊急確認。県地域機関、市町村、地域住民で確認。二次被害の防止に努める	②-5b 被害情報の的確な収集 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集
		県	○日本赤十字社、新潟大学医歯学総合病院などに医療救護チームの派遣要請。10月25日からは県外から医療救護チームが派遣	③-7 医療機関との連携
		県	○県災害対策本部対策班で大口救援物資の提供受付開始	(救援物資の募集、受付)
			◆災害救助法適用決定(適用日10月23日;小千谷市、長岡市など7市町村)	
		県	○24日午前中までに全部局、全地域振興局の職員確認。死亡、行方不明者	①-6 職員の安否確認
10月 24日 (日)	00:00	県	○第1回救助合同調整会議(自衛隊、海上保安本部、消防等)開催。その後、県警察本部も参加。総務省消防庁派遣職員到着即合流	②-2 組織内での情報共有
	00:50	緊急消防援助隊	○福島県先行隊6隊長岡市役所到着	③-6 緊急消防援助隊の出動要請
	02:15	県	○第9管区保安本部長に災害救助要請	③-8 その他関係機関との連携
	08:20	県	○救援物資搬出要員が新潟空港に出発	(救援物資の募集、受付)
	09:00	県	○県災害救援ボランティア本部設置	③-10 NGO、ボランティア等との連携
	09:30	県	○政府調査団に平山知事同行	(国への対応)
	13:00	県	県災害対策本部対策班内に「食糧支援チーム」設置(県災害対策本部・市町村からの食料要請把握、農林水産部・調達可能物資の把握及び要請、産業労働部・小売業者等への調達要請)を一元管理	②-3 部局間の役割の調整
	13:00	県	○出納局は出納部を設置(小口救援物資受付)102会議室	②-3 部局間の役割の調整
	14:24	県	内閣府、農林水産省、自衛隊、北海道・東北知事会に食糧支援を要請、県内業者に食糧を手配(東京、仙台、大阪の備蓄倉庫から乾パン47,104食乾燥米飯45,000食空輸。知事会から朝食用としておにぎりなど50,150食輸送。県北地方振興促進協議会家新潟から44,000個おにぎり	③-4 他の都道府県との連携 ③-8 その他関係機関との連携
	15:30	山古志村	○山古志村全村避難開始(終了27日)	(対処事項)
	21:00	県	○農林水産省から乾パン、乾燥米約9万食が新潟空港に到着。自衛隊機で妙県堰ヘリポートへ空輸し長岡市へ	③-8 その他関係機関との連携
		県	○県は市町村に仮設トイレの斡旋	(防疫対策)
		県	○こころのケアホットラインを新潟ユニゾンプラザに設置(電話相談、休日・夜間も利用可能)こころのケアチームが10月26日から派遣	(心理ケア対策)
		県	○被災地へのマイカーの乗り入れ自粛	(交通路確保)

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
10月 24日 (日)		県	○連絡指令室強化(～11月5日順次強化)	②-5b 被害情報の的確な収集
		県	○市町村において被災建築物応急危険度判定業務を開始	(被害調査)
		県	○人と防災未来センターの先遣隊到着。各県の先遣隊などが順次到着	③-10 NGO、ボランティア等との連携
			◆平山知事から泉田次期知事へ引き継ぎ	
			◆災害救助法適用決定(適用日10月23日;山古志村、川口町など22市町村)	
10月 25日 (月)	00:00		◆泉田知事就任	
10月 25日 (月)	04:30	県	○自衛隊、県職員(300人)による炊き出し開始(ビックスワン、3万食)	(水、食糧の確保)
	09:00	国	○調整室を現地支援対策室へ格上げ	③-8 その他関係機関との連携
	09:00	山古志村	○災害対策本部設置	②-1b 対策本部の設置
	10:00	県	○泉田知事、長島山古志村長と会談	③-3 管内市町村との連携
	11:00		◆長岡市妙見の行方不明母子の捜索願が県警小出署へ提出	
	11:00	県	○泉田知事記者会見(第1回)	④-1 マスコミ等への情報提供
10月 25日 (月)	12:00	県	総理大臣の現地視察が決定。要望をまとめる。 1 ライフラインの早急な全面復旧 2 避難者高齢者への精神ケア 3 避難物資・環境の確保 4 上越新幹線の早急な全面復旧 5 代替交通機関の確保 6 北陸・関越自動車道の早急な全面復旧 7 幹線道路の復旧への支援 8 国道の早急な復旧 9 商店の被害状況調査の共同実施	(国への対応)
	14:00	県	○泉田知事山古志村をヘリで視察	(視察)
	17:22	県	○泉田知事、村田防災担当大臣とテレビ会議	②-6 被害情報・安否情報の国等への報告
	21:30		◆避難者数98,087人、避難所数458カ所	
		日本看護協会	○日本看護協会「災害看護ネットワークシステム」を活用し、看護師ボランティア派遣	③-7 医療機関との連携
		県	動物用緊急支援物資を避難所用等として、被災地の市町村災害対策本部に提供。県内5カ所の県動物保護管理センターにワクチンや治療薬を配備。また、一時預かりを実施	(対処事項)
		県	○県、日本赤十字社新潟支部、県共同募金会による募金活動開始	(対処事項)
		県	○兵庫県の支援チーム来県(12月25日まで延べ97人、人と防災未来センターをふくめ104人)	③-4 他の都道府県との連携 ③-10 NGO、ボランティア等との連携
		住宅金融公庫	○被災者に対し住宅の融資募集を開始	(復興対策)
		県	○十日町市檜沢地区、塩又地区の孤立解消	(対処事項)
10月 26日 (火)	05:00	県	○自衛隊、県職員による炊き出し開始(ビックスワン、6万食)	(水、食糧の確保)
	09:30	県	○県庁職員会館での救援物資保管開始	(救援物資の募集、受付)
	12:00		◆避難者数103,178人(ピーク)	
	14:00	県	○小泉首相現地視察に知事同行・要望	(国への対応)
10月 26日 (火)		県	○新潟大学教授、芋川流域現地調査、天然ダムを確認	③-9 外部の専門家集団の知見活用
	15:30	県警	○県警ヘリが妙見町の土砂崩れ現場に車のバンパーを発見	③-2 警察との連携
	17:00		◆避難者数103,178人(ピーク)、避難所数498カ所	
	22:00	県	○北陸自動車道の通行止め解除	(対処事項)
		県	○厚生労働省の照会から保健師の派遣の要請	③-8 その他関係機関との連携

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
10月 26日 (火)		県	県保健所、県医薬品配置協議会は災害対策本部を通じて医薬品を避難所 ○の避難者に配布。県薬剤師会から派遣された薬剤師ボランティアは直接配布	③ー8 その他関係機関との連携 ③ー10 NGO、ボランティア等との連携
		県	○避難所における感染症予防等健康への留意点を記したチラシの配布	(防疫対策)
		県	○県災害救援ボランティア本部中越センターを設置	③ー10 NGO、ボランティア等との連携
		県	○北海道・東北知事会に職員派遣要請(人事課)	③ー8 その他関係機関との連携
		県	○被災者生活再建支援法の適用決定(適用日10月23日、県内全市町村)	(対処事項)
10月 27日 (水)	09:30	県	○県庁職員会館での物資搬入に高校ボランティアの協力開始(～11月22日)	③ー10 NGO、ボランティア等との連携
	10:40		◆余震発生(広神村、守門村、入広瀬村震度6弱)	
	11:00	県	○十日町病院など視察	(視察)
	12:24	県	○妙見町救助開始 副知事を現場責任者 土木研究所研究員らも参加し、崩落危険の判断など二次災害を防止	②ー5c 当該危機に関する的確な情報収集 ③ー9 外部の専門家集団の知見活用
	14:39		◆長岡市妙見町土砂崩れ現場2歳男子救出	(対処事項)
10月 27日 (水)	17:00		◆避難者数89, 244人、避難所数576カ所	
			◆新潟空港24時間運用(11月11日まで)	
		県	○避難所の状況、避難者のニーズの把握と県の情報を発信する「情報収集班」を設置	④ー3 住民への情報提供 ④ー4 住民からの問い合わせへの対応
			◆災害救助法適用決定(適用日10月23日、入広瀬村)	(対処事項)
10月 27日 (水)		県	○山古志村全村民避難完了、小千谷地区池ノ平地区孤立住民全員救出	(対処事項)
10月 28日 (木)	17:00		◆避難者数99, 111人、避難所数603カ所(ピーク)	
		県	○副危機管理監を設置(膨大な情報が集中し、迅速で高度な判断が求められる連絡指令室長を補佐)	②ー5b 被害情報の的確な収集
		十日町市、長岡市	○住民相談所設置	(心理ケア対策)
10月 29日 (金)			◆山古志村一次帰村	
		県	◆米軍からビニールシート受領(パレットにかぶせる荷物用)	(救援物資の募集、受付)
			◆兵庫県知事来県、災害対応をアドバイス	③ー4 他の都道府県との連携
			◆知事、小千谷市の自衛隊テントに宿泊	
10月 30日 (土)			◆山古志村一次帰村	
11月 1日 (月)			◆魚沼市、南魚沼市誕生	
		県	長岡地域振興局地域整備部に「副部長(災害対応)」、「地震災害復旧課」、 ○同部小千谷維持管理事務所に「災害復旧課」設置。建築住宅課が空き屋 情報提供センター設置	(復興対策)
11月 1日 (月)			◆災害対策本部設置継続市町村数44(合併前の市町村数)	
11月 2日 (火)	16:20		◆国道17号線と南津トンネル1車線確保	
11月 3日 (水)		県	○県救援物資配送センターの運用開始(17年3月末まで)	③ー8 その他関係機関との連携
		県	○第1回避難所実態調査実施	(被害調査)
11月 4日 (木)	08:57		◆余震発生(長岡市震度5強)	
			◆東京電力柏崎刈羽原子力発電所自動停止	
		県	○県税の納期限等を延長する地域を指定(県報告示)	(対処事項)

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
11月 4日 (木)		県	○知事と被災市町村長との支援会議開催	(復興対策)
11月 5日 (金)	16:00		◆関越自動車道の通行止め解除(県内の高速道路は全域で通行可能)	
		県	○被災7市町村の22避難所に41台のインターネットに接続したパソコンを設置	④-2 住民等への情報提供 ④-5 ホームページへの関連情報の掲載
		県	県災害対策本部は救援物資・物流班を設置(法人・大口は対策班、小口は ○出納部、生活必需品は産業労働部、食糧は農林水産部(食糧支援チーム) とバラバラだったので統一)	(救援物資の募集、受付)
		県	○住宅修繕支援隊本部を設置。住宅再建支援策(県住宅応急修理制度、県 被災者生活再建支援制度)を公表	(復興対策)
11月 6日 (土)			◆天皇皇后両陛下の行幸啓に知事随行	(行幸)
		県	○被災者生活再建の手引き作成(新行政推進室)	(復興対策)
11月 7日 (日)	08:40	県	○知事、NHK「日曜討論」出演	④-1 マスコミ等への情報提供
		県	○長岡市妙見町の土砂崩れ現場で3歳女児遺体収容	(対応事項)
		県	○住宅応急修理実施要領決定(国、県共通)	(復興対策)
11月 8日 (月)	15:00	県	○第1回復旧・復興本部会議(以降6回開催)	(復興対策)
			◆被災した県立高校の授業再開	
		県	○県中越地震被災者生活再建支援事業補助金交付要綱制定	(復興対策)
		県	○山古志村役場長岡事務所を長岡市役所幸町分室に開設	(復興対策)
11月 9日 (火)	12:16		◆災害救助法適用決定(適用日10月23日、三条市など合計54市町村)	
11月 11日 (木)	14:00	県	○緊急消防援助隊の派遣要請解除	③-6 緊急消防援助隊の出動要請
		県	○全国知事会で、知事が特別立法制定を求める	(復興対策)
		県	○知事が国へ要望書提出	(復興対策)
11月 15日 (月)		県	○県被災者住宅応急修理事業補助金交付要綱作成	(復興対策)
		県	○知事と被災市町村長との意見交換会開催(長岡市役所)	(復興対策)
11月 16日 (火)		県	○脱線した上越新幹線車両の撤去作業完了	(復興対策)
		県	○臨時議会開会(～18日)	(復興対策)
11月 17日 (水)		県	○第2回避難所実態調査を実施	(被害調査)
11月 18日 (木)	09:00		◆避難者数9,310人、避難所数132カ所	
11月 20日 (土)		県	○第1回県義援金配分委員会開催	(復興対策)
11月 23日 (火)			◆県中越地震・小千谷市合同慰霊祭に知事出席	
11月 24日 (水)		県	○知事、特別立法の措置要望を国に要望	(復興対策)
11月 24日 (水)		県	○参議院災害対策特別委員会で、知事参考人として発言	(復興対策)
11月 26日 (金)		県	◆関越自動車道の全線4車線で通行確保	
11月 29日 (月)		県	○庁議で「元氣だしていこー！新潟」のスローガン決定	(復興対策)
		県	○国会議員全員に対する特別立法等についての要望活動	(復興対策)
11月 30日 (火)		県	○兵庫県からの派遣チーム撤収	③-4 他の都道府県との連携
		県	○県被災者住宅応急修理事業補助金交付要綱変更(所得要件撤廃)	(復興対策)
			◆災害対策本部設置継続市町村数35(合併前の市町村数)	
12月 1日 (水)		県	○県観光復興会議開催(新潟市)	(復興対策)
		県	○長岡地域振興局地域整備部に「副部長(小千谷地区災害担当)」設置	(復興対策)

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
12月 3日 (金)		県	○知事が特別立法及び補正予算を国に要望	(復興対策)
12月 6日 (月)			◆12月定例会開催(～22日)	
12月 10日 (金)		県	○参議院国土交通委員会へ特別立法措置について要望	(復興対策)
12月 18日 (土)		県	○応急仮設住宅の建設完了	(復興対策)
12月 21日 (火)	09:00		◆避難者数、避難所数ともに0を確認	
	15:00	県	○自衛隊に撤収要請	③-5 自衛隊の出動要請
12月 26日 (日)	14:55		◆国道17号線と南津トンネル2車線確保	
12月 27日 (月)			◆JR上越線、飯山線が全線で運転再開	
		県	○第1回震災復興ビジョン策定懇話会開催	(復興対策)
12月 28日 (火)	05:48		◆上越新幹線運転再開(県内全てのJR路線が復旧)	
12月 29日 (水)	18:30	県	○陸上自衛隊第12旅団長に山古志村の除雪に係る災害派遣要請	③-5 自衛隊の出動要請
12月 31日 (金)	15:50	県	○自衛隊に撤収要請	③-5 自衛隊の出動要請
			★避難施設内での掲示板などによる生活情報の広報	④-3 住民への情報提供

「北朝鮮弾道ミサイル発射事案(平成19年7月5日)」【福井県】クロノロジー

資料5-4

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
7月 5日 (水)	03:30 頃		◆北朝鮮から弾道ミサイル発射(1発目)	
	04:00 頃		◆北朝鮮から弾道ミサイル発射(2発目)	
	04:00	政府	○官邸対策室設置	
	05:00 頃		◆北朝鮮から弾道ミサイル発射(3発目)	
	05:00 頃	県	○危機対策・防災課の職員がテレビによりミサイル発射情報を覚知、緊急連絡網により第一報を連絡	①-1 危機発生 of 覚知 ①-4 宿日直者等による職員の緊急参集連絡
	05:00	消防庁	○情報連絡体制確立	
	05:10 頃	県	○危機対策幹から知事へ第一報を連絡	①-3 首長、危機管理専門幹部等への第一報
	05:11	県	○知事が国民保護対策連絡室の設置を指示(県国民保護計画に基づく)	②-1a 情報連絡室の設置
	05:30	県	○危機対策・防災課の職員が消防庁にミサイル発射の状況と国の対応を電話確認	②-6 被害情報等の国等への報告
	06:00	消防庁	○情報連絡室設置(第1次応急体制)	
	06:10	県	○知事が登庁	①-5 職員の緊急参集
	06:10	県	○知事が消防庁国民保護・防災部長に電話確認	②-6 被害情報等の国等への報告
	06:18	政府	○官房長官会見実施	
	06:20	県	○市町及び消防に対し、FAXで警戒を呼びかけ	③-1 消防との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-8 その他関係機関との連携
	06:20	県	○各原子力発電所に対し、電話で警戒を呼びかけ	
	06:30	消防庁	○都道府県へ飛翔体に関する緊急連絡発出(第1報)	
	06:30	県	○消防庁からの情報をFAXで受信(第1報)	②-5c 当該危機に関する的確な情報収集
			○市町、消防などに対し通知	②-7 被害情報等の市町村等への伝達
	06:34	県	○自衛隊福井地方連絡部に、国民保護対策連絡室への出席を依頼	③-5 自衛隊との連携
	06:40	消防庁	○北朝鮮飛翔体発射事案にかかる状況等(第1報)を消防庁ホームページへ掲載	
	06:45	県	○知事が出席し、連絡室設置に伴う部局長連絡会議(第1回)を開催	②-1b 対策本部の設置 ②-2 組織内での情報共有
		県	○市町、消防、各原子力発電所にFAXで警戒を呼びかけ	③-1 消防との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-8 その他関係機関との連携
	06:47	県	○知事が消防庁長官に電話確認、国の対応状況など情報を収集、本件の対応状況や、現在のところ、各市長や原子力発電所から被害の状況は入っていない旨を報告	②-5c 当該危機に関する的確な情報収集 ②-6 被害情報等の国等への報告
		県警本部	○県警本部は情報連絡室(警備課長)を設置	③-2 警察との連携
	07:10 頃		◆北朝鮮から弾道ミサイル発射(4発目)	
	07:10	県	○金沢、舞鶴、小松の各自衛隊、第8管区海上保安本部、敦賀海上保安部と電話で状況確認	③-5 自衛隊との連携 ③-8 その他関係機関との連携
	07:27	政府	○安全保障会議開催	

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
7月 5日 (水)	07:30 頃		◆北朝鮮から弾道ミサイル発射(5発目)	
	08:00	県警本部	○県警本部は情報連絡室から警備対策室(警備部長)へ移行	③-2 警察との連携
	08:20 頃		◆北朝鮮から弾道ミサイル発射(6発目)	
	08:20	政府	○官房長官声明	
	08:20	県	○総務部長から各市町長に電話で警戒を呼びかけ	③-3 管内市町村との連携
	08:30	県	○再度、各原子力発電所に対し、電話で異常がないか確認	③-8 その他関係機関との連携
	08:33	消防庁	○都道府県へ官房長官声明を情報提供	
	09:00	県	○知事が出席し、第2回連絡会議を開催し、各部局の対応状況などを確認	②-2 組織内の情報共有 ②-3 部局間の役割の調整
	09:50	県	○各市町長や助役と連絡を確認	③-3 管内市町村との連携
		県	○消防庁、各市町、消防、関係指定公共機関などに対し、FAXで県の連絡室設置を通知	③-1 消防との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-8 その他関係機関との連携
	10:20	県	○県のホームページに「北朝鮮からのミサイル発射について」県民への呼びかけ文を掲載	④-3 住民への情報提供 ④-5 ホームページへの関連情報の掲載
		県	○ライフライン(北陸電力、NTT、NTTドコモ、KDDI、ボーダフォン、敦賀ガス)に対応状況を確認	③-8 その他関係機関との連携
	10:47	消防庁	○都道府県へ防衛庁発表資料「北朝鮮から発射された弾道ミサイルまたは飛翔体について」を情報提供	
	11:00	県	○各原子力事業者に対応状況を確認	③-8 その他関係機関との連携
	11:30	県	○各市町、消防に対し、防衛庁からの弾道ミサイル発射情報をFAXで通知	③-1 消防との連携 ③-3 管内市町村との連携
		県	○原子力安全総括管理官に連絡、異常ない旨を確認	③-8 その他関係機関との連携
	11:36	消防庁	○都道府県へ閣議決定の「特定船舶の入港禁止措置に関する情報について」を情報提供	
	11:45	政府	○安全保障会議開催	
	12:13	政府	○官房長官会見実施	
	12:40	消防庁	○都道府県へ安全保障会議で取りまとめられた「我が国政府の当面の対応について」を情報提供	
	15:00	消防庁	○北朝鮮飛翔体発射事案にかかる状況等(第2報)を消防庁ホームページへ掲載、記者に情報提供	
	15:00	県	○知事が出席し、第3回連絡会議を開催し、各部局や市町の対応状況などを確認	②-2 組織内での情報共有
	17:00	県	○原子力環境環視センターや日本原電、関西電力、原子力研究開発機構の各担当者の夜間連絡先を確認	③-8 その他関係機関との連携
	17:20 頃		◆北朝鮮から弾道ミサイル発射(7発目)	
	17:25	消防庁	○都道府県へ「北朝鮮飛翔体発射事案に係る今後の消防庁等の連絡体制について」を情報提供	
	18:27	消防庁	○都道府県へ「第7発目の飛翔体について」を情報提供	

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
7月 5日 (水)	19:45	県	○知事が出席し、第4回連絡会議を開催、早急に市町長や県民の声、意見を調査し、結果を取りまとめて、国に対し要請することを決定	②-2 組織内の情報共有 ②-4 対応方針、対処措置等の意思決定
		県	○会議終了後、知事が会見を実施	④-1 マスコミ等への情報提供 ④-2 マスコミからの問い合わせへの対応
	21:00	消防庁	○北朝鮮飛翔体発射事案にかかる状況等(第3報)を消防庁ホームページへ掲載、記者に情報提供	
		県	◆安全環境部では、危機対策連絡員2名に加え、部長・危機対策幹、他4名が夜間待機。その他、原子力安全対策課1名、水産課2名が夜間待機。	
7月 6日 (木)	08:30	県	○各部局の連絡員に対し、引き続き関係機関の対応状況などの情報を収集するよう指示	②-4 対応方針、対処措置等の意思決定
		県	○各市町に対し、県民の声や意見の調査を依頼	②-4 対応方針、対処措置等の意思決定
		県	○県内の主な市町長と意見交換(嶺南振興局長と危機対策幹が直接訪問)	③-2 他の地方公共団体との連携
	10:00	消防庁	○北朝鮮飛翔体発射事案にかかる状況等(第4報)を消防庁ホームページへ掲載、記者・官邸対策室等に情報提供	
	17:29	消防庁	○都道府県へ今後の消防庁の連絡体制について情報提供	
	17:30	県	○連絡室連絡会議(安全環境部長)を開催、現在の状況と県や市町の対応を確認	②-2 組織内での情報共有
		県	◆安全環境部では、危機対策連絡員2名に加え、危機対策・防災課職員2名が夜間待機。その他、水産課2名が夜間待機。	
7月 7日 (金)	15:56	消防庁	○都道府県へ防衛庁長官記者会見概要について情報提供	
	17:08	消防庁	○都道府県へ消防庁等の連絡体制について情報提供	
7月 10日 (月)	13:27	消防庁	○都道府県へ地方公共団体の対応状況について調査実施	
	16:30	消防庁	○都道府県へ消防庁等の連絡体制について情報提供	
7月 11日 (火)	—	県	○住民へのアンケート調査や市町長との意見交換を踏まえ、知事が内閣官房や総務省、消防庁、外務省、海上保安庁などに緊急要望を実施	②-6 被害情報等の国等への報告
	17:15	消防庁	○都道府県へ消防庁等の連絡体制について情報提供	
	18:05	消防庁	○都道府県へ防衛庁長官記者会見概要について情報提供	

「富士山大噴火(XXXX年XX月XX日)」【静岡県・山梨県】クロノロジー

資料 5 - 5

※内閣府防災担当「富士山火山広域対策検討会報告書」(平成17年7月)の「時系列整理」等をもとに作成

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
X 日	00:00	気象庁	◆ 火山観測情報発表	
		県	● 宿直者等による情報収集	①-1 危機の覚知
		県	● 防災担当幹部・首長等への連絡	①-2 危機覚知者による情報収集
		県	● 防災担当職員の参集	①-3 首長、危機管理専門幹部等への第一報
		国・県・市町村・家畜関係事業者	○ 各種点検等の開始	①-4 宿日直者等による職員の緊急参集連絡
		気象庁	○ 関係研究機関・大学等の観測データを集約し、火山噴火予知連絡会、県・市町村のホームドクターへ伝達	①-5 職員の緊急参集
		市町村、消防、警察	○ 住民及び登山者・入山者等からの通報の受理・集約と県へ伝達	①-7 庁舎内の安全確保
		県	○ 市町村等を経由して把握した通報を、国(気象庁)及びホームドクターへ伝達	
		ホームドクター	○ 地方気象台と連携し、火山活動の状況を分かりやすい情報として、県、市町村などへ解説	②-5c 当該機器に関する的確な情報収集
X+1 日	00:00	気象庁	◆ 臨時火山情報(注意喚起)発表	②-6 被害情報等の国等への報告
		県	● 防災担当幹部・首長等への連絡	③-9 外部の専門家集団の知見活用
		県	● 防災担当職員の参集	
		国・県・市町村	○ 主要登山口の閉鎖・登山道の通行止め措置	①-3 首長、危機管理専門幹部等への第一報
		国・県・市町村	○ 旅行会社、鉄道・バス等の旅客輸送関係事業者、道路管理者等に対し、「入山自粛」に関する情報発信の依頼	①-4 宿日直者等による職員の緊急参集連絡
		県	○ 一般道等の要所に立て看板等設置	①-5 職員の緊急参集
		県	○ 地元報道機関(TV、ラジオ、新聞各社)に対し報道依頼	(入山自粛の呼びかけ)
		市町村	○ 山小屋への情報伝達	③-8 その他関係機関との連携
		市町村	○ 立て看板の設置、巡回活動	④-3 住民への情報提供
		市町村	○ 対象地域内の居住者・事業者に対し、防災行政無線、広報車等により注意喚起等の呼びかけ	(入山自粛の呼びかけ)
		市町村	○ 観光施設等に対し、「入山自粛」呼びかけの広報活動依頼	④-1 マスコミ等への情報提供
		市町村	○ 市町村全域において入山自粛呼びかけ・広報	
		観光施設等	○ 施設内の一時滞在者に対し、「入山自粛」呼びかけ広報	
		観光施設等	○ 従業員の配置、広報車等の出動準備、情報伝達機器の起動準備	
		観光施設等	○ 輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備	

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
		要援護者施設	○(災害時要援護者避難範囲に含まれる場合)受入施設の確認、輸送手段の確保等避難に向けての準備	
		国・県・市町村	○広域連携に係る連絡情報体制を確立	②-6 被害情報等の国等への報告 ②-7 被害情報等の市町村等への伝達
		気象庁	○関係研究機関・大学等の観測データを集約し、火山噴火予知連絡会、県・市町村のホームドクターへ伝達	
		県	○市町村等を経由して把握した通報を、国(気象庁)及びホームドクターへ伝達	②-5c 当該機器に関する的確な情報収集 ②-6 被害情報等の国等への報告 ③-9 外部の専門家集団の知見活用
		市町村、消防、警察	○住民及び登山者・入山者等からの通報の受理・集約と県へ伝達	
		国・県の関係研究機関及び大学研究者	○地方気象台と連携し、火山活動の状況を分かりやすい情報として、県、市町村などへ解説	③-8 その他関係機関との連携 ③-9 外部の専門家集団の知見活用 ④-3 住民への情報提供
		ホームドクター	○地方気象台と連携し、火山活動の状況を分かりやすい情報として、県、市町村などへ解説	
		県・市町村	○インターネットによる広報	④-5 ホームページへの関連情報の掲載
		県・市町村	○問い合わせ窓口設置と対応	④-2 マスコミからの問い合わせへの対応 ④-4 住民からの問い合わせへの対応
X+2 日	00:00	気象庁	◆臨時火山情報(噴火の可能性)発表	
		県	○災害警戒本部・現地災害警戒本部(いずれも仮称)設置	②-1a 情報連絡室の設置
		県	●首長等幹部への連絡	①-3 首長、危機管理専門幹部等への第一報
		県	●警戒本部職員参集	①-4 宿日直者等による職員の緊急参集連絡 ①-5 職員の緊急参集
		国・県・市町村	○旅行会社、鉄道・バス等の旅客輸送関係事業者、道路管理者等に対し、「入山自粛」に関する情報発信の依頼	③-8 その他関係機関との連携 ④-3 住民への情報提供
		国	○全国及び海外に向け富士山周辺地域の観光自粛の広報	
		県・市町村・観光協会	○観光施設、宿泊施設等が講ずる観光客対応支援(情報提供・輸送手段確保等)	③-8 その他関係機関との連携 ④-3 住民等への情報提供
		県・市町村	○バス事業者への定期バス等の臨時増便の要請	③-8 その他関係機関との連携
		県	○地元報道機関(TV、ラジオ、新聞各社)に対し、観光客帰宅促進・観光自粛に関する報道依頼	④-1 マスコミ等への情報提供
		市町村	○広報車、防災行政無線、ホームページ、広報誌、新聞への折り込みチラシ、地域の回覧板等の手段による広報	
		市町村	○避難勧告(または指示)や避難準備(要援護者避難)情報などを地元観光協会、関連の観光事業者(宿泊施設、観光施設、ゴルフ場等)に伝達	
		観光協会	○観光客の避難・帰宅状況について各施設から情報収集し、市町村に報告	
		観光事業者	○宿泊客や施設利用者に対する情報提供	
		県・市町村	○インターネットによる避難広報	④-5 ホームページへの関連情報の掲載

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
		県	○ 地元報道機関(TV、ラジオ、新聞各社)に対し、一般住民の噴火前避難に関する報道依頼	④-1 マスコミ等への情報提供
		県	○ 自衛隊、県警、市町村、消防署と協議し、捜索・救出班の編制	③-1 消防との連携 ③-2 警察との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-5 自衛隊の出動要請 ③-6 緊急消防援助隊の出動要請
		市町村	○ 避難所への職員派遣と開設	
		市町村	○ 公用車等を用いた避難支援	
		市町村	○ 避難者の把握と市町村災害対策本部において避難者情報をとりまとめる	
		市町村	○ 広報車、防災行政無線等の手段により、一般住民に対し避難の実施または避難準備の呼びかけ	
		市町村	○ 自主防災組織や消防団の協力確保	
		市町村	○ 広報車や広報活動のための人員派遣等については必要に応じて県、警察、消防等に応援要請	
		市町村	○ 一般住民の噴火前避難の実施状況や避難者安否情報等を把握	
		市町村	○ 避難状況等について報道機関やホームページ等で公表	
		市町村	○ 残留者・行方不明者の発生が予測される区域を特定し、県に報告	
		バス事業者	○ 出動態勢準備、協定先の市町村にその準備状況を報告	
		市町村	○ 一時避難所への職員派遣と開設	
		市町村	○ 一時避難所で自主避難情報の収集と市町村災害警戒本部でのとりまとめ	
		県・市町村	○ 要援護者(施設)に対して受入施設及び搬送手段の確保に関する支援	③-7 医療機関(民間)との連携 ③-8 その他関係機関との連携
		県	○ 地元報道機関(TV、ラジオ、新聞各社)に対し、要援護者事前避難に関する報道依頼	④-1 マスコミ等への情報提供
		市町村	○ 福祉避難所への職員派遣と開設	
		市町村	○ 要援護者施設に対し避難準備情報(要援護者避難)の伝達(電話、一斉FAX、担当職員による施設個別訪問等)	
		市町村	○ 在宅の災害時要援護者に対し避難準備(要援護者避難)情報の伝達(地域の民生委員や自主防災組織等の協力、戸別訪問等)により行う	
		市町村	○ 自ら避難手段を確保することのできない在宅要援護者の避難支援	
		家畜関係事業者	○ 家畜移送計画に基づき家畜の避難を実施	
		合同現地対策本部	○ 避難範囲に残された家畜に対する飼料供与について関係機関により対策チームを編成し対応	
		国	○ 関係省庁対策室等設置、情報収集等開始	
		国	○ 関係省庁連絡会議開催	
		国	○ 情報先遣隊の現地派遣	
		国	○ 合同現地本部予定地との通信回線確保	
		国	○ 現地連絡調整会議設置準備	
		国	○ 火山噴火予知連開催	

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
		国	○(必要に応じ)火山噴火予知連富士山部会設置	
		市町村	○災害警戒本部(仮称)設置	
		富士山部会	○(設置された場合)県・市町村災害対策本部に対し、専門的視点から情報提	
		気象庁	○関係研究機関・大学等の観測データを集約し、火山噴火予知連絡会、県・市町村のホームドクターへ伝達	
		国	○映像等による現地関し開始。官邸等への情報配信	
		県	○市町村等を経由して把握した通報を、国(気象庁)及びホームドクターへ伝達	②-5c 当該危機に関する的確な情報収集 ②-6 被害情報等の国等への報告 ③-9 外部の専門家集団の知見活用
		市町村、消防、警察	○住民及び登山者・入山者等からの通報の受理・集約と県へ伝達	
		ホームドクター	○火山噴火予知連絡会富士山部会と連携	
		県・市町村	○問い合わせ窓口設置と対応	④-2 マスコミからの問い合わせへの対応 ④-4 住民からの問い合わせへの対応
		県・市町村・観光協会	○観光施設、宿泊施設等が講ずる観光客対応支援(情報提供・輸送手段確保等)	③-8 その他関係機関との連携 ④-3 住民等への情報提供
		国・県・市町村	○臨時火山情報時避難範囲での道路全面通行止め措置(避難車両・緊急車両を除く)	③-1 消防との連携 ③-2 警察との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-8 その他関係機関との連携
		国・県・市町村	○災害時要援護者避難範囲での避難ルート確保のための交通規制実施	③-2 警察との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-8 その他関係機関との連携
		国・県・市町村	○交通警備要員等の確保	③-2 警察との連携 ③-8 その他関係機関との連携
X+3 日	00:00	気象庁	◆緊急火山情報発表	①-1 危機の覚知
		県	○災害対策本部、現地災害対策本部設置	②-1b 対策本部の設置
		市町村	○災害対策本部設置	
		県	●全職員参集	①-4 宿日直者等による職員の緊急参集連絡 ①-5 職員の緊急参集
		国・県・市町村	○旅行会社、鉄道・バス等の旅客輸送関係事業者、道路管理者等に対し、「入山自粛」に関する情報発信の依頼	③-8 その他関係機関との連携 ④-3 住民への情報提供
		国	○全国及び海外に向け富士山周辺地域の観光自粛の広報	
		県・市町村・観光協会	○観光施設、宿泊施設等が講ずる観光客対応支援(情報提供・輸送手段確保等)	③-8 その他関係機関との連携 ④-3 住民等への情報提供
		県・市町村	○バス事業者への定期バス等の臨時増便の要請	③-8 その他関係機関との連携
		県	○地元報道機関(TV、ラジオ、新聞各社)に対し、観光客帰宅促進・観光自粛に関する報道依頼	④-1 マスコミ等への情報提供
		市町村	○広報車、防災行政無線、ホームページ、広報誌、新聞への折り込みチラシ、地域の回覧板等の手段による広報	

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
		市町村	○避難勧告(または指示)や避難準備(要援護者避難)情報などを地元観光協会、関連の観光事業者(宿泊施設、観光施設、ゴルフ場等)に伝達	
		観光協会	○観光客の避難・帰宅状況について各施設から情報収集し、市町村に報告	
		観光事業者	○宿泊客や施設利用者に対する情報提供	
		県・市町村	○インターネットによる避難広報	④-5 ホームページへの関連情報の掲載
		県	○地元報道機関(TV、ラジオ、新聞各社)に対し、一般住民の噴火前避難に関する報道依頼	④-1 マスコミ等への情報提供
		県	○自衛隊、県警、市町村、消防署と協議し、捜索・救出班の編制	③-1 消防との連携 ③-2 警察との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-5 自衛隊の出動要請 ③-6 緊急消防援助隊の出動要請
		市町村	○避難所への職員派遣と開設	
		市町村	○公用車等を用いた避難支援	
		市町村	○避難者の把握と市町村災害対策本部において避難者情報をとりまとめる	
		市町村	○広報車、防災行政無線等の手段により、一般住民に対し避難の実施または避難準備の呼びかけ	
		市町村	○自主防災組織や消防団の協力確保	
		市町村	○広報車や広報活動のための人員派遣等については必要に応じて県、警察、消防等に応援要請	
		市町村	○一般住民の噴火前避難の実施状況や避難者安否情報等を把握	
		市町村	○避難状況等について報道機関やホームページ等で公表	
		市町村	○残留者・行方不明者の発生が予測される区域を特定し、県に報告	
		バス事業者	○出動態勢準備、協定先の市町村にその準備状況を報告	
		市町村	○一時避難所への職員派遣と開設	
		市町村	○一時避難所で自主避難情報の収集と市町村災害警戒本部でのとりまとめ	
		要援護者施設	○(災害時要援護者避難範囲に含まれない場合)受入施設の確認、輸送手段の確保等避難に向けての準備	
		国	○緊急参集チームの参集	
		国	○関係省庁災害対策本部等設置	
		国	○関係省庁担当官現地派遣	
		国	○現地連絡調整会議設置	
		国・県・市町村	○合同現地警戒本部(仮称)設置	②-4b 現地対策本部の設置
		国・県・市町村	○合同現地警戒本部(仮称)において、機能班別の対応を合同で実施	③-1 消防との連携 ③-2 警察との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-5 自衛隊の出動要請 ③-8 その他関係機関との連携

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
		国・県・市町村	○ 合同現地警戒本部(仮称)において、定期的に全体会議を開催、情報共有・連絡調整	②-2 組織内での情報共有 ②-3 部局間の役割の調整 ③-1 消防との連携 ③-2 警察との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-5 自衛隊の出動要請 ③-8 その他関係機関との連携
		国・県・市町村	○ 合同現地警戒本部(仮称)において、必要に応じ関係者会議を開催、重要事項の調整	②-2 組織内での情報共有 ②-3 部局間の役割の調整 ③-1 消防との連携 ③-2 警察との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-5 自衛隊の出動要請 ③-8 その他関係機関との連携
		国	○ 火山噴火予知連富士山部会設置	
		富士山部会	○ 合同現地警戒本部(仮称)の一員として、専門的視点から情報提供	
		合同現地本部	○ 住民等からの通報受理・集約、火山監視観測班への伝達	②-5c 当該危機に関する的確な情報収集
		合同現地本部	○ 「火山監視観測班」が監視観測情報・通報等を集約し、合同現地本部各班、県、市町村、その他関係機関と情報共有	②-2 組織内での情報共有 ②-6 被害情報等の国等への報告 ②-7 被害情報等の市町村等への伝達
		合同現地本部	○ 火山監視観測班は、監視観測情報・通報等による火山活動の状況を分かりやすい情報として、合同現地本部内の他班、東京(官邸等)、県、市町村などへ提供	②-6 被害情報等の国等への報告 ②-7 被害情報等の市町村等への伝達
		県・市町村	○ 問い合わせ窓口設置と対応	④-2 マスコミからの問い合わせへの対応 ④-4 住民からの問い合わせへの対応
		県・市町村・観光協会	○ 観光施設、宿泊施設等が講ずる観光客対応支援(情報提供・輸送手段確保等)	③-8 その他関係機関との連携 ④-3 住民等への情報提供
		県	○ 地元報道機関(TV、ラジオ、新聞各社)に対し、要援護者事前避難に関する報道依頼	④-1 マスコミ等への情報提供
		市町村	○ 広報車、防災行政無線、ホームページ、広報誌、新聞への折り込みチラシ、地域の回覧板等の手段による広報	
		市町村	○ 避難勧告(または指示)や避難準備(要援護者避難)情報などを地元観光協会、関連の観光事業者(宿泊施設、観光施設、ゴルフ場等)に伝達	
		市町村	○ 要援護者施設に対し避難準備情報(要援護者避難)の伝達(電話、一斉FAX、担当職員による施設個別訪問等)	
		観光事業者	○ 宿泊客や施設利用者に対する情報提供	
		国・県・市町村	○ 緊急火山情報時避難範囲での道路全面通行止め措置(避難車両・緊急車両を除く)	③-2 警察との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-8 その他関係機関との連携

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
		国・県・市町村	○災害時要援護者避難範囲での避難ルート確保のための交通規制実施	③-2 警察との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-8 その他関係機関との連携
X+4 日			◆噴火	
		国	○非常(緊急)災害対策本部、非常(緊急)災害現地対策本部設置	
		国・県・市町村	○合同現地警戒本部(仮称)を、合同現地対策本部へ移行	②-4b 現地対策本部の設置
		合同現地対策本部	○機能班別の対応を合同で実施	③-1 消防との連携 ③-2 警察との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-5 自衛隊の出動要請 ③-8 その他関係機関との連携
		合同現地対策本部	○定期的に全体会議を開催、情報共有・連絡調整	②-2 組織内での情報共有 ②-3 部局間の役割の調整 ③-1 消防との連携 ③-2 警察との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-5 自衛隊の出動要請 ③-8 その他関係機関との連携
		合同現地対策本部	○必要に応じ関係者会議を開催、重要事項の調整	②-2 組織内での情報共有 ②-3 部局間の役割の調整 ③-1 消防との連携 ③-2 警察との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-5 自衛隊の出動要請 ③-8 その他関係機関との連携
		合同現地対策本部	○プレスセンター(記者会見場)およびマスコミ関係者の待機スペース確保(報道機関との円滑な連携、定期的記者発表等)	④-1 マスコミ等への情報提供
		富士山部会	○合同現地警戒本部の一員として、専門的視点から情報提供	
		国非常災害対策本部(東京)	○火山活動の見通し、物流、産業活動、経済動向等日本全体に関わる情報について、必要に応じて報道機関等の連携により情報発信	
		合同現地対策本部	○被害状況調査にあたる要員等の安全確保のため、火山監視・観測班を中心とした監視体制をとり、緊急判断の体制を確立	②-5c 当該危機に関する的確な情報収集
		合同現地対策本部	○被害状況調査にあたる要員等との緊急連絡のための通信手段の確保	②-5a 被災地との通信手段の確保
		合同現地対策本部	○地上調査及びヘリコプター等による上空からの被害状況の把握	②-4a 被災地との通信手段の確保 ②-5b 被害の把握
		合同現地対策本部	○情報班により避難状況、応急・復旧活動状況を集約し、同本部各班、国非常災害対策本部(東京)、県、市町村、その他関係機関へ伝達	②-5b 被害の全体像の把握 ②-6 被害情報等の国等への報告 ②-7 被害情報等の市町村等への伝達

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
		合同現地対策本部	○ 広報・広聴班は、住民の避難状況、各施設の復旧状況等に関して、必要に応じて報道機関等との連携により広報実施	④-1 マスコミ等への情報提供
		合同現地対策本部	○ 火山監視観測班および土石流・溶岩流対策班は、噴火後に収集された各種情報をもとに、影響範囲の予測を行いゾーン区分を決定	②-5b 被害の把握 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集
		合同現地対策本部	○ 記者会見の実施	④-1 マスコミ等への情報提供
		国・県・市町村	○ 降灰状況調査・把握・住民への広報	②-5b 被害の把握 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集 ④-3 住民への情報提供
		県・市町村	○ 火山活動の見通し、被害状況、応急・復旧活動状況等広報（インターネット、広報誌、報道機関への協力依頼）	④-1 マスコミ等への情報提供 ④-3 住民への情報提供 ④-5 ホームページへの関連情報の掲載
		県	○ 生活関連情報について報道機関に広報依頼、インターネットによる広報	④-1 マスコミ等への情報提供 ④-3 住民への情報提供 ④-5 ホームページへの関連情報の掲載
		市町村	○ 生活関連情報について防災行政無線による広報、自主防災組織への連絡（回覧板、広報誌の配布等）、インターネットによる広報	
		合同現地対策本部	○ 新たに設定した避難範囲を基に道路通行規制計画をたて交通規制を実施	③-2 警察との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-8 その他関係機関との連携
		合同現地対策本部	○ 一般住民等噴火時避難範囲もしくは降下物危険避難範囲、土石流警戒範囲での道路全面通行止め措置（避難車両・緊急車両を除く）	③-2 警察との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-8 その他関係機関との連携
		合同現地対策本部	○ 災害時要援護者噴火時避難範囲での避難ルート確保のための交通規制実施	③-2 警察との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-8 その他関係機関との連携
		合同現地対策本部	○ 自衛隊、緊急消防援助隊の出動	③-5 自衛隊の出動要請 ③-6 緊急消防援助隊の出動要請
		合同現地対策本部	○ 航空機飛行制限区域の設置	②-2 組織内での情報共有 ③-1 消防との連携 ③-2 警察との連携 ③-5 自衛隊の出動要請 ③-8 その他関係機関との連携
		合同現地対策本部	○ 必要に応じてNOTAM（ノータム：Notice to airman）発出	②-2 組織内での情報共有 ③-1 消防との連携 ③-2 警察との連携 ③-5 自衛隊の出動要請 ③-8 その他関係機関との連携

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
		合同現地対策本部	○道路降灰除去作業等の実施方針の決定と活動調整	③-1 消防との連携 ③-2 警察との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-5 自衛隊の出動要請 ③-8 その他関係機関との連携
		合同現地対策本部	○残留者・行方不明者等の搜索・救出のための搜索・救出班(仮称)の編成	③-1 消防との連携 ③-2 警察との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-5 自衛隊の出動要請
		合同現地対策本部	○広域医療活動実施(医療関係従事者の確保、負傷者の搬送等)	③-3 管内市町村との連携 ③-4 他の都道府県との連携 ③-6 緊急消防援助隊の出動要請 ③-7 医療機関(民間)との連携 ③-8 その他関係機関との連携 ③-10 NGO、ボランティアとの連携
		合同現地対策本部	○負傷者の広域搬送等におけるヘリコプター運用に関する調整	③-1 消防との連携 ③-2 警察との連携 ③-4 他の都道府県との連携 ③-5 自衛隊の出動要請 ③-6 緊急消防援助隊の出動要請 ③-7 医療機関(民間)との連携 ③-8 その他関係機関との連携
		合同現地対策本部	○溶岩流や土石流等による被害拡大防止に関する対応方針の検討	②-5c 当該危機に関する的確な情報収集
		合同現地対策本部	○溶岩流や土石流等被害拡大防止対応のための専門家チーム編成	③-9 外部の専門家集団の知見活用
		合同現地対策本部	○活動拠点(応援部隊、資機材等の終結拠点)の設置	(資材・用地確保)
		合同現地対策本部	○各種施設復旧活動要員の広域応援受入	③-3 管内市町村との連携 ③-4 他の都道府県との連携 ③-8 その他関係機関との連携 ③-10 NGO、ボランティアとの連携
		合同現地対策本部(各専門家チーム)	○溶岩流や土石流等被害拡大防止策の実施	③-9 外部の専門家集団の知見活用
		気象庁航空路火山灰情報センター	○火山灰の監視、航空路火山灰情報発表	
		国・県・市町村、その他道路管理者等	○道路降灰除去作業実施	(応急対策)
		国・県・市町村等	○残留者・行方不明者等の搜索・救出のための「現地指揮所」設置と救出活動実施	②-5d 現地への職員派遣 ②-5e 現地調整所の設置、現地調整所への参加 ③-1 消防との連携 ③-2 警察との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-5 自衛隊の出動要請 ③-6 緊急消防援助隊の出動要請 ③-8 その他関係機関との連携

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
		国・県・市町村	○ 宅地に堆積した火山灰の排出方法の決定、火山灰袋等の配布、火山灰捨て場、運搬回収体制等の住民への周知	④-3 住民への情報提供
		国・県・市町村	○ 後方支援拠点(応援部隊、資機材等の集結拠点)の設置	(応急対策)
		県・市町村	○ 鉄道事業者による旅客の代替輸送等を支援	③-8 その他関係機関との連携
		県・市町村	○ ホテル・旅館等の避難所としての活用	③-8 その他関係機関との連携
		県・市町村	○ 公営住宅、民間賃貸住宅等の確保	③-8 その他関係機関との連携
		県・市町村	○ 被災地再建事業・復興計画の検討	(被災者支援)
		県・市町村	○ 被災者等への経済的支援策の検討	(被災者支援)
		県・市町村	○ 義援金の配分・支給	(被災者支援)
		県・市町村	○ 被災者等の相談窓口設置	④-4 住民からの問い合わせへの対応
		県・市町村(社協)	○ 「広域ボランティアセンター」「現地ボランティアセンター」設置	③-10 NGO、ボランティア等との連携
		県	○ 自衛隊への応急活動支援要請(合同現地対策本部においても調整)	③-3 自衛隊の出動要請
		市町村	○ 避難者等への水・食料等の物資供給	
		市町村	○ 避難者等への水・食料等の物資に関する県、協定業者等への調達依頼	
		市町村	○ 他自治体からの応援職員等受入	
		市町村	○ 応急仮設住宅入居者募集・選定	
		高速道路管理者	○ 一般住民等噴火時避難範囲での道路全面通行止め措置(避難車両・緊急車両を除く)	
		高速道路管理者	○ 土石流警戒範囲:必要に応じて道路全面通行止め措置(避難車両・緊急車両を除く)	
		鉄道会社	○ 一般住民等噴火時避難範囲での運行中止、折り返し運転等の対応	
		鉄道会社	○ 土石流警戒範囲:必要に応じて運行中止、折り返し運転等の対応	
			◆ 溶岩流降下	
		合同現地対策本部	○ 避難所受入施設の調整支援	③-3 管内市町村との連携 ③-4 他の都道府県との連携 ③-8 その他関係機関との連携
		合同現地対策本部	○ 噴火時避難の必要となった要援護者施設に対し受入施設及び搬送手段の確保支援	③-3 管内市町村との連携 ③-4 他の都道府県との連携 ③-8 その他関係機関との連携
		合同現地対策本部	○ 県内外のバス事業者などへの避難者の輸送手段を確保するための調整・支援	③-4 他の都道府県との連携 ③-8 その他関係機関との連携
		合同現地対策本部	○ 避難ルート等の被害状況把握、代替ルートおよび代替輸送手段の確保について市町村を支援	②-5c 当該危機に関する的確な情報収集 ③-3 管内市町村との連携
		県・市町村	○ インターネットによる避難広報	④-5 ホームページへの関連情報の掲載
		県	○ 地元報道機関(TV、ラジオ、新聞各社)に対し、避難に関する報道依頼	④-1 マスコミ等への情報提供

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
		県	○ 自衛隊、県警、市町村、消防署と協議し、残留者救出班の編制	③-1 消防との連携 ③-2 警察との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-5 自衛隊の出動要請 ③-6 緊急消防援助隊の出動要請
		市町村	○ 避難所への職員派遣と開設	
		市町村	○ 避難所確保が困難な場合、合同現地対策本部に調整依頼	
		市町村	○ 避難者の把握と市町村災害対策本部における避難者情報のとりまとめ	
		市町村	○ 広報車、防災行政無線等の手段により避難の実施または避難準備(要援護者避難)の呼びかけ	
		市町村	○ 避難広報等に関し自主防災組織や消防団の協力確保	
		市町村	○ 「福祉施設等対象避難リスト(事前整備)」に基づき、新たに避難の対象となる要援護者施設に対し避難(入所者移送)の実施の呼びかけ(電話、一斉FAX、担当職員による施設個別訪問等)	
		市町村	○ 「在宅要援護者リスト(事前準備)」に基づき、新たに避難の対象となる在宅の災害時要援護者に対し戸別訪問等実施・避難を呼びかけ(地域の民生委員や自主防災組織等の協力)	
		市町村	○ 避難所へ輸送手段確保のため、必要台数を決定しバス事業者に要請	
		市町村	○ (バスの台数が不足、または出動が間に合わないなどの場合)県内外のバス事業者へ要請するため合同対策本部に調整依頼	
		市町村	○ 避難ルートの被害状況等の確認	
		市町村	○ (避難ルートが被災するなどした場合)代替ルートおよび代替輸送手段の確保	
		市町村	○ 広報車や広報活動のための人員派遣等については必要に応じて県、警察、消防等に応援要請	
		市町村	○ 一般住民等の避難実施状況や避難者安否情報等を把握	
		市町村	○ 避難状況等について報道機関やホームページ等で公表	
		市町村	○ 残留者・行方不明者の発生が予測される区域を特定し、県に報告	
		バス事業者	○ 出動体制準備、協定先の市町村にその準備状況を報告	
			◆ 大量降灰	
		合同現地対策本部	○ 避難所等受け入れ施設の調整支援	③-3 管内市町村との連携 ③-4 他の都道府県との連携 ③-8 その他関係機関との連携
		合同現地対策本部	○ 噴火時避難の必要となった要援護者施設に対し受入施設及び搬送手段の確保支援	③-3 管内市町村との連携 ③-4 他の都道府県との連携 ③-8 その他関係機関との連携
		合同現地対策本部	○ 県内外のバス事業者などへ避難者の輸送手段を確保するための調整・支援	③-4 他の都道府県との連携 ③-8 その他関係機関との連携
		合同現地対策本部	○ 避難ルート等の被害状況把握、代替ルートおよび代替輸送手段の確保について市町村を支援	②-5c 当該危機に関する的確な情報収集 ③-3 管内市町村との連携

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
		合同現地対策本部	○避難者の輸送のため鉄道等の大量輸送機関の活用検討	③-8 その他関係機関との連携
		合同現地対策本部	○(長期にわたる大量の火山灰降下で建物被害や住民生活への多大な影響が予想される場合)一般住民等について地域外への避難の検討・判断	③-3 管内市町村との連携 ③-4 他の都道府県との連携
		県・市町村	○インターネットによる避難広報	④-5 ホームページへの関連情報の掲載
		県	○地元報道機関(TV、ラジオ、新聞各社)に対し、堅牢建物屋内退避及び屋内退避に関する報道依頼	④-1 マスコミ等への情報提供
		県	○自衛隊、県警、市町村、消防署と協議し、残留者救出班の編制	③-1 消防との連携 ③-2 警察との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-5 自衛隊の出動要請 ③-6 緊急消防援助隊の出動要請
		市町村	○降灰時避難所への職員派遣と開設	
		市町村	○避難所の開設	
		市町村	○避難所確保が困難な場合、合同現地対策本部に調整依頼	
		市町村	○避難者の把握と市町村災害対策本部における避難者情報のとりまとめ	
		市町村	○広報車、防災行政無線等の手段により堅牢建物屋内退避及び屋内退避の広報実施	
		市町村	○避難方法等に関し自主防災組織や消防団の協力確保	
		市町村	○避難所への輸送手段の確保のため、必要台数を決定しバス事業者に依頼	
		市町村	○(バスの台数が不足、または出動が間に合わないなどの場合)県内外のバス事業者へ要請するため合同現地対策本部に調整依頼	
		市町村	○避難ルート等の被害状況等の確認	
		市町村	○(避難ルートが被災するなどした場合)代替ルートおよび代替輸送手段の確認	
		市町村	○広報車や広報活動のための人員派遣等については必要に応じて県、警察、消防等に応援要請	
		市町村	○一般住民等の避難実施状況や避難者安否情報等を把握	
		市町村	○避難状況等について報道機関やホームページ等で公表	
		市町村	○残留者・行方不明者の発生が予測される区域を特定し、県に報告	
		バス事業者	○出動態勢準備、協定先の市町村にその準備状況を報告	
			◆大雨警報	
		合同現地対策本部	○火山活動の状況に応じて監視観測態勢(雨量計、土石流検知センサー等の監視観測システム)の強化の検討	②-5c 当該危機に関する的確な情報収集
		合同現地対策本部	○降雨予測や雨量計のデータに基づく土石流発生予測と県、市町村等への結果伝達	②-5c 当該危機に関する的確な情報収集 ②-6 被害情報等の国等への報告 ②-7 被害情報等の市町村等への伝達
		県・市町村	○インターネットによる避難広報	④-3 ホームページへの関連情報の掲載
		市町村	○防災行政無線等の手段により避難広報実施	
		市町村	○避難所への職員派遣と開設	
		市町村	○長期滞在型避難施設の建設	

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
			◆ 一時帰宅、避難範囲の縮小・解除	
		合同現地対策本部	○ 火山活動の状況、気象条件、輸送体制、安全確保体制等から一時帰宅の	②-5c 当該危機に関する的確な情報収集
		合同現地対策本部	○ 警察、消防、自衛隊、海上保安庁など関係機関の協力による安全確保体制の構築	③-1 消防との連携 ③-2 警察との連携 ③-3 管内市町村との連携 ③-5 自衛隊の出動要請 ③-6 緊急消防援助隊の出動要請
		合同現地対策本部	○ 気象庁や火山噴火予知連絡会等火山専門家との協議により噴火の状況に応じたゾーン区分の変更(縮小)	③-6 外部の専門家集団の知見活用
		市町村	○ 対象範囲の決定と住民等への周知	
		市町村	○ 避難範囲の縮小及び避難解除の指示	
			◆ 農産物被害	
			◆ 塵によるコンピュータシステムの故障	
			◆ 地震による建物被害	

「首都圏大停電(平成XX年1月24日)」【東京都】クロノロジー

資料5-6

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
1月 24日 (木)	20:00 頃		◆ 東京23区、川崎市、浦安市、市川市近辺で大規模な停電が発生。	
	20:01	都	○ 都庁自体の停電(自家発起動)、周辺の消灯により大規模な停電を覚知。非常用照明、非常用電源接続機器のみ作動	①-1 危機の覚知 ①-7 庁舎内の安全確保
	20:02	都	○ 電話機の機能も概ね停止。有線通話は可能	①-7 庁舎内の安全確保
			◆ 都庁には概ね40%の職員が在庁。	
			◆ 知事、副知事、危機管理監らは不在。在庁者のトップは総合防災部長。	
	20:03	都	○ 総合防災部長により、災害即応態勢設置。	②-1a 情報連絡室の設置
	20:03	都	○ 知事、副知事、危機管理監へ連絡するも、携帯電話の電波障害により通じるものの会話が成立しない。	①-3 首長、危機管理専門幹部への第一報
	20:03	都	○ 都庁展望台から確認。東、南はほぼ消灯。北、西環状七号線あたりから先は停電の様子はない模様	①-2 危機覚知者による情報収集
	20:05	都	○ テレビ報道により山手線内、東京～川崎・東京～浦安間周辺の主要鉄道が全停止。	②-5b 被害の把握 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集
	20:05	都	○ 都営地下鉄指令センターへ連絡。都内地下鉄全線停止。非常用バッテリーで予備灯をつけ、待機。各駅も非常用バッテリーで照明点灯	②-5b 被害の把握 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集
	20:06	都	○ 警視庁へ状況確認連絡。非常用電源で運用中。都内主要交差点交通信号機は蓄電池により作動継続するも、多くの交通信号機が停止。追突事故などの交通事故が多数発生。交番勤務警察官による交通整理開始の連絡	②-5b 被害の把握 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集
	20:06	都	○ 東京消防庁へ状況確認連絡。非常用電源で運用中。20:06現在、119番通報多数。都内で交通事故が多数発生している模様。	③-2 警察との連携
	20:07	都	○ 都各局、関係機関に状況報告の連絡を一斉連絡	②-5b 被害の把握 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集
	20:08	消防庁	消防庁情報連絡室設置の連絡、状況報告の要請	②-2 組織内での情報共有 ②-5b 被害の把握 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集
	20:08	都	○ 知事、副知事、危機管理監へ連絡。携帯電話通話不能。知事、副知事公用車へ防災行政無線により状況報告。	①-3 首長、危機管理専門幹部への第一報
	20:09	都	○ 危機管理監より有線電話により連絡。状況報告。情報収集活動の継続を指	①-3 首長、危機管理専門幹部への第一報
	20:15	都	○ 各局、関係機関から報告。ところどころで水道や通信網、ATMが停止。	②-2 組織内での情報共有 ②-5b 被害の把握 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集
	20:15	都	○ 携帯電話会社へ連絡。携帯電話は都内主要ビルに設置されている基地局は非常用バッテリーで運用、広範囲で使用不能	③-8 その他関係機関との連携

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
1月 24日 (木)	20:15 頃	都	○東京電力本社に問い合わせ。(東電も情報収集中なるも23区ほとんどで停電)	②-5b 被害の把握 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集 ③-8 その他関係機関との連携
	20:15 頃	都	○東京電力担当者を都庁へ派遣要請。	③-8 その他関係機関との連携
	20:17	都	○各市町村、区役所に停電状況の問い合わせ。(各市町村、練馬区、世田谷区、中野区、杉並区異常なしの連絡、他19区非常用電源で対応中の連絡)	②-5b 被害の把握 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集 ③-3 管内市町村との連携
	20:18	都	○東京国際空港(羽田空港)へ状況確認。予備電源で運用中で問題ないが、旅客の行き場がないので、燃料の少ない便以外は他の空港へ誘導中との	②-5 被害情報・安否情報の収集・整理 ③-8 その他関係機関との連絡調整
	20:20	都	○危機管理監登庁。知事へ第2報連絡。電子ロック機能停止により庁舎入口などに警備員配置。災害対策本部設置の指示。	①-5 職員の緊急参集 ①-7 庁舎内の安全確保
	20:20	都	○即応対策本部を設置。	②-1b 対策本部の設置
	20:20	都	○全員に参集連絡。(帰宅職員以外は連絡が取れず、ポケベル配布者は全員応答有り)	①-4 宿日直者による職員の緊急参集連絡 ①-5 職員の緊急参集参集
	20:20	都	○警視庁・東京消防庁から情報収集(随時)※ヘリ情報含む	②-4a 消防防災ヘリの出動 ②-5b 被害の把握 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集 ③-1 消防との連携 ③-2 警察との連携
	20:30 頃		◆送電・送水系統の切り替え等により市川市周辺復旧(その他原因不明により対処中)	
	20:30		◆テレビ局数社、非常放送で、情報を報道。	
		都	○110番、119番にEV閉じこめ通報、交通事故、転倒など多数入電。消防車などの出動80%	②-5b 被害の把握 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集 ③-1 消防との連携 ③-2 警察との連携
	20:40	都	○第1回即応対策本部担当部長連絡会開催(状況の取りまとめ、知事へ連絡)	②-2 組織内での情報共有 ②-3 部局間の役割の調整
			◆交通渋滞により、知事、副知事公用車の到着時間が大幅に遅れるとの連絡	
	20:42	都	○ラジオ各社へ連絡し、住民広報の支援の要請。各社から随時放送(特に渋滞情報、警視庁の指示等を繰り返し放送し、混乱の拡大を防止)	④-1 マスコミ等への情報提供
	20:45	都	○鉄道各社からの連絡。各駅に大量の滞留旅客が発生、復旧していない地域は、駅員誘導の元、近くの駅まで移動。	②-5b 被害の把握 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集
	20:45	経済産業	○首都圏大規模停電対策室設置	
	20:50	警視庁	◆新宿区、渋谷区周辺の繁華街の飲食店、百貨店等で客らによる混乱発生の通報。	
1月 24日 (木)	20:50	都	○記者クラブ、報道機関、区、国に対し停電状況・交通情報を情報提供(第1報)	②-6 被害情報等の国等への報告 ②-7 被害情報等の市町村等への伝達 ④-1 マスコミ等への情報提供

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
	21:00	都	○新宿区役所、周辺混乱により、機能停止状態、四谷特別出張所にて情報収集活動を開始するも、職員数の不足により、応援要請を受ける(参集職員へ参集場所の変更を指示できない状態のため)	③-3 管内市町村との連携
	21:10	都立病院	○都立広尾病院(渋谷区)都立荏原病院(品川区)自家発電装置に不具合の病院から患者搬送の要請	
	21:20	都	◆非常用電源接続IT機器のみで対応しているため災害対策本部機能が向上せず。知事の指示により職員を各地域へ派遣し情報収集開始。	②-5b 被害の把握 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集 ②-5d 現地への職員派遣
	21:20	警視庁	○各機動隊に出動命令(警備強化)	
	21:30		◆知事、副知事ら登庁	
	21:30	神奈川県	○川崎市へ緊急消防援助隊(救助)派遣要請(横浜市の応援のみでは対処不可能)	③-4 緊急消防援助隊の出動要請
	21:35	警視庁	○周辺県警へ東京方面への車両通行止めの要請	
	21:40	都	○第1回即応対策本部会議開催	②-2 組織内での情報共有 ②-3 部局間の役割の調整
	21:40	東京消防庁	○交通渋滞により都立広尾病院患者搬送の遅れ、東京消防庁ヘリのみでは空輸限界の連絡	
	21:45	都	○知事会見	④-1 マスコミ等への情報提供
	21:50	経済産業	○東京電力株式会社社長を対策本部へ呼び、対処を命令	
	21:50	都	○記者クラブ、報道機関、区、国に対し情報提供(第2報)	②-6 被害情報等の国等への報告 ②-7 被害情報等の市町村等への伝達 ④-1 マスコミ等への情報提供
	21:58	都	○自衛隊に災害派遣を要請(病院搬送用のヘリ要請、道路渋滞による活動の遅延)	③-5 自衛隊の出動要請
	22:00	都	○各部局が管理する施設に対し、現在の収容状況、停電状況等の確認	②-5b 被害の把握 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集 ②-5d 現地への職員派遣
	22:00	都	○重要施設管理者に対し、停電状況、被害状況等の確認	②-5b 被害の把握 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集 ③-8 その他関係機関との連携
	22:10	都	○住民への広報活動を各市区町村へ連絡。(防犯対策、火災予防への注意喚起)	③-3 管内市町村との連携 ④-3 住民への情報提供
1月 24日(木)		都	○受け入れ先病院の調整	③-1 消防との連携 ③-4 他の都道府県との連携 ③-7 医療機関(民間)との連携
	22:30	自衛隊	自衛隊ヘリ10機により、患者搬送開始	
		都	現地へ派遣した職員が帰庁、情報のとりまとめを随時実施	②-5b 被害の把握 ②-5c 当該危機に関する的確な情報収集 ②-5d 現地への職員派遣

月 日 曜日	時間	現場及び活動主体	活動内容	一般化・抽象化
	22:40	都	○第2回即応対策本部会議開催	②-2 組織内での情報共有 ②-3 部局間の役割の調整
	22:45	警視庁	○新宿、渋谷区周辺の混乱の鎮圧の連絡(逮捕者総数59名)	
	22:50	都	○記者クラブ、報道機関、区、国に対し停電状況・交通情報を情報提供(第3報)	②-6 被害情報等の国等への報告 ②-7 被害情報等の市町村等への伝達 ④-1 マスコミ等への情報提供
	23:00	都	○区の防災無線等を通じ、住民に対し、停電状況・交通情報を情報提供(随時) ○時 停電が継続中の19区で避難所開設(不安な人、暖房のない人などへ自主避難の呼びかけ)	③-3 管内市町村との連携 ④-3 住民への情報提供
	23:30		◆一部機器のトラブルを除き、概ね電力は復旧	
	23:40	自衛隊	○電力復旧により、患者9名を国立病院機構災害センター(立川市)へ搬送で活動終了	
			◆断水、携帯電話による通話も復旧	
			◆ITシステムの故障による社会機能の混乱は継続	
			◆鉄道ダイヤは大幅に乱れたまま	
	23:40	都	○各施設において復旧後の安全確認を実施(随時報告)	②-5c 当該危機に関する的確な情報収集
1月 25日(金)	00:00	都	○第3回即応対策本部開催 各部局が管理する施設に対し、復旧後のデータバックアップの確認など、現状復帰の確認を指示。東京都交通局(地下鉄、バス)へ深夜運行の指示 各船舶へ臨時便の横浜方面、千葉方面への運	②-2 組織内での情報共有 ②-3 部局間の役割の調整 ③-8 その他関係機関との連絡調整
	00:20	都	○記者クラブ、報道機関、区、国に対し停電状況・交通情報を情報提供(1時間おきに随時)	②-6 被害情報等の国等への報告 ②-7 被害情報等の市町村等への伝達 ④-1 マスコミ等への情報提供
		都	○区の防災無線等を通じ、住民に対し、停電状況・交通情報を情報提供(随時)	③-3 管内市町村との連携 ④-3 住民への情報提供
	00:30	都	○ホームページへの関連情報の掲載	④-5 ホームページへの関連情報の掲載
	02:00	都	○各部局、各部局が管理する施設の現状復帰の確認終了。引き続き、停電によりリセットされた機能を順次復帰(電子ロックの登録など)	②-5c 当該危機に関する的確な情報収集
	02:30	都	○即応対策本部を縮小。人員を30%に縮小し、随時、仮眠。	

各危機管理事案に該当する「一般化・抽象化」した地方公共団体の行動 整理表

「危機が起きている事象 以外は通常状況の事案」	「対処方法がおおよそ定まっている事案」	A:【兵庫県】JR福知山線脱線事故
	「対処方法が定まっていない事案」	B:【京都府】高病原性鳥インフルエンザ発生事案 C:【福井県】北朝鮮弾道ミサイル発射事案
「全体が通常ではなくな る事案」で、	「対処方法がおおよそ定まっている事案」	D:【新潟県】新潟県中越地震
	「対処方法が定まっていない事案」	E:(仮想)首都圏大停電【東京都】 F:(仮想)富士山大噴火【静岡県・山梨県】

	A	B	C	D	E	F
① 覚知・初動対応						
①-1 危機発生の覚知(危機が発生した情報の入手)	○	○	○	○	○	○
①-2 危機覚知者による情報収集	○	○		○	○	○
①-3 首長、危機管理専門幹部等への第一報	○	○	○	○	○	○
①-4 宿日直者等による職員の緊急参集連絡			○		○	○
①-5 職員の緊急参集		○	○	○	○	○
①-6 職員の安否確認				○		
①-7 庁舎内の安全確保				○	○	○
② 団体内での体制整備と危機への対応						
②-1 臨時的な全庁的対応組織の設置	—	—	—	—	—	—
a. 情報連絡室(※知事以外をトップ)の設置	○	○	○		○	○
b. 対策本部(※知事をトップ)の設置	○	○	○	○	○	○
②-2 組織内での情報共有	○	○	○	○	○	○
②-3 部局間の役割の調整(保健部局等)	○	○	○	○	○	○
②-4 対応方針、対処措置等の意思決定	—	—	—	—	—	—
a. 消防防災ヘリの出動 ※特徴的なものを	○				○	○
b. 現地対策本部の設置 掲げている	○	○				○
②-5 被害情報等の収集・整理	—	—	—	—	—	—
a. 被災地との通信手段の確保	○			○		○
b. 被害情報の的確な収集	○	○		○	○	○
c. 当該危機に関する的確な情報収集	○	○	○	○	○	○
d. 現地への職員派遣	○	○		○	○	○
e. 現地調整所の設置、現地調整所への参加	○					○
②-6 被害情報等の国等への報告	○	○	○	○	○	○
②-7 被害情報等の市町村等への伝達	○	○	○	○	○	○
③ 他団体との関係						
③-1 消防との連携(緊急消防援助隊を除く)	○	○	○	○	○	○
③-2 警察との連携	○	○	○	○	○	○
③-3 管内市町村との連携	○	○	○	○	○	○
③-4 他の都道府県との連携		○		○	○	○
③-5 自衛隊との連携	○	○	○	○	○	○
③-6 緊急消防援助隊の出動要請	○			○		○
③-7 医療機関(民間)との連携	○	○		○	○	○
③-8 その他関係機関との連携	○	○	○	○	○	○
③-9 外部の専門家集団の知見活用	○	○		○		○
③-10 NGO、ボランティア等との連携	○	○		○		○
④ 広報活動等						
④-1 マスコミへの情報提供	○	○	○	○	○	○
④-2 マスコミからの問い合わせへの対応	○	○	○	○	○	○
④-3 住民への情報提供	○	○	○	○	○	○
④-4 住民からの問い合わせへの対応	○	○	○	○	○	○
④-5 ホームページへの関連情報の掲載	○	○	○	○	○	○

(凡例) ○ …実際の危機管理事案への対応にあたり機能として求められ、実際に対応したもの
□ …当該事案においては、機能として特に求められなかったもの

それぞれの事案への対応から得られた課題・教訓事項

※「中間取りまとめ」より消防庁国民保護室が編集

	総括的事項	危機管理組織	危機への対応	平素からの取組	人材育成
鳥インフル エンザ 発生事案 ＜京都府＞		・危機対応が長期化した場合における体制の維持（日常業務への影響） ・周辺府県において近似した事例等が発生した場合における速やかな情報収集体制の構築	・平時からの自衛隊等関係機関との緊密な連携 ・公的機関だけでなく、関係事業者等との連絡体制の整備	・特定の危機に特有の物資（防疫のための消石灰・防疫服など）が円滑に調達できる体制の整備（協定の締結等） ・幅広く「危機」に利用可能な危機管理対策の計画の策定	・特定の危機に対応するため、外部の専門的な知見を活用しうる体制の整備 ・全職員の危機管理意識の向上
JR 福知山線 脱線事故 ＜兵庫県＞	・事故現場における都道府県の役割の明確化（特に救助現場等）。 ・事故の原因者（発生責任者）と地方公共団体との関係の明確化（救援に要した経費の取り扱い等にも影響）		・安否情報の収集・提供を行う主体の明確化 ・安否情報の公表に関する考えの整理（実名・匿名の判断は報道機関で行うべきと主張する報道機関と、被害者の個人情報保護しようとする関係機関との間の意見調整等） ・情報収集ルート of 明確化、広く近隣市町との情報共有		
新潟県 中越地震 ＜新潟県＞		・対策本部の組織編成（平素の組織との関係の整理） ・本部連絡司令室の構成の細分化（一人の職員に係る判断の軽減） ・危機対応が長期化した場合における体制の維持（職員シフトの確立等）	・被災市町村の被害状況把握 ・マスコミへの情報提供方法（ex. 対策本部への出入り、対策本部会議の公表）	・LANやパソコン設備等の環境が整った専用の災対本部室の整備 ・個々の地方公共団体の対応力不足を補うための地方公共団体間における連携・支援の強化（自助・共助・公助の役割分担と責任の明確化等）	・特に自然災害以外の危機管理事案についての職員の危機管理に意識の向上 ・危機発生時に対策本部要員となる他部局職員の教育

危機管理事案の種類によって必要とされる機能の整理(イメージ)

「状況」による危機の分類

危機が起きている事象以外は通常状況



全体が通常ではなくなる

- 事案発生情報の迅速な入手
- 現場への職員派遣

原則として、あらゆる危機に共通して必要とされる機能

- 初動対応、職員の緊急参集
 - 適切な臨時的対応組織の設置
 - 団体内部での情報共有・部局間の役割調整
 - 被害情報等の収集・整理
 - 関係団体、住民・マスコミ等への情報提供
 - 関係団体との密接な連携
- 等

- 対応方針、対応措置のよりの確な選択・判断
 - 外部の専門家集団の知見活用
 - 未知のリスクに関する情報の提供
- 等

「対応方法が定まっていない事案」で特に必要とされるようになる機能

- ※
- 職員の安否確認・庁舎内の安全確保
 - 管内市町村や他の都道府県との広域調整
 - 通常業務の執行体制との調整
- 等

「全体が通常でなくなる事案」で特に必要とされるようになる機能

「対応方法」による危機の分類

対応方法が定まっている
↑
対応方法が定まっていない

※これらは、被害が大きく、対応が長期化することに伴って特に必要となる機能であり、「全体が通常ではなくなる」事案において必要となることが多いものと考えられる